

広島県分権改革推進審議会小委員会

第4回会議次第

日時 平成15年8月26日(火) 13:30～16:00

場所 県庁 北館2階 第1会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 県行政の農林水産部門（基盤整備）における事務事業見直しについて

(2) 県行政の土木建築部門における事務事業見直しについて

3 閉 会

【配付資料】

資料1 分権改革推進に関する主要論点資料【農林水産部（基盤整備）】

資料2 分権改革推進に関する主要論点資料【土木建築部】

2002ひろしまの農業農村整備

広島県保安林配備図

広島県道路網図

(追加資料)

商工関係資料（経営改善普及事業について）

(参考資料)

教育関係資料（教育行政の現状と課題）

広島県分権改革推進審議会小委員会

第4回会議出席者名簿

職 名	氏 名	備考
広島県商工会議所連合会会頭	池 内 浩 一	
高田郡甲田町長	今 井 正	
広島経済同友会代表幹事	大 田 哲 哉	
広島女学院大学助教授	折 登 美 紀	
広島県商工会連合会会長	加 島 英 俊	欠席
〃 専務理事	杉 本 勝	※
広島大学法学部教授	川 崎 信 文	
広島県農業協同組合中央会会長	児 玉 静 秋	
広島県民生委員児童委員協議会会長	櫻 井 正 弥	
広島県国民健康保険団体連合会常務理事	佐 古 清 進	
広島県議会議員	平 浩 介	
安田女子短期大学講師	戸 井 佳奈子	
社団法人中国地方総合研究センター理事長	櫛 本 功	
日本労働組合総連合会 広島県連合会会長	宮 地 稔	
中国新聞社代表取締役副社長	山 本 一 隆	
三次市長	吉 岡 広小路	

(50音順, 敬称略)

※ 備考欄に※のある出席者は, 広島県分権改革推進審議会設置条例第6条に基づく「議事に係る関係者」としての出席者

分権改革推進に関する主要論点資料 【農林水産部】

■ 農林水産業関係の基盤整備のあり方【ほ場整備】	1
■ 農林水産業関係の基盤整備のあり方【農道整備】	6
■ 農林水産業関係の基盤整備のあり方【漁港整備】	9
■ 農林水産業関係の基盤整備のあり方【森林整備】	12

分権改革推進に関する主要論点

No

主要論点

14

農林水産業関係の基盤整備のあり方
【ほ場整備】

■ ほ場整備事業の典型として、①県を事業主体とする経営体育成基盤整備事業（農地集積実績に応じた促進費交付等ソフト事業と一体的に実施）、②市町村や土地改良区等を事業主体とする基盤整備促進事業がある。

	採 択 要 件	事 業 内 容	事 業 費 負 担					県予算額 (箇所数)
			区 分	国	県	市町村	受益者	
県 営	・ 2 0 h a ～ ・ 農 地 集 積 等	区画整理 農道整備 用排水 暗渠排水 客土 集落道 排水路 公園施設 防災施設 用地等	山 村	50.0	32.5	5.0	12.5	14.4億円
			その他	50.0	27.5	10.0	12.5	(1 3)
団体営	・ 5 h a ～		中山間	55.0	20.0			4.1億円
			その他	50.0	10.0			(1 7)

注 1 「山村」は県が建設事業負担金条例で、「中山間」は県が中山間地域活性化対策基本方針で定めた区域

注 2 「団体営」欄には、担い手育成型（市町村が定めた農地集積等に関する計画に基づくもの）を揚げた。

○県 営 ～H4まで着手60ha以上（原則は200ha以上）を（1箇所平均120ha）、H5以降着手は20ha以上のほ場整備（担い手型）を実施（1箇所平均42ha）

○団体営 ～H8まで20ha以上、H10以降「基盤整備促進事業」（5ha以上）へ移行

■ ほ場整備事業の流れ

計画調査（単位：百万円）

県

○県営事業の事前調査費 65

土地改良事業団体連合会

○団体営事業の調査設計 40

事業実施

《受益農家》

県に事業実施申請
(土地改良法85条)

《市町村》

市町村の計画に対する同意
(1196条の2)

《県》

適否決定
計画決定
公告縦覧

【県】

着工完成

県へ事業実施協議

適否決定
同意公告

【市町村】

着工完成

県営事業で整備した施設の管理

市町村や土地改良区へ
○施設譲与
○管理委託

※「土地改良財産の譲与に関する条例」による譲渡「土地改良財産管理規則」による委託

■ ほ場整備の状況 ～第1次土地改良長期計画（S40～）以降、1区画30aの整備を進める（H13の全国整備率は67.7%）。

	1985(A)	1990	1995	2000(B)	2001	(B-A)
耕地面積(ha)	79,000	74,200	69,500	63,200	62,300	▲ 16,700
水田面積(ha)	55,400	52,900	49,800	46,200	45,700	▲ 9,700
整備済水田面積(ha)	14,011	19,101	23,338	26,027	26,221	12,210
整備率(全水田)	25.5	36.1	46.9	56.3	57.4	31.9
整備率(要整備)	—	—	—	85.3	86.0	—

(参考) 国は、県営事業について地方負担のガイドラインを定めている（県 27.5%，市町村 10.0%）。

■ 県の関与の考え方

・ 県営と団体営のメルクマールは、広域性や専門性というよりも受益面積の大小といえることから、団体営を基本とする事務事業のあり方を検討

・ 県営事業の内容も農地集積に向けたソフト事業や農村の生活環境整備に関する施設整備を包含しており、基礎的自治体による実施を基本とする事務事業のあり方を検討

・ 市町村が土地改良区の事務局である場合もあり、事業主体と維持管理の一体化の視点からも基礎的自治体による実施を基本とする事務事業のあり方を検討

【資料1】農業農村整備事業の体系

○土地改良法は、農用地の改良・開発・保全等の事業実施に必要な事項を定め、これを受けて国において要領要綱を定め、次の体系によって農業農村整備事業を実施している。

※「地方分権改革推進会議小委員会ヒアリング資料」から抜粋

① 農業生産基盤整備事業

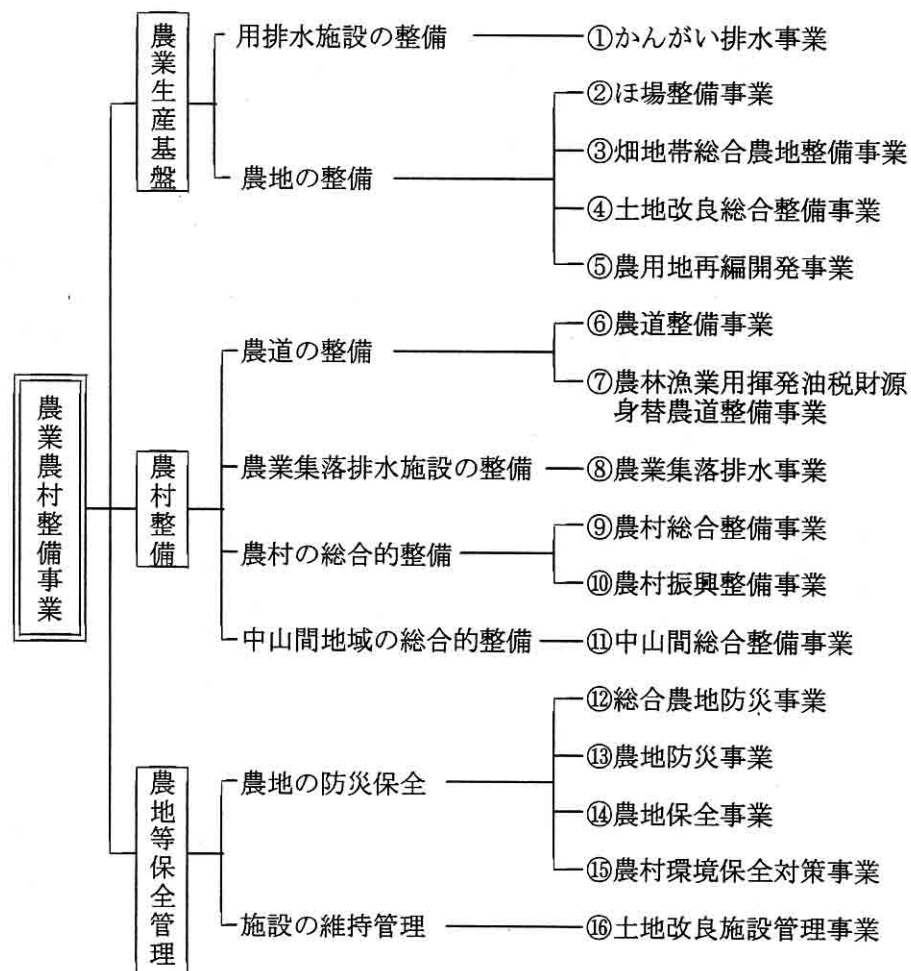
国民に対する食料の安定供給、農業生産性の向上、需要の動向に即した農業生産の再編成及び経営規模拡大等農業構造の改善に資するため、農業用排水施設の整備、農地の整備。

② 農村整備事業

生産基盤の整備と一体的に生活環境を整備し、快適で活力ある農村地域の形成に資するための農道の整備、農業集落排水施設の整備、農村の総合的整備、中山間地域の総合的整備。

③ 農地等保全管理事業

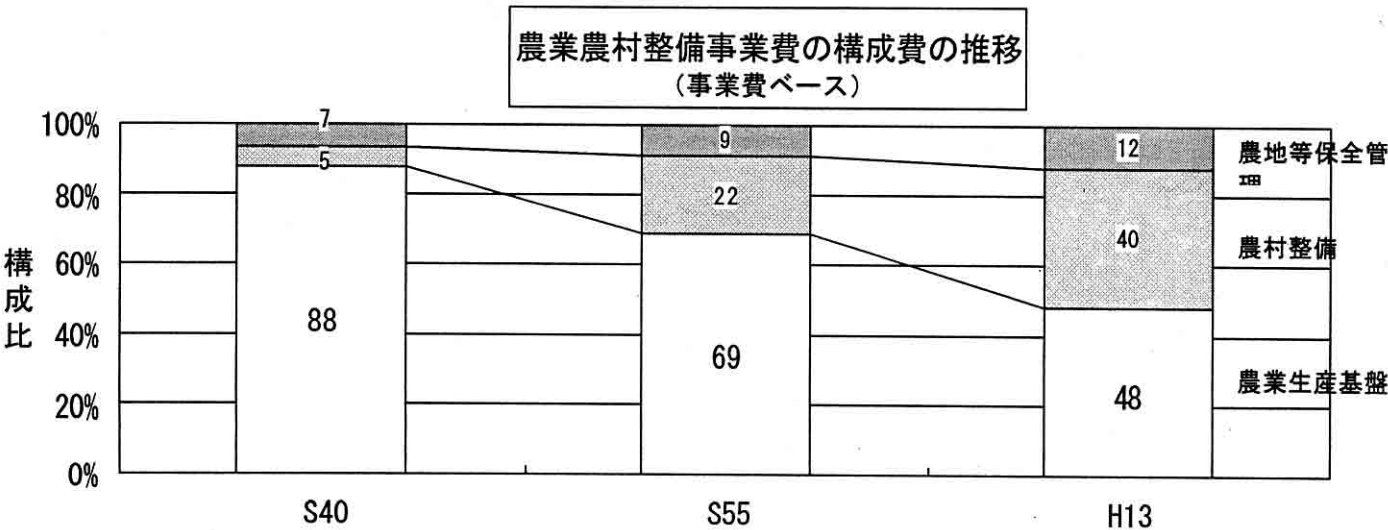
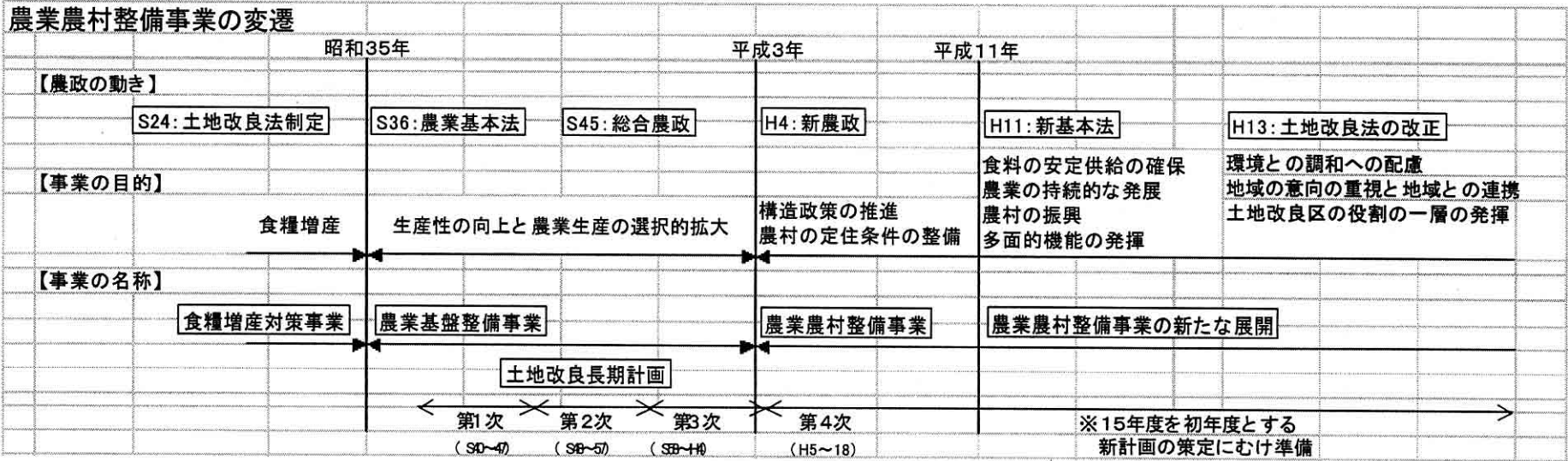
農村地域での災害を未然に防止し、農地及び農業用施設の保全を図るための農地の防災保全、施設の維持管理。



【資料2】農業農村整備事業の変遷

※「地方分権改革推進会議小委員会ヒアリング資料」から抜粋

○農業農村整備事業は、時代のニーズや政策課題に対応し、計画的に推進。



【参考】広島県の事業費構成

農地等保全管理	9.9%
(約21億円)	
農村整備	66.2%
(約141億円)	
農業生産基盤	23.9%
(約51億円)	

※平成14年度当初予算ベース

【資料3】総合整備型事業の概要

【中山間総合整備事業】

一般型	60ha～	林野率50%以上
生産基盤型	20ha～ (うちほ場整備10ha～)	かつ 主傾斜1/100以上の農用地が50%以上
広域連携型	60ha～	上
主な事業内容	生産基盤	①区画整理②農道整備③用排水④暗渠排水⑤客土⑥農用地開発等
	生活環境	①集落道②排水施設③営農飲雑用水施設④防災施設⑤用地整備
	交流基盤	①交流施設②市民農園③情報基盤施設等

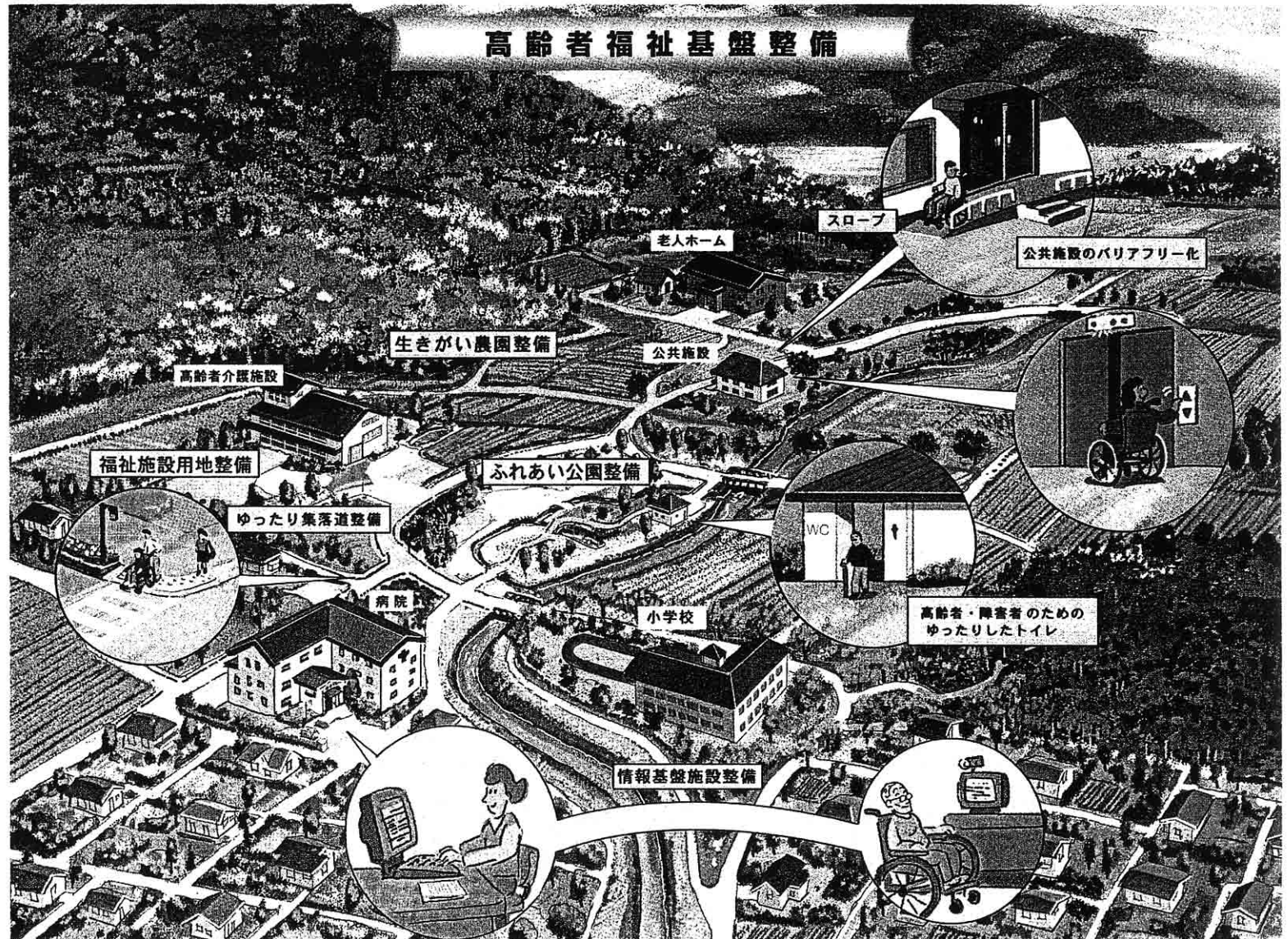
※H15年度 県営8箇所 団体営2箇所

【農村振興総合整備事業】

○市町村の範囲を対象とした農村振興基本計画等で定めた農村振興の目標を達成するため、取り組むべきテーマを設定して実施（H14～18） ○事業費5千万円以上		
①高齢者福祉基盤整備②田園居住空間整備③地域資源循環管理④地域環境整備⑤地域伝統文化基盤整備⑥雇用創出基盤整備⑦農村基盤整備⑧地域情報基盤整備⑨都市近郊交流基盤整備		
主な事業内容	生産基盤	①区画整理②農道整備③用排水④農用地開発等
	生活環境	①集落道②排水施設③営農飲雑用水施設④公園施設⑤防災施設等
	交流基盤	①交流施設②コミュニティ施設③景観保全整備④その他

※H15年度 県営4箇所 団体営20箇所

《事業イメージ(農村振興総合整備事業)》



【資料4】農業・農村の多面的機能

※「地方分権改革推進会議小委員会ヒアリング資料」から抜粋

○農業・農村の多面的機能は、年間6兆9千億円と試算。

○農業が果たす食料生産・供給以外の役割を多くの国民が認識。このような多面的機能を有する農業への将来にわたる強い期待。

■農業・農村の多面的機能の計量評価

機 能	評 価 の 概 要	評価額 (億円/年)
洪水防止機能	水田及び畑の大雨時における貯水能力を治水ダムの減価償却費及び年間維持費により評価した額	28,789
水資源かん養機能	水田のかんがい用水を河川に安定的に還元して再利用に寄与する能力及び水田・畑の地下水かん養量をそれぞれ治水ダムの減価償却費及び水価割安額により評価した額	12,887
土壌浸食防止機能	農地の耕作により抑止されている推定土壌浸食量を、砂防ダムの建設費により評価した額	2,851
土砂崩壊防止機能	水田の耕作により抑止されている土砂崩壊の推定発生件数を、平均被害額により評価した額	1,428
有機性廃棄物処理機能	有機性廃棄物の農地への還元量を、最終処分経費により評価した額	64
大気浄化機能	水田及び畑による大気汚染ガスの推定吸収量を排煙脱硫・脱硝装置の減価償却費及び年間維持費により評価した額	99
気候緩和機能	水田による夏期の気温低下能力を、冷房電気料金により評価した額	105
保健休養機能 (文化的機能)	農業・農村が有する保健休養機能を、農村地域への旅行者及び帰省者の旅行費用により評価した額	22,565
合 計		68,788
(参考) 農業粗生産額 (平成8年)		104,676

資料) 農林水産省農業総合研究所「農業・農村の公益的機能の評価検討チーム」による試算 (平成10年)

【参考】広島県の農業・農村の公益的機能の評価額

機 能	能 力	評価額 (億円/年)
洪水防止機能	年間1億328万立方メートルの貯水能力	751
水資源かん養機能	年間4億646万立方メートルの保水能力	286
土壌浸食防止機能	年間38万立方メートルの土砂流出防止	45
土砂崩壊防止機能	年間約44件の地滑り災害防止機能	11
有機性廃棄物処理機能		1.8
気候緩和機能	水田の潜熱効果による気温低下効果は1.3℃	3.4
保健休養機能		404
合 計		1,502
(参考) 広島県の農業粗生産額 (平成13年)		1,090

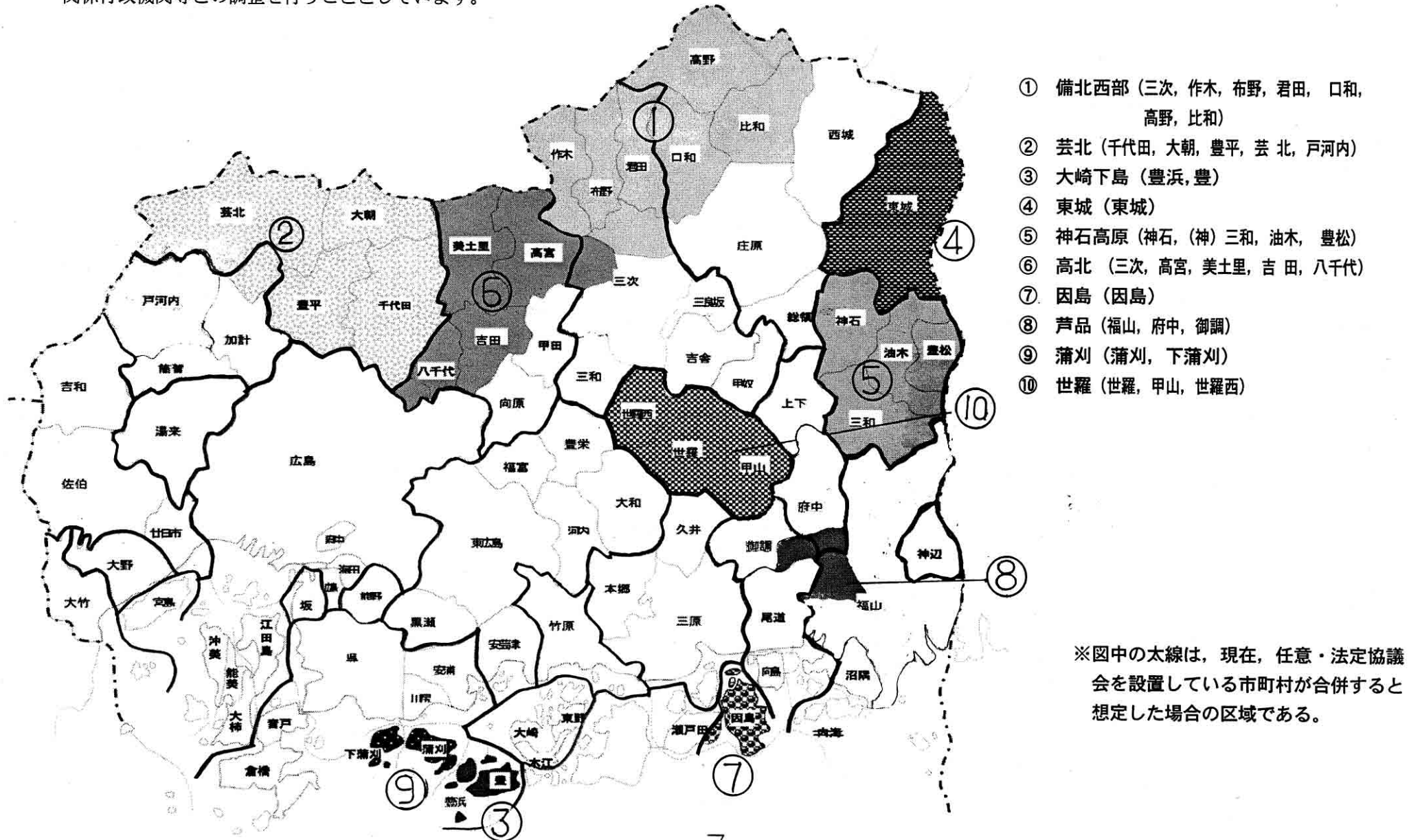
資料: 広島県農林水産部による推計値 (H14年度)

分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事 務 事 業 の 概 要	論点の内容																																																								
14-1	農林水産業関係の基盤整備のあり方 【農道整備】	■ 農道の機能 農道事業は、ほ場整備等の生産基盤整備と一体的に農村の生活環境を整備する「農村整備事業」の一部をなし、次のように区分される。 <table><tr><th>基 幹 的 農 道</th><th colspan="3">地 域 内 農 道</th></tr><tr><td rowspan="3">農業生産、農産物物流の農業用利用を主体とし併せて農村地域の社会生活活動にも利用される農道 ⇒営農団地間を結ぶ道路 ⇒集出荷施設等と一般道路等を連結する道路</td><td colspan="3">ほ場への通作、営農資材の搬入、ほ場からの農産物搬出、農産物の収穫、防除作業等の農業生産活動に主に利用される農道</td></tr><tr><th>幹 線 農 道</th><th>支 線 農 道</th><th>耕 作 道</th></tr><tr><td>集落とほ場、ほ場とほ場、ほ場と集出荷施設等を結ぶ主要な道路</td><td>幹線農道から分岐し、ほ区又は耕区に連絡する農道</td><td>耕区の境界部又は耕区内に設けられる農道</td></tr></table> 主に広域農道、農免農道で整備 主に一般農道で整備 ほ場整備で実施（基盤整備促進事業など） ※「ほ区」＝周囲を農道及び水路によって囲まれた区画 「耕区」＝ほ区を畦畔によって細分化した区画 ■ 農道整備事業、一般道路事業の対比 <table><tr><th>区 分</th><th colspan="3">農道整備事業</th><th colspan="2">一般道路事業</th></tr><tr><td></td><th>広 域 農 道</th><th>農 免 農 道</th><th>一 般 農 道</th><th>県 道</th><th>市 町 村 道</th></tr><tr><td>事業目的</td><td colspan="3">①農業の生産性の向上 ②農産物物流の合理化 ③農業生産の近代化</td><td colspan="2">①道路網の整備 ②交通の発達に寄与</td></tr><tr><td>事業概要</td><td>広域営農団地整備計画に位置付けられた基幹的農道</td><td>農業用の揮発油税額相当の財源で整備する基幹的農道</td><td>ほ場整備で造成された農道を結ぶ幹線農道</td><td>地方的な幹線道路網の整備</td><td>市町村の区域内に存する道路の整備</td></tr><tr><td>事業主体</td><td>県</td><td>県、市町村 土地改良区</td><td>県</td><td>県</td><td>市町村</td></tr><tr><td>主な採択要件</td><td>受益面積 1,000ha 以上 幅員 5 m 以上 延長 10km 以上 工期 9年 以内</td><td>受益面積 50ha 以上 幅員 4 m 以上 総事業費 1億円以上 工期 6年以内</td><td>受益面積 50ha 以上 幅員 4.5 m 以上 延長 1km 以上 工期 6年以内</td><td>一次改良の場合 総事業費 5億円以上 日交通量1,500台以上 工期 7年以内</td><td>一次改良の場合 総事業費 5億円以上 工期 7年以内</td></tr><tr><td>整備後の維持管理</td><td>県 ※市町村に譲与又は管理委託</td><td>各事業主体 ※県整備の場合、市町村に譲与又は管理委託</td><td>県 ※市町村に譲与又は管理委託</td><td>県</td><td>市町村</td></tr></table>	基 幹 的 農 道	地 域 内 農 道			農業生産、農産物物流の農業用利用を主体とし併せて農村地域の社会生活活動にも利用される農道 ⇒営農団地間を結ぶ道路 ⇒集出荷施設等と一般道路等を連結する道路	ほ場への通作、営農資材の搬入、ほ場からの農産物搬出、農産物の収穫、防除作業等の農業生産活動に主に利用される農道			幹 線 農 道	支 線 農 道	耕 作 道	集落とほ場、ほ場とほ場、ほ場と集出荷施設等を結ぶ主要な道路	幹線農道から分岐し、ほ区又は耕区に連絡する農道	耕区の境界部又は耕区内に設けられる農道	区 分	農道整備事業			一般道路事業			広 域 農 道	農 免 農 道	一 般 農 道	県 道	市 町 村 道	事業目的	①農業の生産性の向上 ②農産物物流の合理化 ③農業生産の近代化			①道路網の整備 ②交通の発達に寄与		事業概要	広域営農団地整備計画に位置付けられた基幹的農道	農業用の揮発油税額相当の財源で整備する基幹的農道	ほ場整備で造成された農道を結ぶ幹線農道	地方的な幹線道路網の整備	市町村の区域内に存する道路の整備	事業主体	県	県、市町村 土地改良区	県	県	市町村	主な採択要件	受益面積 1,000ha 以上 幅員 5 m 以上 延長 10km 以上 工期 9年 以内	受益面積 50ha 以上 幅員 4 m 以上 総事業費 1億円以上 工期 6年以内	受益面積 50ha 以上 幅員 4.5 m 以上 延長 1km 以上 工期 6年以内	一次改良の場合 総事業費 5億円以上 日交通量1,500台以上 工期 7年以内	一次改良の場合 総事業費 5億円以上 工期 7年以内	整備後の維持管理	県 ※市町村に譲与又は管理委託	各事業主体 ※県整備の場合、市町村に譲与又は管理委託	県 ※市町村に譲与又は管理委託	県	市町村	■生産基盤や生活環境整備について、基礎的自治体が企画立案から整備後の管理まで一貫して行うことができる仕組みづくりが必要ではないか ○農免農道や一般農道は、合併後の基礎的自治体の区域内で事業効果が発揮される事業といえるのではないか ○広域農道には、合併後の基礎的自治体の区域を越えるものも考えられるが、事業効果は地元自治体の区域の中にとどまるのではないか
基 幹 的 農 道	地 域 内 農 道																																																										
農業生産、農産物物流の農業用利用を主体とし併せて農村地域の社会生活活動にも利用される農道 ⇒営農団地間を結ぶ道路 ⇒集出荷施設等と一般道路等を連結する道路	ほ場への通作、営農資材の搬入、ほ場からの農産物搬出、農産物の収穫、防除作業等の農業生産活動に主に利用される農道																																																										
	幹 線 農 道	支 線 農 道	耕 作 道																																																								
	集落とほ場、ほ場とほ場、ほ場と集出荷施設等を結ぶ主要な道路	幹線農道から分岐し、ほ区又は耕区に連絡する農道	耕区の境界部又は耕区内に設けられる農道																																																								
区 分	農道整備事業			一般道路事業																																																							
	広 域 農 道	農 免 農 道	一 般 農 道	県 道	市 町 村 道																																																						
事業目的	①農業の生産性の向上 ②農産物物流の合理化 ③農業生産の近代化			①道路網の整備 ②交通の発達に寄与																																																							
事業概要	広域営農団地整備計画に位置付けられた基幹的農道	農業用の揮発油税額相当の財源で整備する基幹的農道	ほ場整備で造成された農道を結ぶ幹線農道	地方的な幹線道路網の整備	市町村の区域内に存する道路の整備																																																						
事業主体	県	県、市町村 土地改良区	県	県	市町村																																																						
主な採択要件	受益面積 1,000ha 以上 幅員 5 m 以上 延長 10km 以上 工期 9年 以内	受益面積 50ha 以上 幅員 4 m 以上 総事業費 1億円以上 工期 6年以内	受益面積 50ha 以上 幅員 4.5 m 以上 延長 1km 以上 工期 6年以内	一次改良の場合 総事業費 5億円以上 日交通量1,500台以上 工期 7年以内	一次改良の場合 総事業費 5億円以上 工期 7年以内																																																						
整備後の維持管理	県 ※市町村に譲与又は管理委託	各事業主体 ※県整備の場合、市町村に譲与又は管理委託	県 ※市町村に譲与又は管理委託	県	市町村																																																						

【資料1】広島県の広域営農団地整備計画

広域営農団地整備計画は、広域の見地から定めることが相当であるものについて、市町村農業振興地域整備計画を補完し又はこれに代替するものとして策定します。主には、広域的な整備事業等を位置付けます。広域営農団地整備計画は、市町村農業振興地域整備計画や他の広域整備計画との関連を保つため、関係行政機関等との調整を行うこととしています。



【資料２】過疎代行による農道整備

○市町村が管理する基幹的な農道のうち、過疎地域自立促進特別措置法に基づいて農林水産大臣が指定したものは、市町村に代わって県が事業主体となって整備する。

【一般農道整備事業】

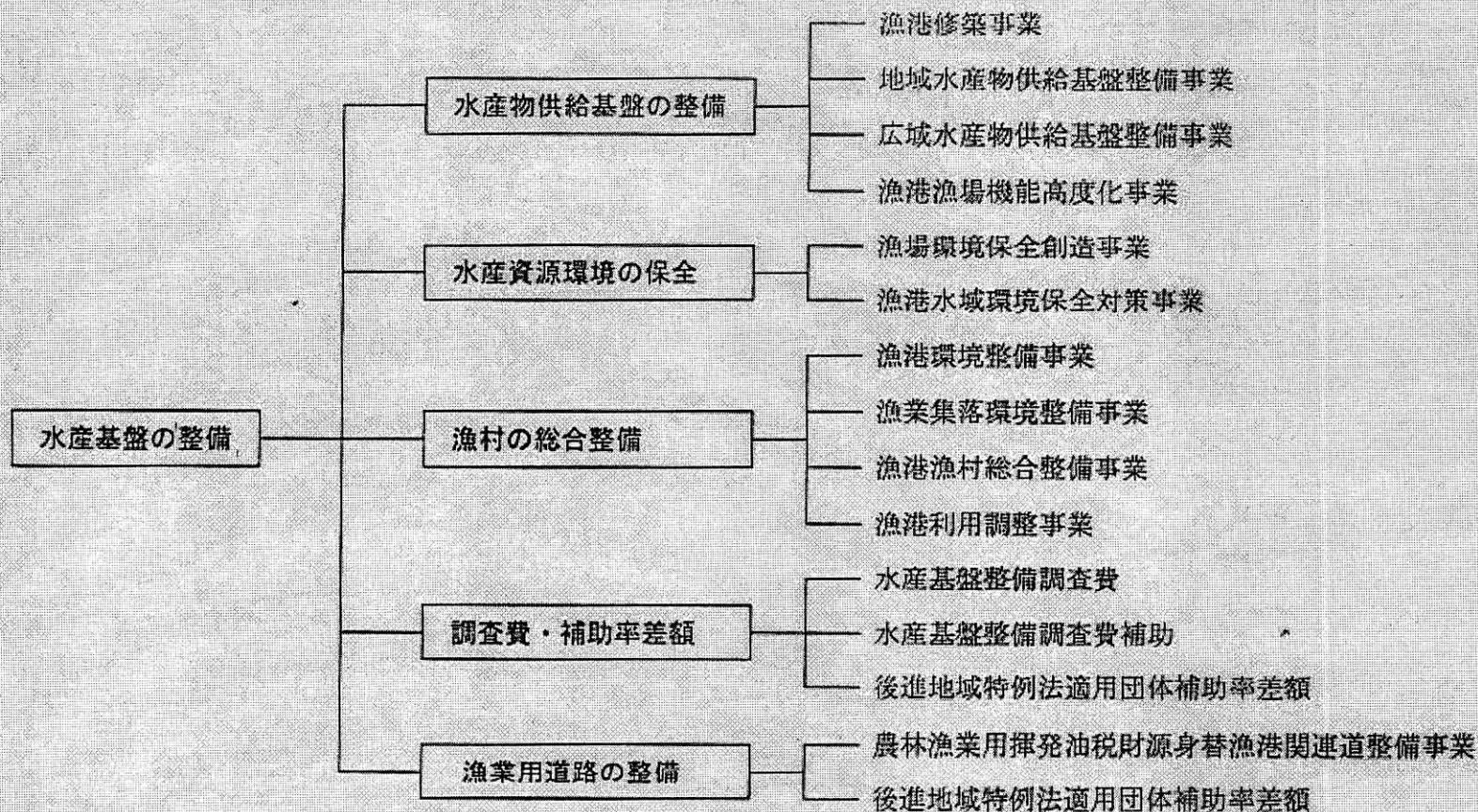
区 分	路 線 名	所 在 地	事 業 量	事 業 費	受益面積	工 期
過疎代行	新坂３期	油木町	2, 3 0 3 m	2 2 . 1 億円	2 3 3 h a	S 5 6 ~ H 1 2
	作木３期	作木村	2, 5 7 6 m	2 3 . 7 億円	3 7 3 h a	S 5 7 ~ H 1 3
	神石高原	油木町 豊松村	1, 6 2 0 m	8 . 6 億円	1 8 6 h a	H 5 ~ H 1 5
広域農道関連	永 野	神石町	1, 0 8 1 m	4 . 3 億円	1 7 1 h a	H 1 ~ H 8
	永野２期	神石町	1, 4 0 0 m	3 . 9 億円	1 7 1 h a	H 6 ~ H 1 3
	川 根	高宮町	4, 6 2 0 m	2 7 . 7 億円	1 1 1 h a	H 6 ~ H 2 4
	中 馬	吉田町	9 0 8 m	2 0 . 6 億円	5 5 1 h a	H 7 ~ H 2 2
	見 内	神石町	1, 1 0 0 m	4 . 6 億円	1 2 4 h a	H 8 ~ H 1 5
	岩 光	千代田町	6 9 0 m	3 . 5 億円	4 5 5 h a	H 9 ~ H 1 8

分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事務事業の概要	論点の内容																																																																												
14-2	農林水産業関係の基盤整備のあり方 【漁港整備】	■ 漁港の種類 漁港の指定は国の直接執行事務とされていたが、「漁港法」改正により利用範囲に応じ次に区分され（H12年度）、「漁港漁場整備法」（H13年度制定）に踏襲されている（第1種及び第2種漁港指定は自治事務）。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>意義</th><th>指定権限</th><th>県内指定状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種漁港</td><td>利用範囲が地元の漁業を主とするもの</td><td>市町村長</td><td>27</td></tr> <tr> <td>第2種漁港</td><td>利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属さないもの</td><td>知事</td><td>18</td></tr> <tr> <td>第3種漁港</td><td>利用範囲が全国的なもの</td><td>大臣</td><td>1</td></tr> <tr> <td>第4種漁港</td><td>離島及びその周辺にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの</td><td>大臣</td><td>なし</td></tr> </tbody> </table> ■ 漁港の整備と管理 (1) 漁港整備については、漁港・漁場の一体的な基盤整備事業、集落排水等を行う漁業集落の環境整備事業、漁港区域内の海岸保全施設整備事業等がある（資料1参照）。 (2) 漁港管理については、第1種漁港は市町が、第3種漁港（草津漁港）と第2種漁港は県が維持・管理する。第2種漁港の管理については、①県と市町で事務委託規約を締結し、市町が施設使用料を財源に管理と小規模修繕を行うもの ②県が直営で管理するものがある。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>合併後</th><th>第1種漁港（市町長管理）</th><th>市町へ管理委託する第2種漁港</th><th>県が直接管理する第2種漁港</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大竹</td><td>—</td><td>玖波（大竹市）、阿多田（大竹市）</td><td>—</td></tr> <tr> <td>大野</td><td>—</td><td>塩屋（大野町）</td><td>—</td></tr> <tr> <td>廿日市</td><td>上ノ浜、梅原、丸石</td><td>地御前（廿日市市）</td><td>—</td></tr> <tr> <td>広島</td><td>五日市</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>江能4町</td><td>世上（江田島）</td><td>柿浦（大柿町）、畑（沖美町）</td><td>美能（沖美）、深江（大柿町）</td></tr> <tr> <td>呉</td><td>大屋、情島、大地蔵、原田原（音戸町）長谷（倉橋町）</td><td>倉橋（倉橋町） 豊島（豊町、豊浜町）</td><td>音戸（音戸町）安浦（安浦町）</td></tr> <tr> <td>東広島</td><td>大芝北・大芝南（安芸津町）</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>竹原</td><td>長浜、吉名</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>大崎上島</td><td>—</td><td>沖浦（大崎上島町）</td><td>—</td></tr> <tr> <td>三原</td><td>能地、須波</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>尾道</td><td>大町、串浜、海老、泊、千汐・立花（向島町）</td><td>吉和</td><td>—</td></tr> <tr> <td>因島</td><td>西浦、鏡浦</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>福山</td><td>水呑、田尻</td><td>横田（福山市）、箱崎（福山市）</td><td>平、走</td></tr> </tbody> </table> ※ で囲った漁港は、H13年度に第1種に指定替えを行った。	種類	意義	指定権限	県内指定状況	第1種漁港	利用範囲が地元の漁業を主とするもの	市町村長	27	第2種漁港	利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属さないもの	知事	18	第3種漁港	利用範囲が全国的なもの	大臣	1	第4種漁港	離島及びその周辺にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの	大臣	なし	合併後	第1種漁港（市町長管理）	市町へ管理委託する第2種漁港	県が直接管理する第2種漁港	大竹	—	玖波（大竹市）、阿多田（大竹市）	—	大野	—	塩屋（大野町）	—	廿日市	上ノ浜、梅原、丸石	地御前（廿日市市）	—	広島	五日市	—	—	江能4町	世上（江田島）	柿浦（大柿町）、畑（沖美町）	美能（沖美）、深江（大柿町）	呉	大屋、情島、大地蔵、原田原（音戸町）長谷（倉橋町）	倉橋（倉橋町） 豊島（豊町、豊浜町）	音戸（音戸町）安浦（安浦町）	東広島	大芝北・大芝南（安芸津町）	—	—	竹原	長浜、吉名	—	—	大崎上島	—	沖浦（大崎上島町）	—	三原	能地、須波	—	—	尾道	大町、串浜、海老、泊、千汐・立花（向島町）	吉和	—	因島	西浦、鏡浦	—	—	福山	水呑、田尻	横田（福山市）、箱崎（福山市）	平、走	■ 漁港の利用範囲の実態を踏まえ、施設整備や維持管理のあり方を検討 ・現在、利用範囲により管理者が区分されるが、市町村合併による能力の拡充を踏まえ、基礎的自治体による整備・管理を検討すべきではないか ・漁村の生活環境整備に関する事業は住民に身近な基礎的自治体の役割ではないか
種類	意義	指定権限	県内指定状況																																																																												
第1種漁港	利用範囲が地元の漁業を主とするもの	市町村長	27																																																																												
第2種漁港	利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属さないもの	知事	18																																																																												
第3種漁港	利用範囲が全国的なもの	大臣	1																																																																												
第4種漁港	離島及びその周辺にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの	大臣	なし																																																																												
合併後	第1種漁港（市町長管理）	市町へ管理委託する第2種漁港	県が直接管理する第2種漁港																																																																												
大竹	—	玖波（大竹市）、阿多田（大竹市）	—																																																																												
大野	—	塩屋（大野町）	—																																																																												
廿日市	上ノ浜、梅原、丸石	地御前（廿日市市）	—																																																																												
広島	五日市	—	—																																																																												
江能4町	世上（江田島）	柿浦（大柿町）、畑（沖美町）	美能（沖美）、深江（大柿町）																																																																												
呉	大屋、情島、大地蔵、原田原（音戸町）長谷（倉橋町）	倉橋（倉橋町） 豊島（豊町、豊浜町）	音戸（音戸町）安浦（安浦町）																																																																												
東広島	大芝北・大芝南（安芸津町）	—	—																																																																												
竹原	長浜、吉名	—	—																																																																												
大崎上島	—	沖浦（大崎上島町）	—																																																																												
三原	能地、須波	—	—																																																																												
尾道	大町、串浜、海老、泊、千汐・立花（向島町）	吉和	—																																																																												
因島	西浦、鏡浦	—	—																																																																												
福山	水呑、田尻	横田（福山市）、箱崎（福山市）	平、走																																																																												

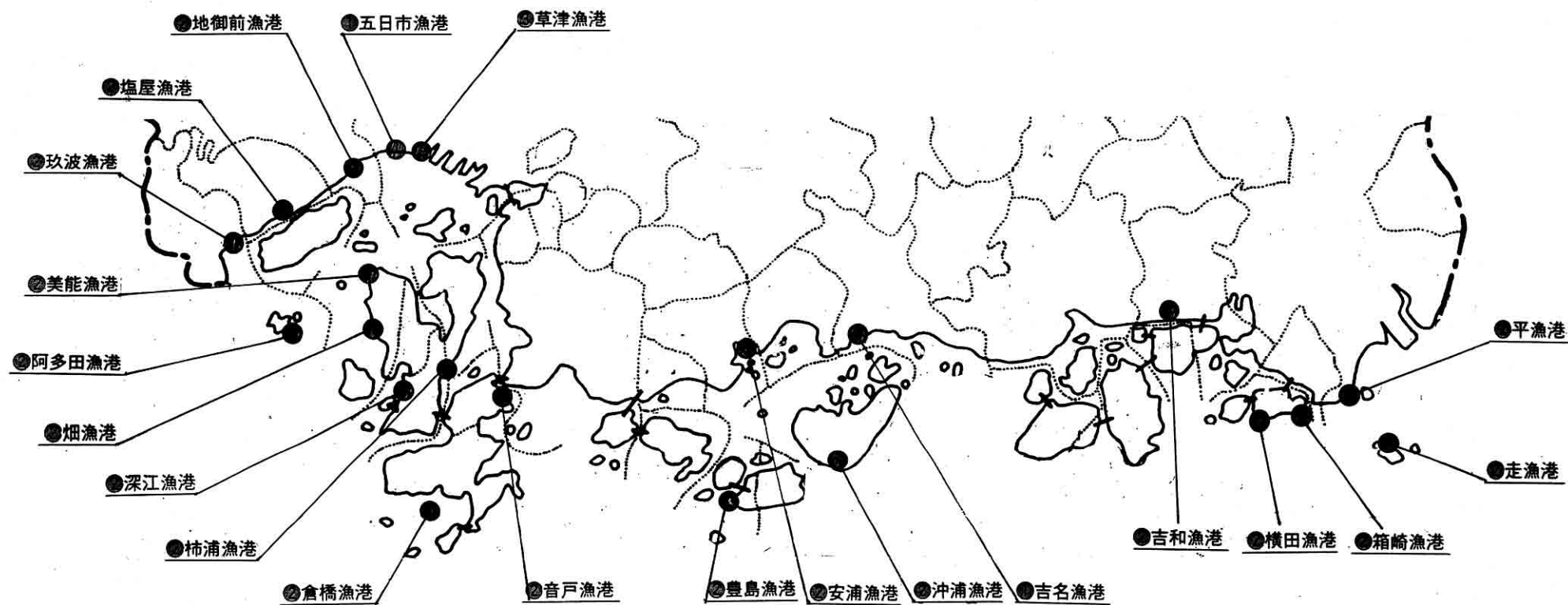
【資料1】水産基盤整備事業の体系

※「地方分権改革推進会議小委員会ヒアリング資料」から抜粋



※ 資源の増殖から生産、流通まで一貫した横断的な事業展開が可能で、かつ、施策目的が明確な事業体系となるよう、平成13年度において、漁港漁村と沿岸漁場を「水産基盤整備事業」に再編・統合。

【資料2】県管理漁港の概況



※【参考：県管理漁港の港勢】 ～平成12年度港勢調査；陸揚量の多いもの10港を掲げた。

		陸揚量(t)	登録漁船(隻)	利用漁船(隻)
1	草津	14,004	90	162
2	音戸	8,744	99	166
3	倉橋	8,655	382	430
4	柿浦	6,586	127	279
5	地御前	6,122	96	99

		陸揚量(t)	登録漁船(隻)	利用漁船(隻)
6	阿多田	5,653	136	136
7	塩屋	4,414	111	250
8	美能	4,280	110	192
9	走	3,878	431	449
10	箱崎	2,703	175	345

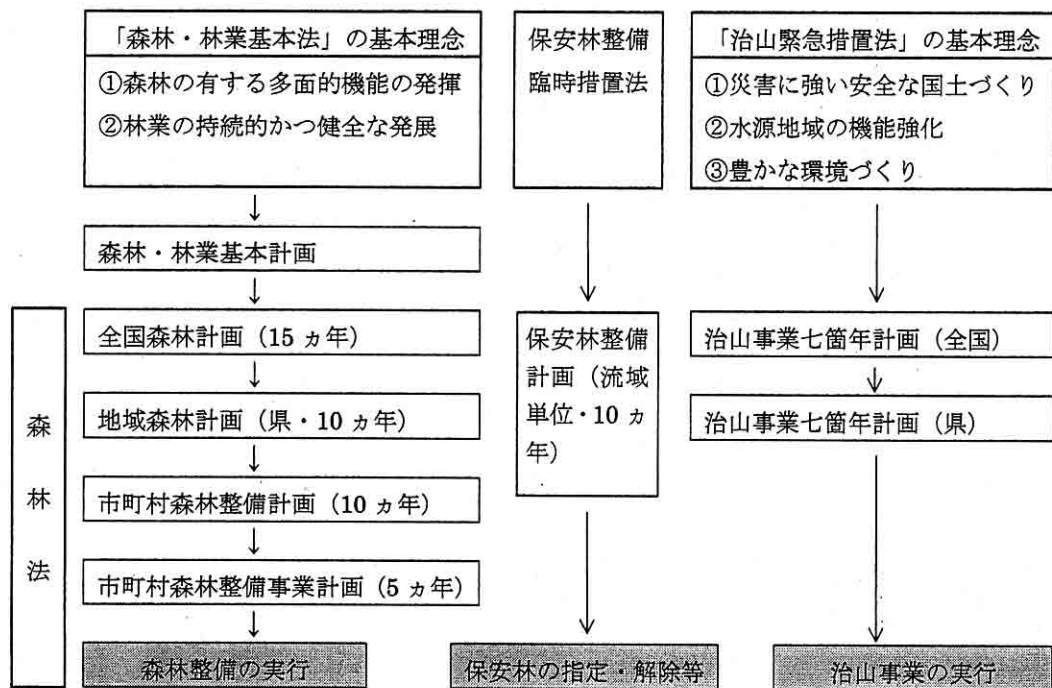
分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事 務 事 業 の 概 要	論点の内容																																		
14-3	農林水産業関係の基盤整備のあり方 【森林整備】	■ 保安林制度及び林地開発許可制度 国有林においては大臣が保安林の指定・解除を行い、国有林以外の森林（民有林）に対する指定・解除は大臣又は知事が行う。また、保安林以外の民有林に対して知事が開発行為を許可する。国有林を除く許認可制度の概要は以下のとおり <table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">保 安 林 制 度（森林法第25条）</th><th>林地開発許可制度（森林法10条の2）</th></tr><tr><td>趣 旨</td><td colspan="2">○水源涵養、土砂崩壊防備等のため、大臣又は知事が指定する。 ○土地の形質変更や伐採の制限、伐採跡地への植栽義務が課される。</td><td>保安林以外の森林が持つ水源涵養機能等の保護</td></tr><tr><td rowspan="3">指定・解除等</td><td colspan="2">流域保全保安林（第1項第1号～3号） ①水源涵養保安林 ②土砂流出防備保安林 ③土砂崩壊保安林</td><td rowspan="3">知事がたてた「地域森林計画」対象民有林における土地の形質を変更する行為で、次の規模を超えるもの ①道路新設等 ～面積1ha超で、幅員3m超 ②その他の行為 ～面積1ha超</td></tr><tr><td>重要流域</td><td>その他の流域</td></tr><tr><td>大 臣</td><td>知事（法定受託）</td></tr></table> ■ 治山事業 保安林指定を受けた森林区域において、治山ダム設置や山腹の植栽・保護工事等が実施される。砂防事業は溪流における土砂調整など治水上の砂防を目的とし、治山事業は溪流を含む森林全体の機能の維持・保全のため造林等森林整備事業と一体的実施 <table><tr><th>機能区分</th><th>主な事業名</th><th>事 業 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">【水土保全】 水土保全機能の高い森林整備のため、荒廃林地の復旧や整備を図る。</td><td>水土保全治山事業</td><td>総合的な山地災害危険地対策を緊急に実施することにより、山崩れ、土石流、泥流等の山地災害を未然に防止し、これらの災害から人家、公共施設等を保護</td></tr><tr><td>防災林造成事業</td><td>災害跡地等において防災林を造成することにより、なだれや土砂の流出を防止、軽減し、これらの災害から人家、道路・学校等の公共施設、農地等を保護</td></tr><tr><td>水源地域整備事業</td><td>重要な水源地域の森林について、水源かん養機能の高度発揮と土砂流出防止機能の向上等を図るため多様な森林整備を面的・総合的に推進</td></tr><tr><td>【共生林】 環境や景観保全とともに防災機能を持つ森林を整備</td><td>共生保安林整備事業</td><td>市街地周辺、自然環境が優れた地域において、森林の造成改良整備、荒廃山地の復旧整備等を行うことにより、森林による緑豊かな生活環境・自然環境の保全・創出を図る。</td></tr><tr><td rowspan="2">【共 通】 上の区分に関わらず災害発生に応じた事業、治山事業施行地の適正管理を実施</td><td>山地治山事業</td><td>荒廃山地の復旧整備又は荒廃危険山地の崩壊等の予防等により、山崩れ、土石流等の山地災害や洪水を防止軽減し、人家、道路・学校等公共施設、農地等を保護</td></tr><tr><td>保安林整備事業</td><td>被災保安林、劣悪保安林の復旧整備、機能低位な保安林の保育等により、水源かん養機能、土砂流出・崩壊防備機能等の保安林機能の回復、高度発揮</td></tr></table>	区 分	保 安 林 制 度（森林法第25条）		林地開発許可制度（森林法10条の2）	趣 旨	○水源涵養、土砂崩壊防備等のため、大臣又は知事が指定する。 ○土地の形質変更や伐採の制限、伐採跡地への植栽義務が課される。		保安林以外の森林が持つ水源涵養機能等の保護	指定・解除等	流域保全保安林（第1項第1号～3号） ①水源涵養保安林 ②土砂流出防備保安林 ③土砂崩壊保安林		知事がたてた「地域森林計画」対象民有林における土地の形質を変更する行為で、次の規模を超えるもの ①道路新設等 ～面積1ha超で、幅員3m超 ②その他の行為 ～面積1ha超	重要流域	その他の流域	大 臣	知事（法定受託）	機能区分	主な事業名	事 業 内 容	【水土保全】 水土保全機能の高い森林整備のため、荒廃林地の復旧や整備を図る。	水土保全治山事業	総合的な山地災害危険地対策を緊急に実施することにより、山崩れ、土石流、泥流等の山地災害を未然に防止し、これらの災害から人家、公共施設等を保護	防災林造成事業	災害跡地等において防災林を造成することにより、なだれや土砂の流出を防止、軽減し、これらの災害から人家、道路・学校等の公共施設、農地等を保護	水源地域整備事業	重要な水源地域の森林について、水源かん養機能の高度発揮と土砂流出防止機能の向上等を図るため多様な森林整備を面的・総合的に推進	【共生林】 環境や景観保全とともに防災機能を持つ森林を整備	共生保安林整備事業	市街地周辺、自然環境が優れた地域において、森林の造成改良整備、荒廃山地の復旧整備等を行うことにより、森林による緑豊かな生活環境・自然環境の保全・創出を図る。	【共 通】 上の区分に関わらず災害発生に応じた事業、治山事業施行地の適正管理を実施	山地治山事業	荒廃山地の復旧整備又は荒廃危険山地の崩壊等の予防等により、山崩れ、土石流等の山地災害や洪水を防止軽減し、人家、道路・学校等公共施設、農地等を保護	保安林整備事業	被災保安林、劣悪保安林の復旧整備、機能低位な保安林の保育等により、水源かん養機能、土砂流出・崩壊防備機能等の保安林機能の回復、高度発揮	■基礎的自治体の広域化に伴い、具体の保安林指定区域は、その区域に含まれ、指定・解除権限から事業実施まで基礎的自治体による実施を検討
区 分	保 安 林 制 度（森林法第25条）		林地開発許可制度（森林法10条の2）																																		
趣 旨	○水源涵養、土砂崩壊防備等のため、大臣又は知事が指定する。 ○土地の形質変更や伐採の制限、伐採跡地への植栽義務が課される。		保安林以外の森林が持つ水源涵養機能等の保護																																		
指定・解除等	流域保全保安林（第1項第1号～3号） ①水源涵養保安林 ②土砂流出防備保安林 ③土砂崩壊保安林		知事がたてた「地域森林計画」対象民有林における土地の形質を変更する行為で、次の規模を超えるもの ①道路新設等 ～面積1ha超で、幅員3m超 ②その他の行為 ～面積1ha超																																		
	重要流域	その他の流域																																			
	大 臣	知事（法定受託）																																			
機能区分	主な事業名	事 業 内 容																																			
【水土保全】 水土保全機能の高い森林整備のため、荒廃林地の復旧や整備を図る。	水土保全治山事業	総合的な山地災害危険地対策を緊急に実施することにより、山崩れ、土石流、泥流等の山地災害を未然に防止し、これらの災害から人家、公共施設等を保護																																			
	防災林造成事業	災害跡地等において防災林を造成することにより、なだれや土砂の流出を防止、軽減し、これらの災害から人家、道路・学校等の公共施設、農地等を保護																																			
	水源地域整備事業	重要な水源地域の森林について、水源かん養機能の高度発揮と土砂流出防止機能の向上等を図るため多様な森林整備を面的・総合的に推進																																			
【共生林】 環境や景観保全とともに防災機能を持つ森林を整備	共生保安林整備事業	市街地周辺、自然環境が優れた地域において、森林の造成改良整備、荒廃山地の復旧整備等を行うことにより、森林による緑豊かな生活環境・自然環境の保全・創出を図る。																																			
【共 通】 上の区分に関わらず災害発生に応じた事業、治山事業施行地の適正管理を実施	山地治山事業	荒廃山地の復旧整備又は荒廃危険山地の崩壊等の予防等により、山崩れ、土石流等の山地災害や洪水を防止軽減し、人家、道路・学校等公共施設、農地等を保護																																			
	保安林整備事業	被災保安林、劣悪保安林の復旧整備、機能低位な保安林の保育等により、水源かん養機能、土砂流出・崩壊防備機能等の保安林機能の回復、高度発揮																																			

【資料1】 治山・森林整備事業の体系

- 治山事業・森林整備事業（造林・林道）は、平成13年に制定された「森林・林業基本法」に掲げられている「森林の有する多面的機能の発揮」という基本理念を実現するため、「森林の整備」と「森林の保全」を総合的かつ一体的に推進する柱となる施策。
- 水源かん養，山地災害防止，地球温暖化防止などの公益的機能の発揮を通じ，豊かで安全な県民生活に貢献。

【法的位置付け】



< 森林法の一部改正（H16.4.1施行） >

森林整備保全事業計画（H16年度～）を創設
森林整備事業と治山事業を総合的かつ効果的に推進
・森林計画の計画事項に「森林の保全の目標」等を追加

【事業の体系】

《重視すべき機能に応じた森林整備の推進》

（治山・森林整備事業のH15年度当初予算額：10,469百万円）

区分	事業内容
水土保持林対策	国土保全，水資源涵養機能の高度発揮に資する森林整備
造林	公的主体の積極的関与を含めダム上流等の森林整備（育成単層林・育成複層林の整備，特定間伐等）
林道	森林管理道の開設
70.0% 治山	荒廃地等の復旧整備，機能の低位な保安林の整備
森林と人との共生林対策	森林生態系の保全や森林空間利用を重視した森林整備
造林	里山林等における快適な森林空間の整備（森林整備，林内歩道等）
林道	アクセスにも資する森林管理道の開設
6.8% 治山	生活環境・自然景観の保全創出を図るための保安施設の整備
資源循環林対策	効率的・持続的な木材生産に資する森林整備
造林	森林資源の効率的な循環利用のための森林整備（育成単層林・育成複層林の整備，特定間伐等）
林道	森林管理道の開設
3.7% 機能回復対策等	被害森林の復旧，無立木地の造林，林道整備
造林	被害森林の復旧や無立木地の造林等森林機能の回復
林道	既設林道の改良・舗装
2.7% 森林居住環境対策	山村・都市を通じた居住地周辺の森林整備と定住基盤整備
造林	防災，景観等に配慮した都市周辺の森林整備
林道	森林基幹道・管理道，用水施設，森林公園の整備
17.1%	

（注）区分欄の割合は，治山・森林整備事業の当初予算額の割合である。

「自然と共生する環境創造」に向けた林野公共事業の新たな展開

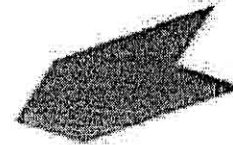
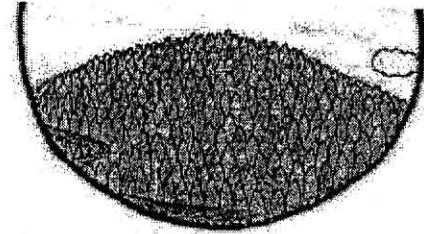
ー森林の多様な機能の持続的発揮を図るための施策体系の構築ー

森林と人との共生林対策

- ・環境教育の場としての美しい森林空間の創造
- ・市民に開かれた里山林等における森林づくり 等

従来

- ・画一的な人工林の造成（皆伐－新植）



水土保持林対策

- ・復層林・巨木林・針広混交林に誘導
- ・治山事業等公的関与による森林の保全・整備 等

資源の循環利用林対策

- ・環境に優しい木材を効率的・持続的に生産するための森林資源整備 等

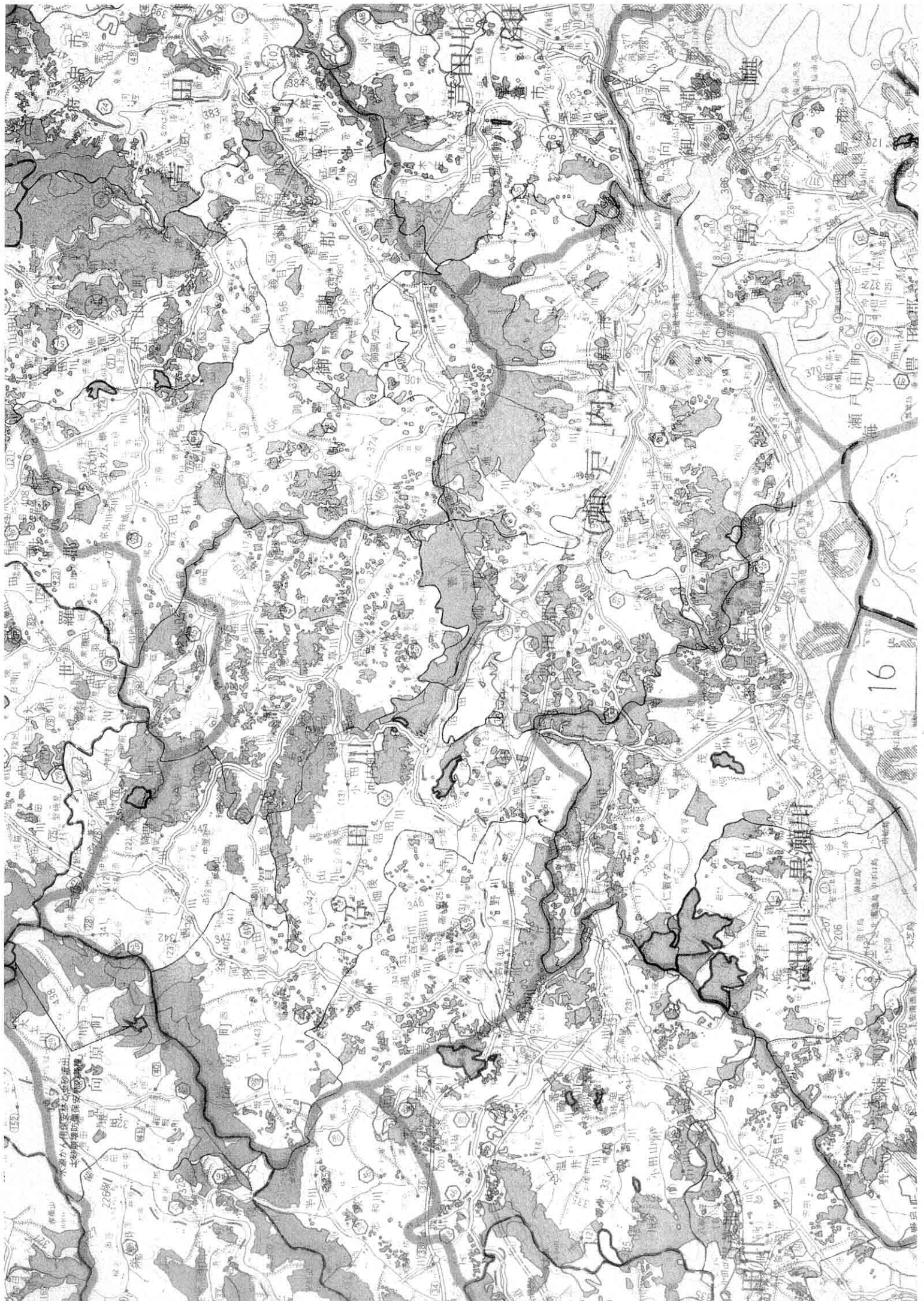
【資料2】広島県における森林の公益的機能

機 能 区 分		全国の評価額	広島県の評価額	備 考
水源かん養機能	水資源の貯蓄	8兆7,407億円	1,186億円	利水ダムの年間減価償却費及び維持費に換算
	洪水の緩和	6兆4,686億円	2,121億円	治水ダムの年間減価償却費及び維持費に換算
	水質の浄化	14兆6,361億円	1,993億円	雨水利用施設の減価償却費及び維持費に換算
表面浸食防止機能		28兆2,565億円	9,527億円	砂防ダム建設費に換算
表面崩壊防止機能		8兆4,421億円	2,076億円	治山（山腹）事業に換算
保健休養機能		2兆2,546億円	516億円	レクリエーションのための消費額に換算
二酸化炭素吸収		1兆2,391億円	312億円	火力発電所における二酸化炭素回収コストに換算
化石燃料代替		2,261億円	49億円	木造住宅の建築による化石燃料代替効果
合 計		70兆2,638億円	1兆7,780億円	
(参考) 林業粗生産額（平成12年） 資料：2002年「林業統計要覧」（林野庁）		5,300億円	89億円	

注① 全国の評価額 日本学術会議（平成13年）による推計値

注② 広島県の評価額 農林水産部（平成14年）による推計値

注③ 機能によって評価手法が異なっていること、また、評価されている機能が森林の有する多面的機能の一部に過ぎないこと等から、合計は参考として記載している。



農林水産部の主要論点に関する参考資料

■ 広島県における農林水産業関係の主要指標	1
■ 広島県における農業経営の基本的状況	2
■ 広島県における農林水産施策の基本方針	3

広島県における農林水産業関係の主要指標

[I] 生産額の推移

(単位：億円)

	1985 A	1990年	1995年	2000年 B	2001年	B/A 増加率
合 計	2,155	1,977	1,922	1,548	1,452	▲ 28.2
農業産出額	1,613	1,384	1,383	1,160	1,090	▲ 28.1
林業粗生産額	194	189	150	89	64	▲ 54.1
漁業生産額	348	404	389	299	298	▲ 14.1

資料：「生産農業所得統計」「林業統計要覧」「漁業・養殖生産統計年報」

※ 漁業生産額は、海面漁業と海面養殖業の生産額である。

[II] 耕地面積の推移

(単位：ha)

	1985 A	1990年	1995年	2000年 B	2001年	B/A 増加率
耕 地 面 積	79,000	74,200	69,500	63,200	62,300	▲ 20.0
作 付 面 積	76,400	68,700	61,000	51,400	50,900	▲ 32.7
耕地利用率	96.7	92.6	87.8	81.3	81.7	▲ 15.9
潰廃面積(田畑)	867	1,146	1,225	897	1,055	103.5
拡張面積(田畑)	172	143	129	88	69	51.2
耕作放棄地	3,107	5,174	4,644	5,567	—	179.2

資料：「耕地及び作付面積調査」「世界農林業センサス」等

○「耕作放棄地」＝以前耕作したことがあるが、調査日前1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地

[III] 農家数の推移

(単位：戸)

	1985 A	1990年	1995年	2000年 B	2001年	B/A 増加率
総 農 家 数	114,201	102,936	92,197	82,240	80,310	▲ 20.1
販売農家数	—	68,049	60,294	51,941	50,520	▲ 23.7
専 業 農 家	—	12,305	12,253	12,286	12,280	▲ 0.2
主業・準主業	—	33,602	22,730	15,647	15,710	▲ 53.4
500万円以上	—	1,849	1,947	1,814	1,750	▲ 1.9

資料：「農業構造動態調査」「世界農林業センサス」

- 「農 家」＝経営耕地面積10a以上又は年間販売額15万円以上
- 「販売農家」＝経営耕地面積30a以上又は年間販売額50万円以上
- 「主業農家」＝農家所得の50%以上が農業所得で、65才未満の農業従事60日以上の方がいる農家
- 「準主業」＝農外所得が主で、

[IV] 農業就業構造の推移

(単位：人)

	1985 A	1990年	1995年	2000年 B	2001年	B/A 増加率
農 家 人 口	452,471	400,177	345,706	305,215	—	▲ 23.7
農業就業人口	108,771	96,764	84,039	78,000	75,250	▲ 19.4
基幹的農業従事者	62,707	51,948	46,711	36,780	35,680	▲ 29.2
15才～64才	43,456	27,030	17,932	11,301	11,453	▲ 58.2
39才以下新規就農	57	37	44	40	34	—

資料：「世界農林業センサス」「(広島県)農業青年動態調査」

- 「農業就業人口」＝15才以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に「農業のみに従事」又は「兼業だが農業の従事日数が多い」者
- 「基幹的農業従事者」＝農業就業人口のうち、調査期日前1年間の普段の主な状態が「仕事にに従事していた者(＝普段は主に家事等に従事する者を除く)」

広島県における農業経営の基本的状況（H14.1.1現在）

農 家 経営耕地10a以上 又は 販売金額15万円以上 《78,410戸》

販売農家 経営耕地30a以上
又は
販売金額50万円以上 《49,000戸》

【主業・準主業農家、副業的農家】

【専業農家、兼業農家】

主 業 農 家	・農家所得の50%以上 が農業所得 であり、 ・65才未満の農業従事 60日以上の方がいる	4,630戸 うち65才未満の 農業専従者がいる 3,620戸
------------	--	--

準主業 農 家	・農外所得が主であり、 ・65才未満の農業従事 60日以上の方がいる	10,800戸 うち65才未満の 農業専従者がいる 2,960戸
------------	--	---

副 業 農 家	(主業・準主業以外の 販売農家) ・65才未満の農業従事 60日以上の方がいない	33,570戸
------------	---	---------

※「農業専従者」
⇒年間150日以上農業に従事した者

自給的農家 経営耕地30a未満
かつ
販売金額50万円未満

農業白書の「中核的農家」

12,260戸 うち男子生産年齢 人口がいる 2,150戸	専業 世帯員の中に兼業従事者 農家 が一人もいない農家
--	--------------------------------

3,650戸	兼業 世帯員の中に兼業従事 農家 (第1種) 者が1人以上いる かつ 農業所得を主とする
--------	---

33,090戸	兼業 世帯員の中に兼業従事 農家 (第2種) 者が1人以上いる かつ 農業所得を従とする
---------	---

販売金額規模別農家数（販売農家49,000戸の内訳）

50万円未満	50～100	100～300	300～500	500万円以上
28,970戸	10,760戸	6,620戸	990戸	1,660戸

※資料「農業構造動態調査」（H14.1）

広島県における農林水産施策の基本方針

※平成15年度「施策と予算」（農林水産部）より抜粋

第1 全体方針

農林水産業・農山漁村は、県民生活に欠くことのできない食料・木材などの供給に加え、県土保全・水源かん養・環境保全・保健休養などの公益的機能の発揮を通じて、都市住民を含む県民全体の生命・財産を守る重要な役割を担っている。

本県の農林水産業・農山漁村が持続的に発展していくことは、こうした多面的な機能を維持・発揮する上で、農山漁村住民のみならず、県民共通の課題である。

21世紀は人口・食料・環境・エネルギー問題が地球的な規模で顕在化するとされており、世界の潮流が大きく変わっていく中で、我が国の社会・経済情勢も歴史的な転換期を迎えている。

本県農林水産業・農山漁村は、こうした急速に変化する社会・経済情勢のもと、過疎化・高齢化の進行や国内外を問わない地域間競争の激化など、多くの課題に直面している。

このような状況を克服し、本県農林水産業・農山漁村の活性化を図るには、21世紀にふさわしい新しい価値観・新たな視点に立脚しつつ、時代の変化に即応した実効性のある柔軟な施策展開が求められている。

このため、

- ①「消費者ニーズに即した農林水産物の安定供給（産業として自立できる農林水産業の確立）」
- ②「農山漁村における快適な生活空間の創出」
- ③「農林地の公益的機能の維持・発揮」

を目標として施策を総合的に展開し、「日本で一番住みやすい生活県ひろしま」の実現に資する。

第2 平成15年度「施策と予算」の重点方針

平成15年度においては、「新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」の重点方針である、消費者ニーズに即した食料供給体制の構築、農畜産物等の安定供給、鳥獣被害対策、農林地の公益的機能の理解促進及び維持・発揮などを重点施策として展開し、行動計画の着実な推進を図る。

1 新農林水産業・農山漁村活性化行動計画の総合的な展開

過疎化・高齢化の進行と産地間競争の激化に伴い、農林水産業の再生や集落機能の維持など、農林水産業・農山漁村の活性化を図るための総合的な施策の展開が必要となっている。

このため、複数の市町村や農林水産業団体などの連携による広域的な取組みや地域の創意・工夫、主体性を十分に活かした取組みなど、農山漁村の活性化を図るための取組みを支援する。

2 消費者ニーズに即した農林水産物の安定供給

(1) 消費者ニーズに即した食料供給体制の構築

地域で生産された農林水産物をその地域で消費しようという「地産地消」をキーワードに、イベントや広報活動を展開するとともに、県産品に対するモニター「新鮮！ひろしまサポーター」を募集し、生産者・流通業者を交えて、産地・市場情報の提供や意見交換会などを行い、県産品の安定供給と消費拡大への活用を図る。

また、「食の安全・安心」をテーマとして、生産から流通までの履歴情報を開示する「トレーサビリティシステム」の導入や農薬・防除に関する情報を提供することで、消費者の県内農畜水産物に対する信頼を確保し、県産品のさらなる消費拡大に繋げる。

(2) 農畜産物等の安定供給

本県の零細な農業構造を抜本的に改善しつつ、米・麦・大豆・飼料作物などを組み合わせた効率的な水田営農を確立するため、「集落農場型農業生産法人」の育成を推進し、土地利用型農業の再構築を図るとともに、集落機能の維持・活性化に資する。

また、需要に即した米づくりを目標とした国の「米政策改革大綱」に対応するため、低コスト米生産技術の導入や付加価値の高い米づくりを推進し、本県稲作の価格競争力の向上を図るとともに、飼料稲の作付け拡大による飼料自給率の向上と水田の有効利用を進め、消費者の多様なニーズに応える米の供給体制を構築する。

(3) 木材の安定供給

地球環境への負荷が少なく、再生産が可能な資源である木材の良さ・特性の普及啓発を進め、木材の利用を促進するとともに、木材加工技術・新製品の開発を推進し、木材産業の活性化を図る。

また、経済林において持続的な林業経営を確立するため、生産・流通コストの削減、県産材の安定供給体制を構築する。

(4) 水産物の安定供給

水産資源の持続的な利用のため、国の資源回復計画に沿い漁業者が取り組む休漁措置などに対して支援する。また、特選広島かき（3倍体かき）の安定的な種苗生産や殻付きかき（一粒かき）の養殖技術開発を推進し、「広島かき」ブランドの再構築を図るとともに、天然種苗の安定確保方法を確立し、養殖コストを削減することで、養殖漁家の経営安定を図る。

(5) 新技術の開発・普及

本県農林水産業の競争力の強化を図るため、商品性の高いものづくり技術、省力・低コスト技術、人や環境にやさしい技術などの開発・普及を重点的に推進する。

また、現在の水産試験場を、瀬戸内海の環境保全や水産資源の維持増大に向けた技術開発など、海や河川に関する幅広い要請に対応可能な水産・海洋技術開発の拠点として再整備する。

(6) 農林水産業関係団体の機能強化

「J Fマリンバンク中期推進計画」に呼応し、経費削減、事務の合理化・省力化を進め、漁協系統金融機能の強化を図るため、広島県信用漁業協同組合連合会の本店間のLAN構築や店舗の統廃合などの組織再編を支援する。

(7) 鳥獣被害対策

近年急増しているイノシシなど野生鳥獣による農林業被害を未然に防止し、農林産物の安定供給と生産意欲の向上を図るため、「一斉駆除」や「捕獲奨励金」などに対する助成を継続するとともに、駆除員の少ない市町村へ猟友会を派遣する「駆除員派遣制度」を新たに創設する。

3 農山漁村における快適な生活空間の創出

中山間地域等の生活環境の向上を図るため、都市と比較して立ち遅れている生活排水処理施設の整備を推進するとともに、農山漁村の活性化、都市と農山漁村との相互理解を促進するため、各地域の多彩な資源を活用した「グリーン・ツーリズム」の展開を図る。

4 農林地の公益的機能の維持・発揮

(1) 農林地の一体的な公益的機能の理解促進及び維持・発揮

農地保全を通じた農地の公益的機能の維持・発揮を図るため、農業生産条件の不利な中山間地域等の農地を対象として、生産条件の不利性を補正する直接支払を実施する。

また、森林の有する多面的機能の発揮を図るため、計画的かつ一体的な森林施策が適時適切に実施されるよう、森林の現況調査などの地域における活動を支援する。

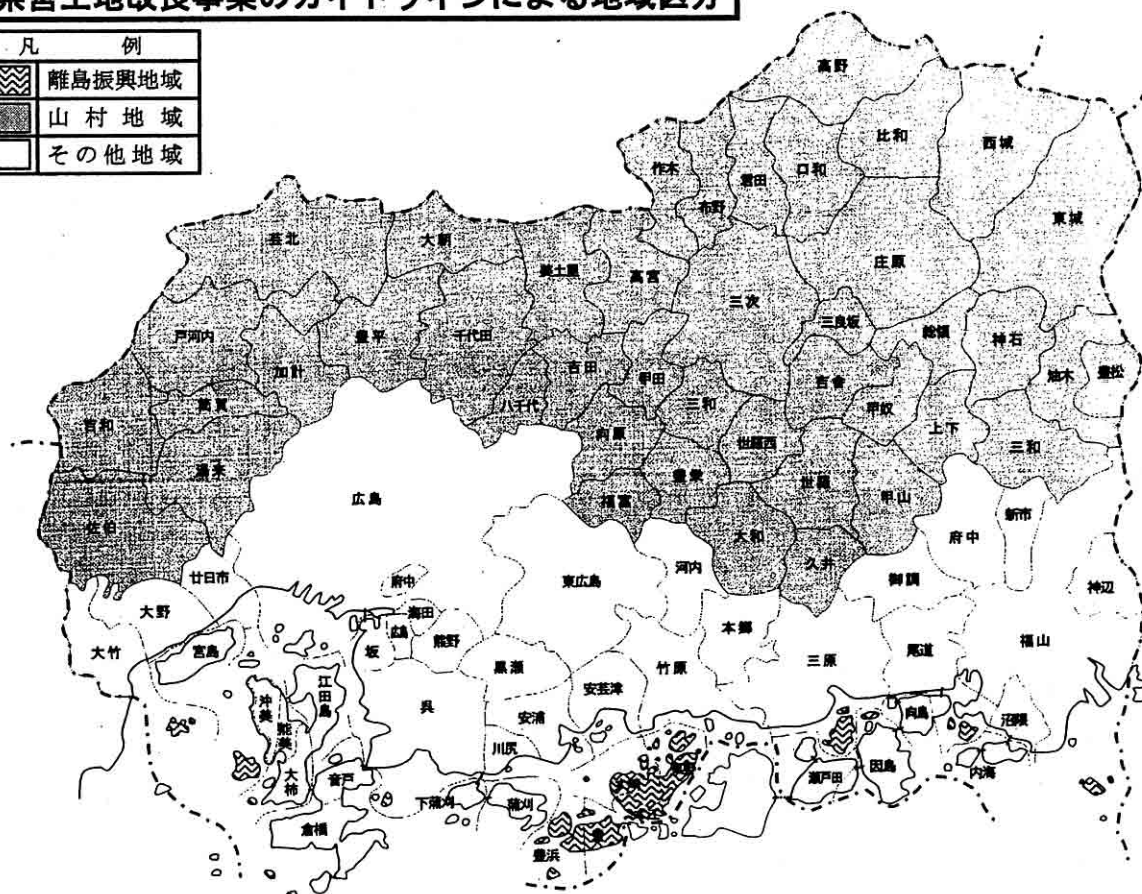
さらに、「京都議定書」に掲げる温室効果ガス削減目標6%の達成に不可欠な「森林吸収源対策」として、吸収源に算入され得ない管理不十分な森林が集団的に存在する区域を対象に、「人為活動」の及ぶ範囲の拡大を図るため、緊急雇用創出基金の活用など、公的関与により適切な森林整備を推進する。

(2) 県土の保全

台風・集中豪雨などに伴う山地災害の多発状況に対処するため、山地災害危険地区の見直し・再点検を実施するなど、災害の復旧・予防対策を推進する。

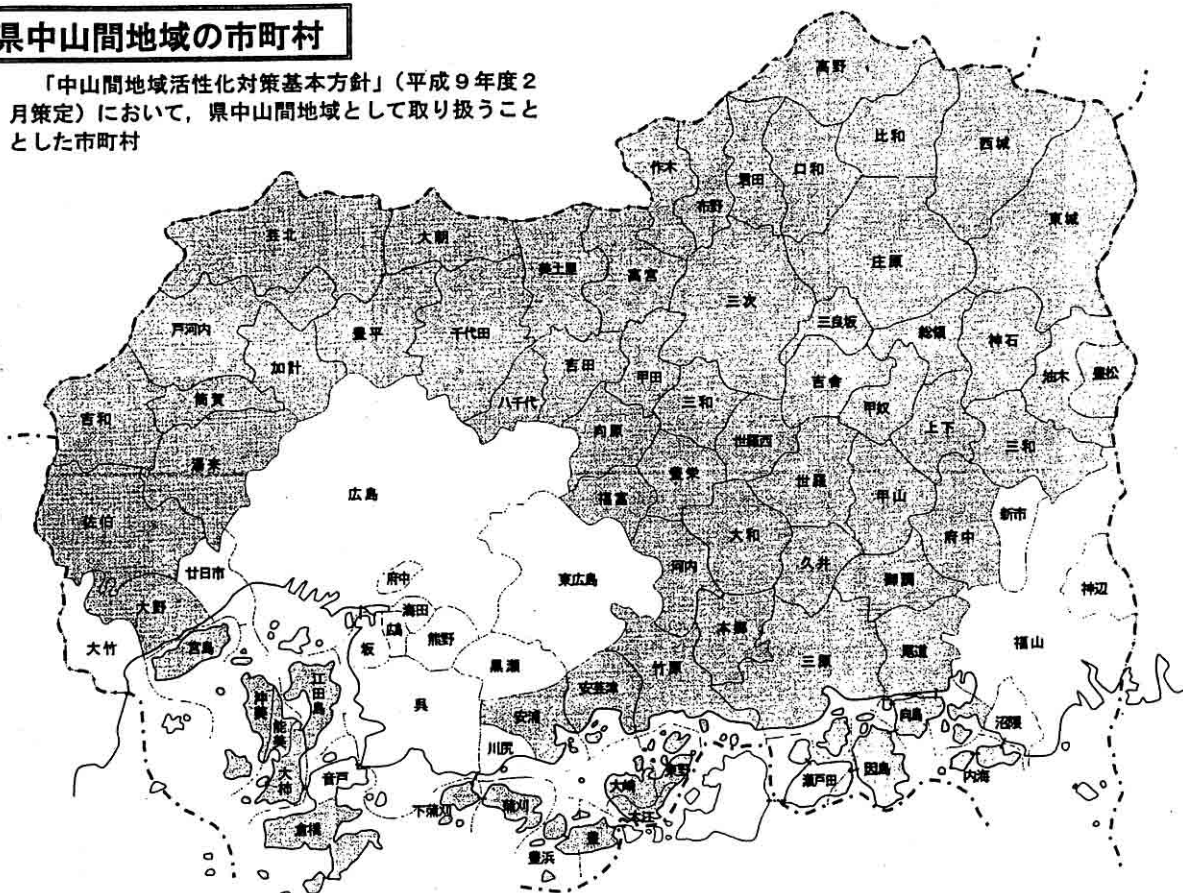
県営土地改良事業のガイドラインによる地域区分

凡 例	
	離島振興地域
	山村地域
	その他地域



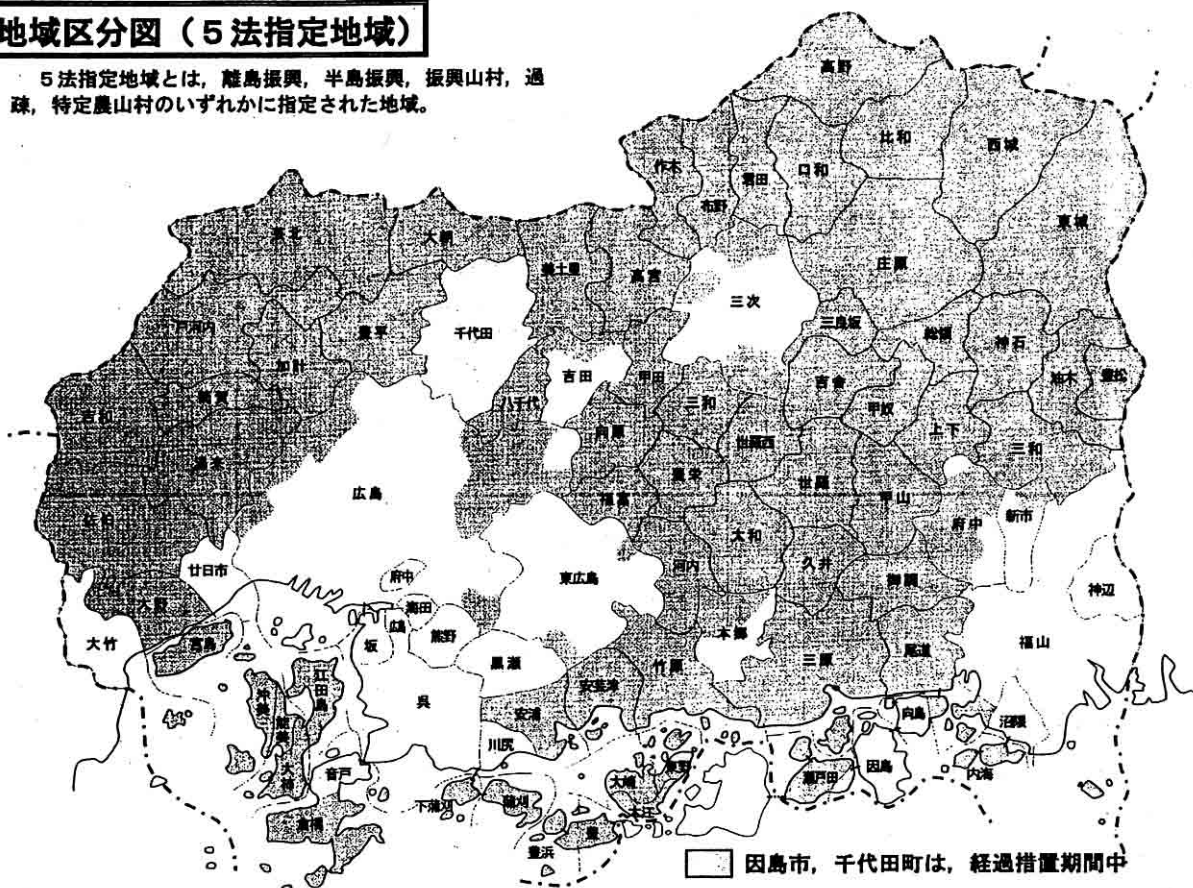
県中山間地域の市町村

「中山間地域活性化対策基本方針」(平成9年度2月策定)において、県中山間地域として取り扱うこととした市町村



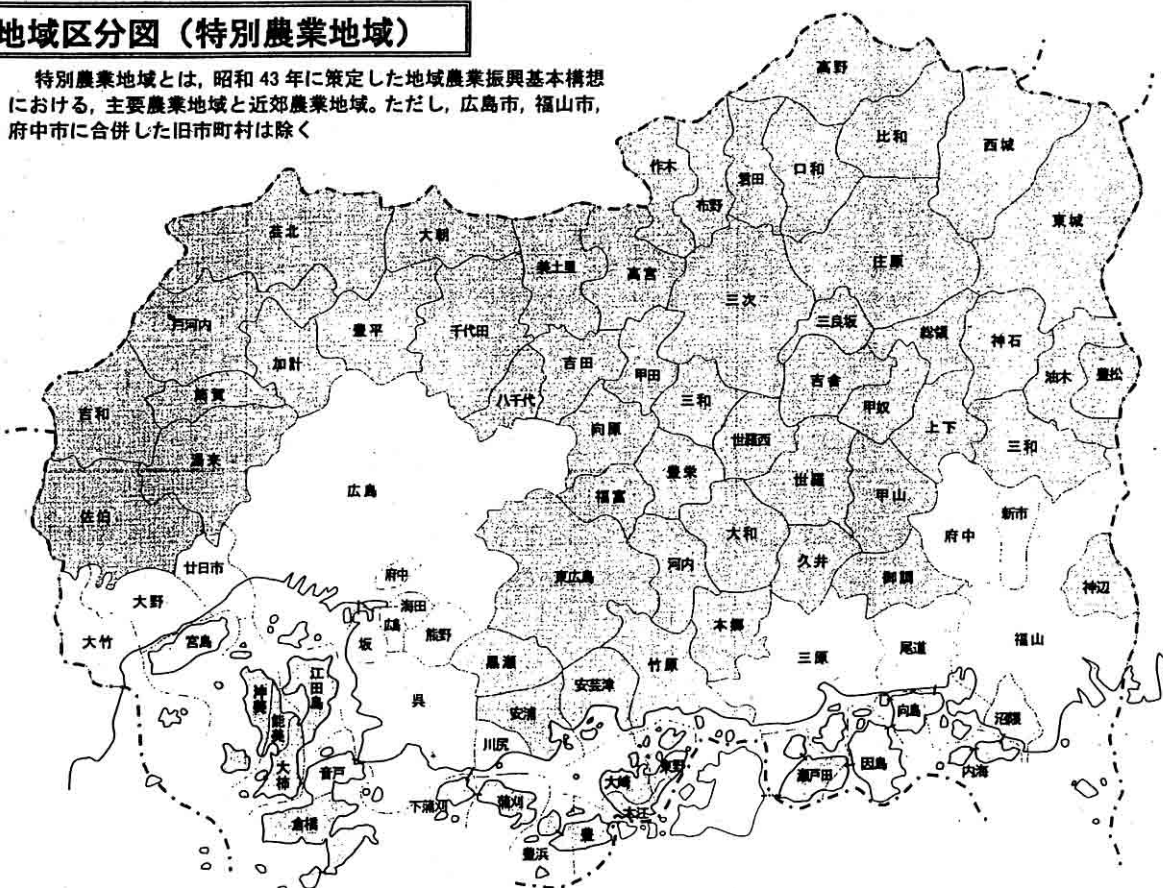
地域区分図（5法指定地域）

5法指定地域とは、離島振興、半島振興、振興山村、過疎、特定農山村のいずれかに指定された地域。



地域区分図（特別農業地域）

特別農業地域とは、昭和43年に策定した地域農業振興基本構想における、主要農業地域と近郊農業地域。ただし、広島市、福山市、府中市に合併した旧市町村は除く



分権改革推進に関する主要論点資料 【土木建築部】

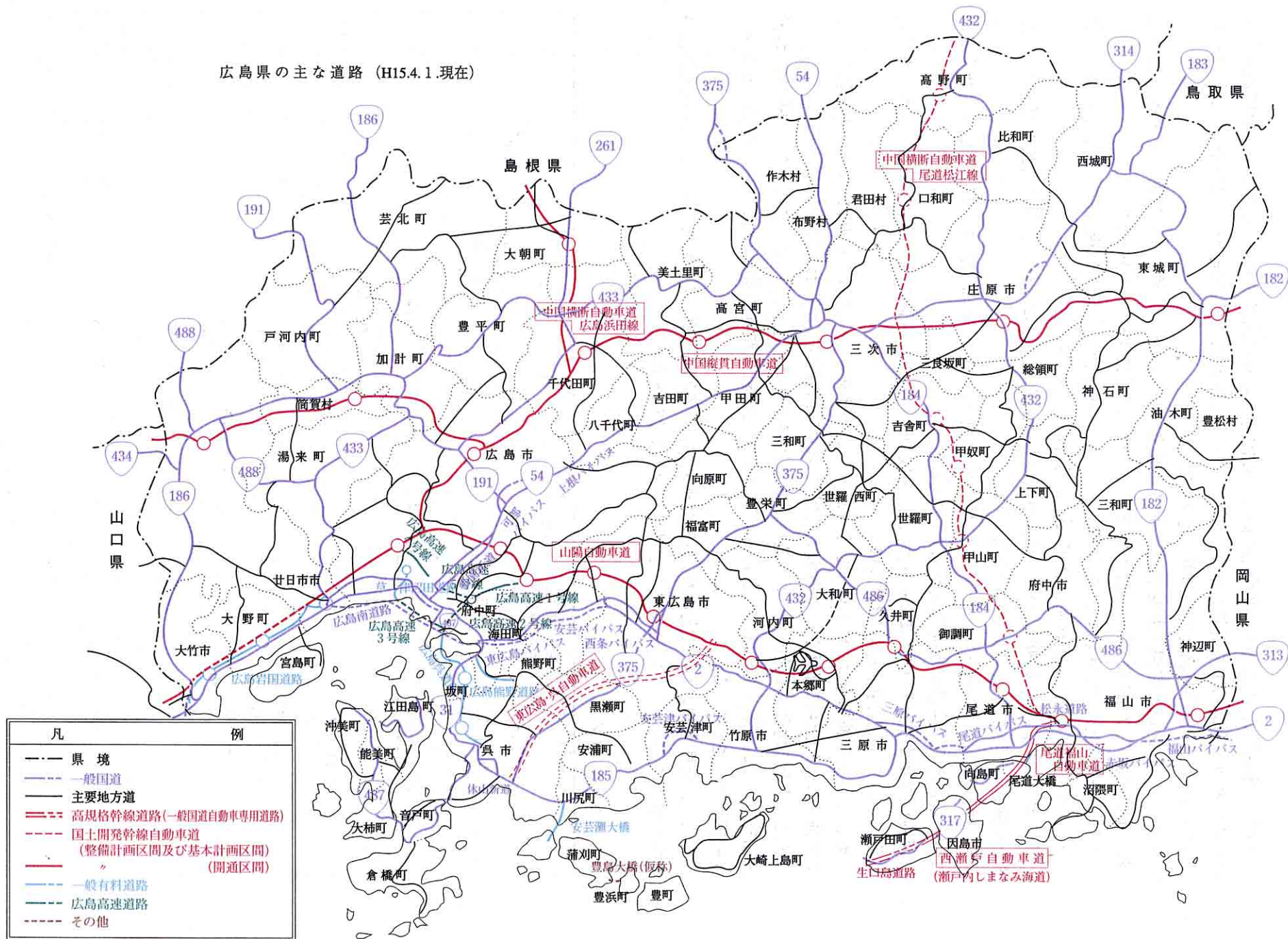
■ 土木建築部関係の基盤整備のあり方	1
■ 都市・建築行政のあり方	9

分権改革推進に関する主要課題

【分野：土木建築部】

No	主要課題	事 務 事 業 の 概 要	主 な 論 点																																																
15	土木建築部関係の基盤整備のあり方	■ 道路の種類 ○ 道路法上の道路とは、一般交通の用に供する道で、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道の4種類を指す。 都道府県道は、主要地方道と一般県道に分かれるが、主要地方道の定義は法律上は存在しない。主要地方道は1～2桁の路線番号、一般県道は3桁の路線番号がほとんどであるが、路線番号の振り方は都道府県によって違う。 ■ 道路の管理 ○ 県内の道路管理者は、次のとおり。 <table><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th>路線の指定又は認定の権限</th><th>道路管理者</th><th>路線数</th><th>実延長(km)</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">高速自動車国道</td><td>内 閣</td><td>日本道路公団</td><td>3</td><td>302</td></tr><tr><td rowspan="4">一般国道</td><td>本州四国連絡道路</td><td>内 閣</td><td>本 州 四 国 連 絡 橋 公 団</td><td rowspan="4">20</td><td rowspan="4">1,438</td></tr><tr><td>指定区間</td><td>内 閣</td><td>国土交通大臣</td></tr><tr><td>指定区間外(広島市区域外)</td><td>内 閣</td><td>県</td></tr><tr><td>指定区間外(広島市区域内)</td><td>内 閣</td><td>広 島 市</td></tr><tr><td rowspan="2">県道</td><td>広島市区域外</td><td>知 事</td><td>県</td><td rowspan="2">365</td><td rowspan="2">3,626</td></tr><tr><td>広島市区域内</td><td>知 事</td><td>広 島 市</td></tr><tr><td colspan="2">市町村道</td><td>市町村長</td><td>市 町 村</td><td>57,006</td><td>22,379</td></tr><tr><td colspan="4">合 計</td><td>57,394</td><td>27,746</td></tr></tbody></table>	区 分		路線の指定又は認定の権限	道路管理者	路線数	実延長(km)	高速自動車国道		内 閣	日本道路公団	3	302	一般国道	本州四国連絡道路	内 閣	本 州 四 国 連 絡 橋 公 団	20	1,438	指定区間	内 閣	国土交通大臣	指定区間外(広島市区域外)	内 閣	県	指定区間外(広島市区域内)	内 閣	広 島 市	県道	広島市区域外	知 事	県	365	3,626	広島市区域内	知 事	広 島 市	市町村道		市町村長	市 町 村	57,006	22,379	合 計				57,394	27,746	■ 道路の整備・管理 ○ 道路利用者及び地域住民の視点から、今後の整備のあり方を検討 ○ 円滑な交通、物流の効率化、ライフラインの安定確保の観点から、道路ネットワークの整備・管理のあり方について、国、県、基礎的自治体の役割分担を検討 ◎ 国が管理している一般国道のうち、県内完結道路（国道31号及び185号）については、県で管理できないか。 ◎ 県が管理している一般国道及び県道のうち、一つの基礎的自治体で完結する道路については、まちづくりの視点からも、当該市町へ維持修繕や改良を含めて管理委託（将来的には市・町道への移譲）できないか。
区 分		路線の指定又は認定の権限	道路管理者	路線数	実延長(km)																																														
高速自動車国道		内 閣	日本道路公団	3	302																																														
一般国道	本州四国連絡道路	内 閣	本 州 四 国 連 絡 橋 公 団	20	1,438																																														
	指定区間	内 閣	国土交通大臣																																																
	指定区間外(広島市区域外)	内 閣	県																																																
	指定区間外(広島市区域内)	内 閣	広 島 市																																																
県道	広島市区域外	知 事	県	365	3,626																																														
	広島市区域内	知 事	広 島 市																																																
市町村道		市町村長	市 町 村	57,006	22,379																																														
合 計				57,394	27,746																																														

広島県の主な道路（H15.4.1.現在）



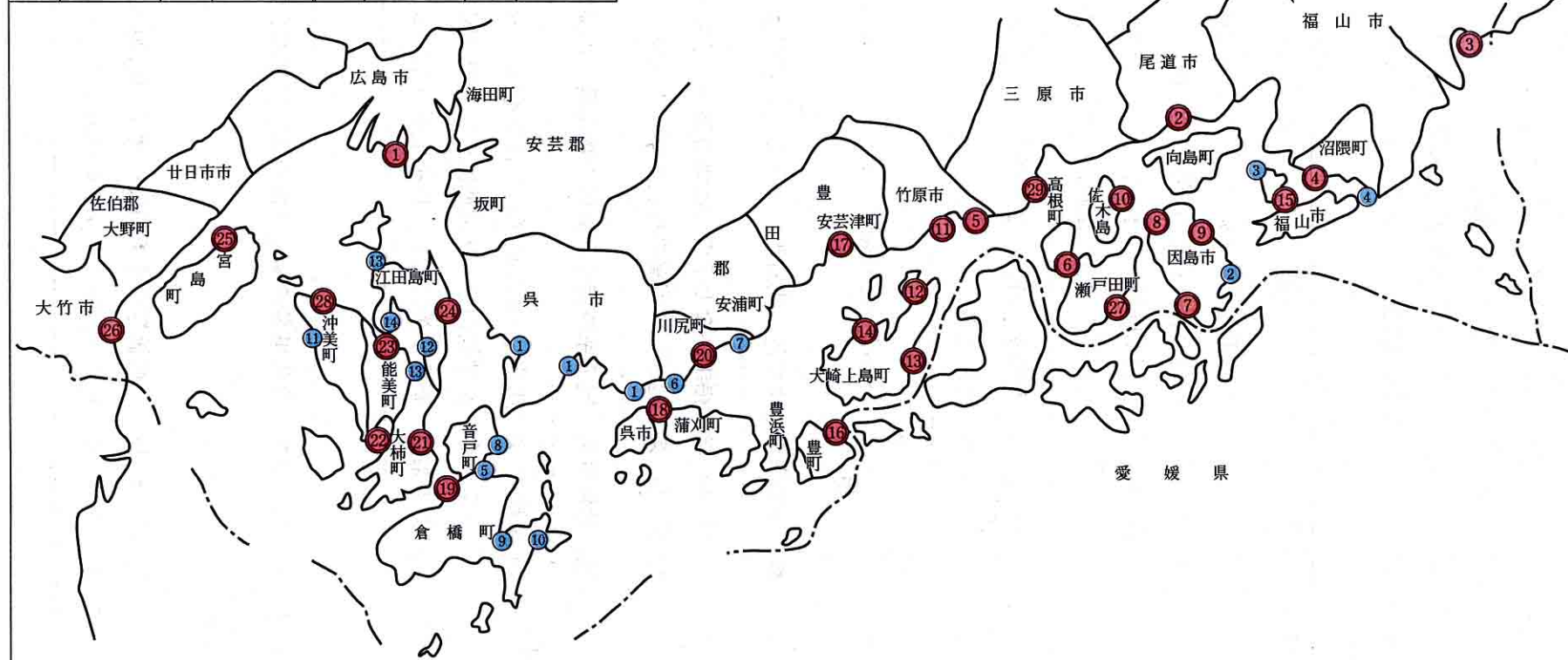
分権改革推進に関する主要課題

【分野：土木建築部】

No	主要課題	事 務 事 業 の 概 要				主 な 論 点
1 5 続き	土木建築部関係 の基盤整備のあり方	■ 港湾の種類				■ 地方港湾の整備・管理 ○ 地域の交通やまちづくりの観点から、基礎的自治体の総合的な整備・管理への関与のあり方について検討 ◎ 市町村合併後、地方港湾のうち、受益範囲が当該自治体内に留まるものについては、当該自治体へ移管できないか。
		○ 港湾法による分類は次のとおり。				
		区 分	概 要	全国	うち 県内	
		重 要 港 湾	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の、国の利害に重大な関係を有する港湾で、政令で定めるもの。	106	3	
		特定重要港湾	重要港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で、政令で定めるもの。	22	1	
地 方 港 湾	重要港湾以外の港湾をいう。	892	40			
		■ 港湾の管理				
		区 分	県管理	市町管理	計	備 考
		特定重要港湾	1	0	1	広島港（平成4年昇格）
		重 要 港 湾	2	1	3	尾道糸崎港，福山港，呉港
		地 方 港 湾	2 6	1 4	4 0	
		合 計	2 9	1 5	4 4	
		※ 県管理の全地方港湾の維持管理は、関係市町へ委託済				

港 湾 位 置 図

凡 例							
県管理港湾 ●		市町管理港湾 ●					
番号	港湾名	番号	港湾名	番号	港湾名	番号	港湾名
1	広島港	16	御手洗港	1	呉港		
2	尾道糸崎港	17	安芸津港	2	椋浦港		
3	福山港	18	蒲刈港	3	福田港		
4	千年港	19	釣土田港	4	阿伏冤港		
5	忠海港	20	川尻港	5	奥の内港		
6	瀬戸田港	21	大柿港	6	吉悪港		
7	土生港	22	鹿川港	7	小用港		
8	重井港	23	中田港	8	波多見港		
9	中浜港	24	小用港	9	袋の内港		
10	佐木港	25	厳島港	10	大迫港		
11	竹原港	26	大竹港	11	鹿田港		
12	鯉崎港	27	生口港	12	鷲部矢の浦港		
13	木江港	27	三高港	13	大須港		
14	大西港	29	須波港	14	津久茂港		
15	横田港	計	29 港	15	内海港	計	15 港

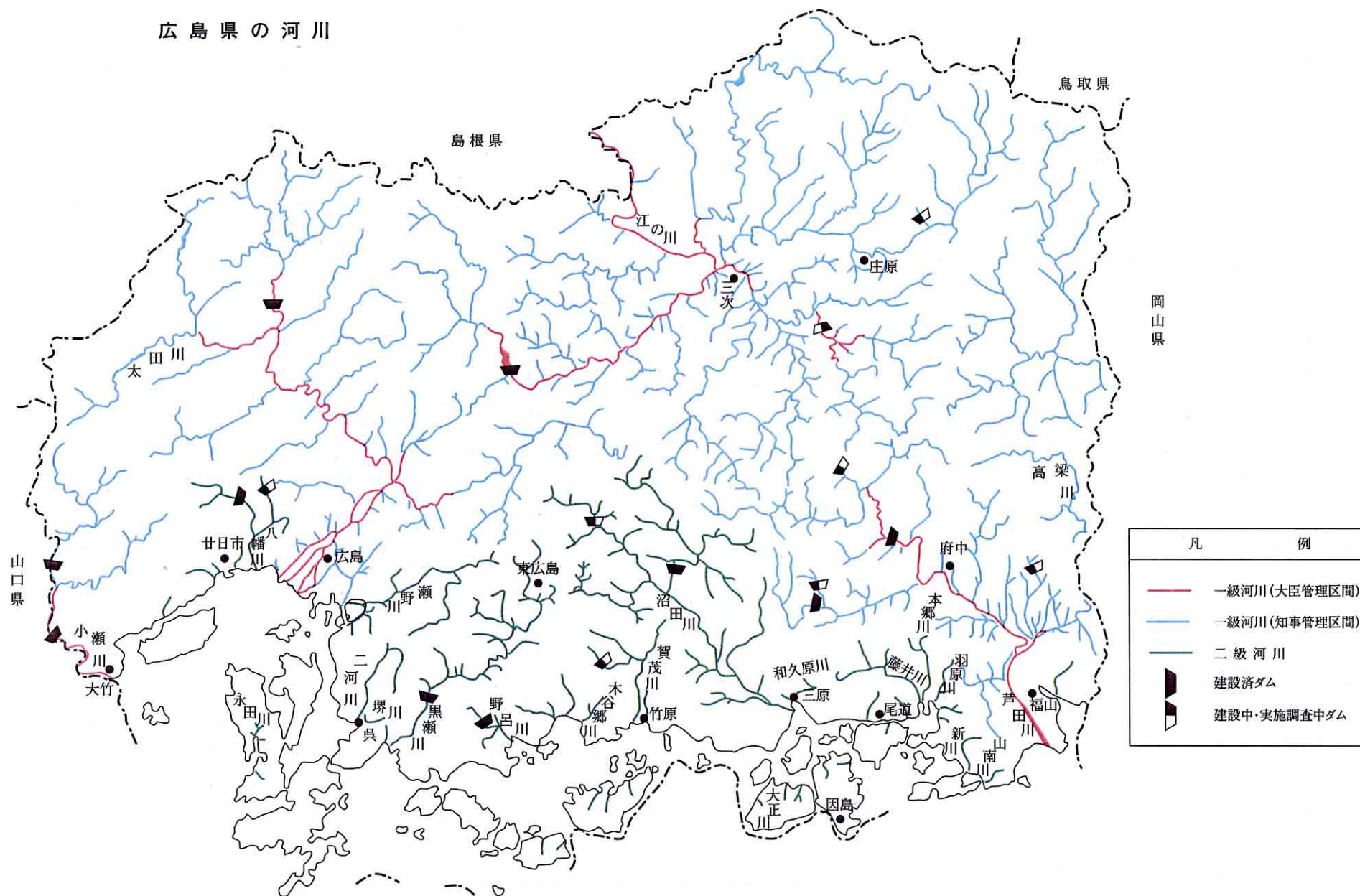


分権改革推進に関する主要課題

【分野：土木建築部】

No	主要課題	事 務 事 業 の 概 要	主 な 論 点																																																																																						
15 続き	土木建築部関係 の基盤整備のあり方	■ 河川の種類 ○ 河川法において河川とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含む。このほか、市長村長が指定し河川法上の二級河川に関する規定が準用される河川として、準用河川がある。これ以外の、河川法に基づいて指定されない河川（公共の水流、水面）を、一般的に普通河川と称している。 ○ 一つの水系に属する河川は、一級河川、二級河川のいずれか一つであって、一水系に一級河川、二級河川が同時に存することはない。準用河川は、いずれの水系の河川でも指定できる。 ■ 河川の管理 ○ 河川の管理は、原則として一級河川は国土交通大臣、二級河川は都道府県知事が行う。準用河川の管理は市町村長が行う。普通河川の管理は、本県においては普通河川等保全条例により、一部を除いて市町村長に委任している。 <table><tr><th>区 分</th><th>指定権者</th><th>管理者</th><th>河川数</th><th>流路延長(km)</th></tr><tr><td>一級河川（指定区間外）</td><td>国土交通大臣</td><td>国土交通大臣</td><td rowspan="2">368</td><td rowspan="2">2,443</td></tr><tr><td>一級河川（指定区間）</td><td>国土交通大臣</td><td>知事</td></tr><tr><td>二級河川</td><td>知事</td><td>知事</td><td>137</td><td>634</td></tr><tr><td>準用河川</td><td>市町村長</td><td>市町村</td><td>195</td><td>182</td></tr><tr><td>普通河川</td><td></td><td>市町村</td><td></td><td></td></tr></table> ■ 砂防指定地等の管理 ○ 区域の管理区分 <table><tr><th>区 分</th><th>指定権者</th><th>管理者</th></tr><tr><td>砂防指定地</td><td>国土交通大臣</td><td>知 事</td></tr><tr><td>地すべり防止区域</td><td>国土交通大臣</td><td>知 事</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊危険区域</td><td>知 事</td><td>知 事</td></tr><tr><td>土砂災害警戒区域</td><td rowspan="2">知 事</td><td rowspan="2">知 事</td></tr><tr><td>土砂災害特別警戒区域</td></tr></table> ○ 全国土砂災害危険箇所数（平成5年調査） <table><tr><th>順位</th><th colspan="2">土石流危険渓流</th><th colspan="2">地すべり危険箇所</th><th colspan="2">急傾斜地崩壊危険箇所</th></tr><tr><td>1</td><td>広島県</td><td>4,930</td><td>長野県</td><td>1,241</td><td>広島県</td><td>5,960</td></tr><tr><td>2</td><td>兵庫県</td><td>3,784</td><td>長崎県</td><td>1,169</td><td>長崎県</td><td>4,844</td></tr><tr><td>3</td><td>長野県</td><td>3,403</td><td>新潟県</td><td>860</td><td>高知県</td><td>3,723</td></tr><tr><td>40</td><td></td><td></td><td>広島県</td><td>80</td><td></td><td></td></tr><tr><td>全 国 計</td><td></td><td>79,318</td><td></td><td>11,288</td><td></td><td>86,651</td></tr></table>	区 分	指定権者	管理者	河川数	流路延長(km)	一級河川（指定区間外）	国土交通大臣	国土交通大臣	368	2,443	一級河川（指定区間）	国土交通大臣	知事	二級河川	知事	知事	137	634	準用河川	市町村長	市町村	195	182	普通河川		市町村			区 分	指定権者	管理者	砂防指定地	国土交通大臣	知 事	地すべり防止区域	国土交通大臣	知 事	急傾斜地崩壊危険区域	知 事	知 事	土砂災害警戒区域	知 事	知 事	土砂災害特別警戒区域	順位	土石流危険渓流		地すべり危険箇所		急傾斜地崩壊危険箇所		1	広島県	4,930	長野県	1,241	広島県	5,960	2	兵庫県	3,784	長崎県	1,169	長崎県	4,844	3	長野県	3,403	新潟県	860	高知県	3,723	40			広島県	80			全 国 計		79,318		11,288		86,651	■ 河川、砂防等の整備・管理 ○ 安全な生活を確保する観点から、河川、海岸、土砂災害防止等の整備・管理のあり方について、国、県、基礎的自治体の役割分担を検討 ◎ 国管理の一級河川を県で管理できないか。 ◎ 県管理の一級河川及び二級河川の管理について、改修工事を含めて基礎的自治体で実施できないか。 ◎ 砂防、地すべり、急傾斜地の整備・管理について、まちづくりと防災対策の一体性の観点から、基礎的自治体で実施できないか。
区 分	指定権者	管理者	河川数	流路延長(km)																																																																																					
一級河川（指定区間外）	国土交通大臣	国土交通大臣	368	2,443																																																																																					
一級河川（指定区間）	国土交通大臣	知事																																																																																							
二級河川	知事	知事	137	634																																																																																					
準用河川	市町村長	市町村	195	182																																																																																					
普通河川		市町村																																																																																							
区 分	指定権者	管理者																																																																																							
砂防指定地	国土交通大臣	知 事																																																																																							
地すべり防止区域	国土交通大臣	知 事																																																																																							
急傾斜地崩壊危険区域	知 事	知 事																																																																																							
土砂災害警戒区域	知 事	知 事																																																																																							
土砂災害特別警戒区域																																																																																									
順位	土石流危険渓流		地すべり危険箇所		急傾斜地崩壊危険箇所																																																																																				
1	広島県	4,930	長野県	1,241	広島県	5,960																																																																																			
2	兵庫県	3,784	長崎県	1,169	長崎県	4,844																																																																																			
3	長野県	3,403	新潟県	860	高知県	3,723																																																																																			
40			広島県	80																																																																																					
全 国 計		79,318		11,288		86,651																																																																																			

広島県の河川



河川の現況

(H15.4.1現在)

水系名		県知事管理河川		国土交通大臣直轄管理河川		県内の法河川	
		河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)
一級河川	太田川	70	467.979	9	129.37	74	597.349
	江の川	172	983.383	9	113.39	173	1,096.773
	芦田川	82	344.779	3	61.15	82	405.929
	高梁川	29	237.87			29	237.87
	小瀬川	9	81.26	2	23.45	10	104.71
	計	362	2,115.271	23	327.36	368	2,442.631
二級河川	八幡川	4	39.131			4	39.131
	瀬野川	5	44.60			5	44.60
	二河川	2	21.10			2	21.10
	堺川	2	6.222			2	6.222
	黒瀬川	23	104.95			23	104.95
	野呂川	3	16.60			3	16.60
	木谷郷川	2	5.15			2	5.15
	賀茂川	3	33.38			3	33.38
	沼田川	45	225.88			45	225.88
	和久原川	2	5.26			2	5.26
	藤井川	3	27.41			3	27.41
	本郷川	2	15.10			2	15.10
	羽原川	2	6.90			2	6.90
	新川	2	3.50			2	3.50
	山南川	2	5.05			2	5.05
	永田川	3	3.22			3	3.22
	大正川	2	2.70			2	2.70
	単独河川	30	65.786			30	65.786
	計	137	633.839			137	633.839
合計		499	2,749.110	23	327.36	505	3,076.470

(注1) 法河川とは、河川法に基づき指定された河川で、一級河川（県知事管理河川と国土交通大臣直轄管理河川がある。）及び二級河川（県知事管理河川）がある。

(注2) 一つの河川において県知事管理区間と国土交通大臣直轄管理区間が存在するものがある。

■ 河川法の改正内容

○ 平成9年6月の河川法一部改正

- ① 河川管理の考え方に、治水・利水に加え、河川環境の整備と保全が位置づけられた。
- ② 河川計画が、従来の工事实施基本計画一本の体系から、長期的な基本方針を定める「河川整備基本方針」と、具体的・長期的な計画を定める「河川整備計画」の二体系に転換された。

○ 平成11年7月の河川法一部改正

- ① 一級河川の指定区間及び二級河川の管理が都道府県の法定受託事務となった。
- ② 二級河川における河川整備基本方針及び河川整備計画の策定等が、国土交通大臣の認可から同意を要する協議に、また、市町村施行工事は認可から協議へ、それぞれ国の関与が縮減された。

○ 平成12年4月の河川法一部改正

- ① 政令指定都市の長への都道府県知事権限の移譲が可能となった。
- ② 市町村が、指定区間外の一級河川について、河川管理者との協議に基づき、河川工事や河川の維持を行うことが可能となった。

■ 砂防法

○ 現在の砂防法の体系

旧河川法時代の明治30年の法体系に基づいており、原則都道府県が管理している二級河川及び都道府県管理に係る一級河川の治水上砂防のために必要な砂防指定地も国土交通大臣が指定することとされている（地すべり防止区域も、同様に、主務大臣が指定することとされている）。

○ 地方6団体の要望

砂防指定地の国土交通大臣の指定・解除、地すべり防止区域の国土交通大臣の指定・廃止については、実質的な事務は都道府県が行っていること、いずれも迅速な対応が必要であるが、移譲により事務処理の迅速化が図られること等から、権限移譲要望がなされている。

○ 国における検討状況

都道府県の砂防指定地指定事務等の実態を把握するため、「砂防指定地及び地すべり防止区域の指定等に関する実態調査について（平成15年3月27日国河砂第30号）」により、各都道府県砂防主管課長に依頼している。この調査結果により、都道府県の砂防指定地指定事務等の実態を把握した後に、必要な検討に着手することとしている。

分権改革推進に関する主要課題

No	主要課題	事 務 事 業 の 概 要	主 な 論 点																																																													
16	都市・建築行政のあり方	■ 都市計画 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用，都市施設及び市街地開発事業等に関する計画。一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域を，各都道府県が都市計画区域に指定する（県内 27 区域）。 <table><tr><th>マスタープラン</th><th>土地利用</th><th>都市施設</th></tr><tr><td>(都道府県策定) 整備，開発及び 保全の方針</td><td>区域区分 市街化区域と市街化 調整区域の線引き</td><td>都市計画によって作ら れる各種公共施設</td></tr><tr><td>(市町村策定) 都市計画に関する 基本的な方針</td><td>地域地区 ・用途地域(12 種類) ・その他の地域地区</td><td>市街地開発事業 ・土地区画整理事業 ・市街地再開発事業 など</td></tr><tr><td></td><td>促進区域など</td><td>地区計画等 比較的小規模な地区を 単位に，きめ細かく定 める計画</td></tr></table> ■ 県営住宅 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">累計戸数（S23～H14）</th><th colspan="2">15 年度着工予定戸数</th></tr><tr><th>公営住宅</th><th>特 優 賃</th><th>公営住宅</th><th>特 優 賃</th></tr><tr><td>県 営</td><td>21,659</td><td>121</td><td>81</td><td>0</td></tr><tr><td>市町村営</td><td>41,398</td><td>1,052</td><td>44</td><td>51</td></tr><tr><td>合 計</td><td>63,057</td><td>1,173</td><td>125</td><td>51</td></tr></table> ※ 特優賃は，特定優良賃貸住宅で，中堅所得者等の居住の用に供する。 ■ 都市公園 <table><tr><th>公園名</th><th>事業主体</th><th>所在地</th><th>面積(ha)</th><th>進捗率(%)</th></tr><tr><td>びんご運動公園</td><td>県</td><td>尾道市</td><td>87.6</td><td>100</td></tr><tr><td>みよし公園</td><td>県</td><td>三次市</td><td>52.8</td><td>100</td></tr><tr><td>県民公園</td><td>県</td><td>世羅町</td><td>64.2</td><td>7</td></tr><tr><td>国営備北丘陵公園</td><td>国</td><td>庄原市</td><td>340.2</td><td>76</td></tr></table>	マスタープラン	土地利用	都市施設	(都道府県策定) 整備，開発及び 保全の方針	区域区分 市街化区域と市街化 調整区域の線引き	都市計画によって作ら れる各種公共施設	(市町村策定) 都市計画に関する 基本的な方針	地域地区 ・用途地域(12 種類) ・その他の地域地区	市街地開発事業 ・土地区画整理事業 ・市街地再開発事業 など		促進区域など	地区計画等 比較的小規模な地区を 単位に，きめ細かく定 める計画		累計戸数（S23～H14）		15 年度着工予定戸数		公営住宅	特 優 賃	公営住宅	特 優 賃	県 営	21,659	121	81	0	市町村営	41,398	1,052	44	51	合 計	63,057	1,173	125	51	公園名	事業主体	所在地	面積(ha)	進捗率(%)	びんご運動公園	県	尾道市	87.6	100	みよし公園	県	三次市	52.8	100	県民公園	県	世羅町	64.2	7	国営備北丘陵公園	国	庄原市	340.2	76	■ 許認可事務 ○ 開発行為の許可，宅地造成事務，建築確認等の許認可のうち，地域の自主性を尊重したまちづくりを進める上で，基礎的自治体への移譲が必要な事務権限について検討。 ■ 県営住宅 ○ 既存の県営住宅については，民間委託を含めて管理のあり方を検討 ○ 新たな公営住宅の建設については，地域の自主性の観点から，県の関与のあり方を検討 ■ 都市公園 ○ 地域の主体的な管理運営のあり方を検討
マスタープラン	土地利用	都市施設																																																														
(都道府県策定) 整備，開発及び 保全の方針	区域区分 市街化区域と市街化 調整区域の線引き	都市計画によって作ら れる各種公共施設																																																														
(市町村策定) 都市計画に関する 基本的な方針	地域地区 ・用途地域(12 種類) ・その他の地域地区	市街地開発事業 ・土地区画整理事業 ・市街地再開発事業 など																																																														
	促進区域など	地区計画等 比較的小規模な地区を 単位に，きめ細かく定 める計画																																																														
	累計戸数（S23～H14）		15 年度着工予定戸数																																																													
	公営住宅	特 優 賃	公営住宅	特 優 賃																																																												
県 営	21,659	121	81	0																																																												
市町村営	41,398	1,052	44	51																																																												
合 計	63,057	1,173	125	51																																																												
公園名	事業主体	所在地	面積(ha)	進捗率(%)																																																												
びんご運動公園	県	尾道市	87.6	100																																																												
みよし公園	県	三次市	52.8	100																																																												
県民公園	県	世羅町	64.2	7																																																												
国営備北丘陵公園	国	庄原市	340.2	76																																																												

■ 開発行為の許可

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分し、それぞれの区域で一定規模以上の宅地開発、一定目的以外の開発行為等を行う場合、あらかじめ知事の許可を受けることが必要となっている。この制度は、都市計画区域外における一定規模以上の開発行為についても適用される。

なお、広島市、福山市及び呉市においては、それぞれの市の区域における開発許可事務はそれぞれの市において処理している。

■ 宅地造成等の規制

宅地造成工事規制区域は、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域について指定されるもので、この区域内において行う宅地造成については災害防止のためあらかじめ許可を受けることが必要となっている。

なお、広島市、福山市及び呉市においては、それぞれの市の区域における宅地造成に関する工事等の規制事務はそれぞれの市において処理している。

■ 建築確認

建築主事又は指定確認検査機関が建築物又はその建築計画が適法であるかどうかを、建築工事の着手前、工事途中及び完了後においてチェックする。県は、建築指導室のほか広島、呉、東広島、尾三、福山、備北の各地域事務所建設局及び広島地域事務所建設局廿日市支局の合計7か所に建築主事を配置している。

また、広島市、福山市及び呉市は特定行政庁として、尾道市、三原市、東広島市及び廿日市市は限定特定行政庁として建築主事を設置し、これら7市の確認等の事務については、それぞれの市においてその全部又は一部を取扱っている。

さらに、建築基準法改正（平成11年5月）により、民間指定機関が確認検査業務を行うことができることとなり、広島県を業務区域に含む大臣指定を受けた3社と、知事指定を受けた2社が業務を行っている。

広島県公営住宅建設戸数・管理戸数(平成14年度末現在)

市町村名	県営住宅											市町村営住宅		合計	
	建設戸数											建設累計戸数	管理戸数	建設累計戸数	管理戸数
	S23～40	第1期 41～45	第2期 46～50	第3期 51～55	第4期 56～60	第5期 61～H2	第6期 H3～H7	第7期 H8～H12	第8期 H13～H14	(S23～H14)					
1 広島市	2,639	1,392	3,692	1,646	502	184	140	237		10,432	8,179	15,205	10,973	25,637	19,152
2 呉市	331	393	218	156	58	154	104	122		1,536	1,118	3,562	2,137	5,098	3,255
3 竹原市	107	96	60	50	20			44	48	425	272	989	751	1,414	1,023
4 三原市	179	96	312	280	130				48	1,045	790	1,600	1,074	2,645	1,864
5 尾道市	120	110	107	256	60	38	32			723	647	914	637	1,637	1,284
6 因島市	37	101				32	26	24		220	108	416	300	636	408
7 福山市	570	749	905	314	142	140	100	135		3,055	2,121	4,231	2,809	7,286	4,930
8 府中市			60			42	18			120	120	385	313	505	433
9 三次市	16		60	40	87	24				227	211	337	234	564	445
10 庄原市			30	80	50					160	160	283	238	443	398
11 大竹市	36	28	60	170						294	230	1,342	935	1,636	1,165
12 東広島市	82		119		96	60	50			407	325	863	646	1,270	971
13 廿日市市		25		820	300	20	28	28		1,221	1,196	463	302	1,684	1,498
14 府中町										0		165	114	165	114
15 海田町	48			120	158					326	326	384	164	710	490
16 熊野町	90	704	196				94	50		1,134	707	189	90	1,323	797
17 坂町						54				54	54	62	61	116	115
18 江田島町										0		230	172	230	172
19 音戸町										0		463	235	463	235
20 倉橋町										0		76	24	76	24
21 下蒲刈町										0		46	41	46	41
22 蒲刈町										0		64	50	64	50
23 大野町										0		527	342	527	342
24 湯来町										0		22	10	22	10
25 佐伯町										0		241	149	241	149
26 吉和村										0		12	12	12	12
27 宮島町										0		145	103	145	103
28 熊美町										0		226	160	226	160
29 沖美町										0		103	70	103	70
30 大穂町							2			2		293	196	295	196
31 加計町					4	7				11		121	71	132	71
32 簡賀村						4				4		30	26	34	26
33 戸河内町							4			4		33	24	37	24
34 芸北町							4			4		14	18	18	18
35 大朝町					8	5				13		81	59	94	59
36 千代田町					3					3		154	100	157	100
37 豊平町					5	5				10		37	24	47	24
38 吉田町										0		63	50	63	50
39 八千代町										0		38	22	38	22
40 美土里町					4		4			8		10	16	18	16
41 高宮町					6					6		52	34	58	34
42 甲田町						4	10			14		132	77	146	77
43 向原町						6	6			12		114	112	126	112
44 黒瀬町										0		194	131	194	131
45 福富町										0		41	26	41	26
46 豊栄町							4			4		76	30	80	30
47 大和町					3	4	8			15		80	53	95	53
48 河内町							4			4		205	98	209	98
49 本郷町										0		134	54	134	54
50 安芸津町										0		191	113	191	113
51 安浦町										0		406	260	406	260
52 川尻町										0		200	139	200	139
53 豊浜町										0		0	0	0	0
54 豊町										0		27	18	27	18
55 大崎町										0		120	76	120	76
56 東野町										0		94	30	94	30
57 木江町							6			6		131	115	137	115
58 瀬戸田町										0		65	50	65	50
59 御調町										0		254	156	254	156
60 久井町						4				4		161	136	165	136
61 向島町										0		140	66	140	66
62 甲山町						8				8		138	91	146	91
63 世羅町							6			6		183	149	189	149
64 世羅西町							4			4		32	22	36	22
65 内海町						4	6			10		30	40	40	40
66 沼隈町										0		287	159	287	159
67 神辺町										0		104	74	104	74
68 新市町										0		347	280	347	280
69 油木町						4	8			12		47	49	59	49
70 神石町						2	2			4		56	30	60	30
71 豊松村						2	2			4		31	30	35	30
72 神・三和町							8			8		80	70	88	70
73 上下町						10	2			12		201	132	213	132
74 総領町					5					5		24	26	29	26
75 甲奴町					2	11	12			25		122	103	147	103
76 君田村							8			8		32	20	40	20
77 布野村							4			4		34	13	38	13
78 作木村										0		13	13	13	13
79 吉舎町							4			4		171	168	175	168
80 三良坂町					5	6				11		155	101	166	101
81 双・三和町						6	8			14		68	42	82	42
82 西城町						6				6		91	60	97	60
83 東城町										0		171	128	171	128
84 口和町							4			4		16	20	20	20
85 高野町										0		14	6	14	6
86 比和町							4			4		53	28	57	28
合計	4,255	3,694	5,819	3,932	1,648	846	726	640	96	21,656	16,564	39,736	27,380	61,392	43,944

地方分権推進委員会第5次勧告 ―分権型社会の創造―

【平成10年11月19日、地方分権推進委員会】より抜粋

はじめに

本委員会は、平成7年7月3日の発足以来、昨年10月までに4次にわたる勧告を行い、地方分権推進法によって委員会に課された任務のうち地方分権を推進するために当面必要不可欠な具体的な指針を政府に勧告するという作業を、一応果たし得たところである。

一方、昨年12月に行政改革会議の最終報告が取りまとめられ、これも踏まえて、内閣総理大臣から委員会に対して、「国及び都道府県からの事務権限の委譲等について更に検討してほしい」旨要請があり、各省庁に対しても昨年12月26日の閣僚懇談会において協力要請がなされた。

そこで、委員会では本年1月以降、国及び都道府県からの事務権限の委譲などの問題について、改めて調査審議を進めてきたところである。

さらにその後、本年6月に中央省庁等改革基本法が成立し、中央省庁等改革推進本部が設置されたことから、同本部における検討作業に関連する部分、すなわち中央省庁のスリム化に関連する部分についての検討作業を急ぎ、委員会において結論が得られた事項を、今回第5次勧告として提出するものである。

政府においては、この勧告を尊重して、速やかに地方分権推進計画を作成し、適切に対処されるよう要請するものである。

第1章 公共事業のあり方の見直し

I 公共事業のあり方の見直しの基本的考え方

今回、委員会が公共事業のあり方の見直しについて検討することとなった要因の一つとして、「はじめに」において述べたとおり、中央省庁等改革推進本部の作業との関連を挙げることができる。中央省庁等の改革は、国が本来果たすべき役割を重点的に担うため、国の行政組織や事務事業の運営を簡素かつ効率的なものにすることをねらいとしている。その実現のためには、規制緩和と地方分権を進め、国の事務事業のうち、民間又は地方公共団体に委ねることが可能なものはできる限りこれらに委ねることが求められるが、公共事業についても、こうした観点から行政の新しい仕組みを築くため、国と地方の役割分担の明確化と国の役割の重点化を図る観点から、国の役割を見直した上で、事務事業をできる限り地方公共団体に委ねることが必要である。

しかしながら、公共事業の見直しは、単に国と地方の事務権限の所在の変更にとどまるものではない。効率的な公共事業の推進という国民経済的な視点、あるいは地域住民の自己決定権の拡充という地方分権の究極の目的に照らしてみても、今、抜本的な見直しを迫られているといってもよい。この点についての考え方を整理すれば、以下のとおりである。

なお、公共事業に関して地方公共団体の役割を拡大するに当たっては、公共事業に関する行政の透明・公平の確保の観点から、地方公共団体は、それに係る契約について、指名基準の策定・公表等入札・契約手続の透明性・公平性の確保を図るための措置をこれまで以上に徹底することが強く求められる。また、公共事業の推進に際し、地方公共団体は、財源の効率的使用と事業の質的向上を求める納税者、生活者としての住民の意向を十分に踏まえなければならないことは言うまでもない。

1 効率的な公共事業の推進

公共事業は国と地方との明確な役割分担のもとで実施されることが必要であるが、地域づくりのための公共事業が地域のニーズに即したものか否かを最も的確に判断できるのは、地域住民であり、地方公共団体であるといえる。したがって、地域にとって真に必要な事業の重点的な実施を可能とするためには、地域住民に身近な行政主体である地方公共団体が、住民の意見を踏まえ、自らの判断に基づいて事業を選択し、決定することができる仕組みを基本としていかなければならない。

このことは同時に、事業の効果と費用についての地域住民の監視を可能ならしめるものであり、その結果、各地方公共団体において、公共事業について無駄をなくし、効率化を図ろうとするインセンティブがより強く働くことも期待できるのである。

また、補助事業の申請手続、審査等に係る事務の整理・合理化等を進めることは、国・地方を通じる行政の簡素・効率化に資することは言うまでもない。

2 個性豊かな地域社会の形成

個性豊かな地域社会をつくるためには、地域づくりのための様々な事業を地域が選択し、決定できる仕組みが必要であり、地域住民の自己決定権が尊重されなければならないが、こうした個性豊かな地域づくりのための事業として、公共事業は重要なものといえる。そうした面からも、それぞれの地域に即した公共事業を、地域が選択し、決定し、実施できる仕組みは不可欠であると言わなければならない。

また、一体的で総合的な地域づくりを進めるためには、それに関連して行われるそれぞれの事業が、国の縦割り行政の壁を超えて、可能な限り、総合的な見地から調整されることが必要であり、その役割は地方公共団体こそが担っている。公共事業についても、こうした一体的で総合的な地域づくりのため、地方公共団体が責任を持って事業を実施することができるよう、その自己決定権をできるだけ拡充することが必要なのである。

また、同種の事業について、事業規模、技術的困難性等を根拠にして国、地方公共団体に事業実施主体が分かれ、また、同一公物の管理主体が、区域によって国、地方公共団体に分かれているが、公共事業について、国と地方の役割分担を明確化するとともに、地方公共団体の役割をできる限り大きくすることは、住民にとって分かりやすい行政を推進する観点からも重要である。このことは同時に、住民に対する責任の所在を明確にすることでもあり、結果的に、行政運営の透明性を増し、住民の行政参画を一層拡大することにもつながることが期待できる。

II 直轄事業等の見直し

1 直轄事業等の見直しの基本的考え方

第1次勧告及び地方分権推進計画並びに中央省庁等改革基本法（以下「基本法」という。）46条1号を踏まえ、公共事業に係る国の直轄事業（以下「直轄事業」という。）及び公共事業に係る国が直接管理する公物（以下「直轄公物」という。）については、国と地方の役割分担の明確化と国の役割の重点化の観点から、また、中央省庁のスリム化にも資するように、全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的事業に限定し、それ以外は地方公共団体に委ねる。

この場合、直轄事業及び直轄公物の範囲について、客観的な基準などにより、明確化を図るとともに、当該基準に基づき、基本法46条1号の規定を踏まえ、中央省庁のスリム化の観点からも、その範囲の見直しを行う。

なお、北海道及び沖縄県の区域においては、その特殊事情にかんがみ、直轄事業についての特例措置が設けられているところであるので、そのあり方については、別途検討されるべきである。

2 個別の直轄事業等の基準の明確化、範囲の見直し等

上記1に示した考え方に沿って、個別の事業に関し、直轄事業及び直轄公物の基準の明確化、範囲の見直し等について鋭意検討を進めたが、勧告までの時間的制約の下で結論に到達した事項は、以下に示すとおりである。

政府においては、今回示した基準及びそれを具体化したものに基づき、基本法46条1号の趣旨を踏まえ、直轄事業及び直轄公物の一層の縮減を図ることが必要である。

なお、直轄事業及び直轄公物の範囲の見直しの具体的な内容については、今回の勧告を踏まえ、関係審議会等において早急に検討し、結論を得ることとし、本委員会は、地方分権推進法に基づき監視権が付与されている趣旨を踏まえ、その検討状況について、必要な意見を述べることとする。

(1) 河川

① 一級水系の指定の基準

一級水系の指定は、「国土保全上又は国民経済上特に重要な水系」との河川法の規定に基づき行われてきたが、今後は、この考え方をより具体化する。

この場合、一級水系を、下記a又はbに限定することを基本的方針とし、この判断を行うために必要な要件についての検討を含め、できる限り客観的な基準を具体化しよう検討する。

なお、bに係る水系については、災害等を契機として一級水系の指定が行われるとともに、水系全体の整備が相当程度進捗する等の状況に応じ改めて国が管理する必要性について検討し、特段の事情のない限り、一級水系から二級水系に変更される性格のものとする。

a 洪水等により氾濫した場合の被害の程度、安定的な水利用の確保、河川環境の保全、都府県間の利害調整等の観点から特に重要な水系

b 激甚な洪水、頻発する渇水等による被害を契機としてこれらを早急に解消することが必要とされており、技術的又は財政的な観点から国が管理を行うことが適当な水系

② 直轄管理区間の基準

一級河川のうち特に重要な区間に限定して直轄管理を行うことを基本的方針とし、この判断を行うために必要な要件についての検討を含め、できる限り客観的な基準を具体化しよう検討する。

③ 一級水系及び直轄管理区間の点検と見直し

①及び②により具体化された基準に照らし、改めて、個々に現在の一級水系及び直轄管理区間を点検する。

その場合、基本法46条1号の趣旨を踏まえ、特に下記の事項に留意し、廃止又は新たな指定などの見直しを行う。また、あわせて、定期的に直轄管理区間等の見直しを行うシステムを導入する。

- ・ ①bに係る水系及びそれに係る直轄管理区間については、水系全体の整備が相当程度進捗する等の状況に応じ、改めて、国が管理する必要性について検討し、特段の事情のない限り、関係都道府県の意見を聴くなどの手続を経た上で、一級水系から二級水系への変更等を行うこと。
- ・ また、新たに一級水系及びそれに係る直轄管理区間の指定を行う場合にも、同様の手続を経ること。

④ 直轄公物の管理に際しての市町村等の参画の拡大

直轄公物の管理であっても、地域に密着している下記の分野に関しては、できるだけ地元市町村等の主体性が尊重されるよう、市町村等が参画できる範囲を拡大するための措置を講ずる。

また、都道府県が管理する公物についても、同様の考え方から、市町村等が参画できる範囲を拡大するための措置を講ずる。

○ 河川敷の利用等の分野

- ・ 地元市町村が地先の河川敷の利用等について主体的に判断できるようにするための包括占用許可等の実施、市町村が河川管理者とともにする地先の河川空間の利用のための計画の策定、市町村が施行主体となって河川工事等を行う制度の活用等により、地先の河川敷の利用等についての地元市町村の参画をさらに拡充し、周辺の地域整備と一体となった川づくりを推進する。また、これらに併せて、NPO等の参画についても検討する。

(2) 道路

① 直轄管理区間の基準

高規格幹線道路の整備・管理を国の責務とするほか、一般国道のうち直轄管理区間として指定すべきものは、交通上、国土管理上重要性が高い中枢的・根幹的なネットワークに係る区間とするが、その考え方を具体化し、今後は、現在の一般国道の指定要件である道路法5条1項各号のうち1号及び4号を基本として、原則として下記a又はbの区間に限って直轄管理することとし、その旨を明確にする。

この判断を行うために必要な要件についての検討を含め、できる限り客観的な基準を具体化するよう検討する。

- a 国土の骨格を成し、国土を縦断・横断・循環する都道府県庁所在地等の拠点
を連絡する枢要な区間（大都市圏における広域にわたる環状道路を形成してい

る区間を含む。)

b 重要な空港、港湾等と高規格幹線道路あるいは上記の路線を連絡する区間

② 直轄管理区間の点検と見直し

①により具体化された基準に照らし、改めて、個々に現在の直轄管理区間を点検する。

その場合、基本法46条1号の趣旨を踏まえ、特に下記の事項に留意し、廃止又は新たな指定などの見直しを行う。また、あわせて、定期的に直轄管理区間の見直しを行うシステムを導入する。

- ・ 社会経済情勢の変化により直轄管理の重要性が低下したと認められる区間については、関係都道府県の意見を聴くなどの手続を経た上で、直轄管理区間の指定を外すこと。
- ・ また、新たに直轄管理区間の指定を行う場合にも、同様の手続を経ること。
- ・ いわゆるバイパス整備後の現道等については、直轄事業が施行中であるなど特別な場合を除き、地元地方公共団体と調整を経た上で、当該地方公共団体に引き継ぐこと。

③ 指定区間の指定及び廃止に際しての地方公共団体の意見の反映

一般国道の指定区間の指定及び廃止に当たり、関係地方公共団体の意見を聴取することを明確にする。

④ 直轄公物の管理に際しての市町村の参画の拡大

直轄公物の管理であっても、地域に密着している下記の分野に関しては、できるだけ地元市町村の主体性が尊重されるよう、市町村が参画できる範囲を拡大するための措置を講ずる。

また、都道府県が管理する公物についても、同様の考え方から、市町村が参画できる範囲を拡大するための措置を講ずる。

○ 歩道の植樹、照明の管理等の分野

- ・ 国と地元市町村が協定を結ぶことにより、一定の範囲内で、地元市町村が地先の歩道の植樹・照明の管理等について自ら実施できるようにする。
- 国は負担すべき費用を支出する。

(3) 砂防

① 直轄事業の基準

砂防法6条に直轄事業の要件が規定されているほか、別途、事業費の額等による採択基準が予算制度上定められているところであるが、社会経済情勢の変化等に応じ採択基準の引上げ等必要な見直しを行う。

② 直轄事業の点検と見直し

①により具体化された基準に照らし、改めて、個々に現在の直轄事業を点検する。

その場合、基本法46条1号の趣旨を踏まえ、特に下記の事項に留意し、廃止又は新たな直轄化などの見直しを行う。

- ・ 災害等を契機とする直轄箇所については、整備が概成した場合には、関係地方公共団体の意見を聴くなどの手続を経た上で、当該地方公共団体に引き継ぐこと。
- ・ また、新たな直轄化を行う場合にも、同様の手続を経ること。

③ 直轄事業範囲の指定及び引継ぎに際しての地方公共団体の意見の反映

砂防事業の直轄範囲の指定及び引継ぎに当たり、関係地方公共団体の意見を聴取することを明確にする。

(4) 海岸

① 直轄事業の基準

海岸法6条に直轄事業の要件が規定されているほか、別途、事業費の額等による採択基準が予算制度上定められているところであるが、社会経済情勢の変化等に応じ採択基準の引上げ等必要な見直しを行う。

② 直轄事業の点検と見直し

①により具体化された基準に照らし、改めて、個々に現在の直轄事業を点検する。

その場合、基本法46条1号の趣旨を踏まえ、特に下記の事項に留意し、廃止又は新たな直轄化などの見直しを行う。

- ・ 災害等を契機とする直轄箇所については、整備が概成した場合には、関係地方公共団体の意見を聴くなどの手続を経た上で、当該地方公共団体に引き継ぐこと。
- ・ また、新たな直轄化を行う場合にも、同様の手続を経ること。

(5) 港湾

① 直轄事業の実施基準

港湾法52条の国と港湾管理者との協議が調い実施される直轄事業は、下記a又はbの事業に限定することを基本とし、この判断を行うために必要な要件についての検討を含め、できる限り客観的な基準を具体化するよう検討する。

- a 国際・国内の基幹的海上交通ネットワーク形成のために必要な根幹的な港湾施設（港湾の骨格を形成する防波堤、主航路、大型外貿ターミナル、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナル、幹線臨港道路等）の整備
- b 全国的な視点に立って配置整備する必要性が高い避難港及び当該施設の効用が一の港湾管理者の範囲を超えて広域に及ぶ港湾公害防止施設・廃棄物埋立護岸等の整備並びに技術的観点等から港湾管理者が自ら実施することが困難な事業

② 直轄事業の点検と見直し

①により具体化された基準に照らし、また、基本法46条1号の趣旨を踏まえ、改めて、個々に現在の直轄事業を点検するとともに、見直しを行う。

(6) 農業農村整備

直轄事業は、土地改良法及び同法施行令の規定に基づき行われているが、社会経済情勢の変化等に応じ、次のとおり、必要な見直しを行う。

- a 国が先導的かつモデル的に実施している事業について、その目的の達成状況を踏まえつつ、国が果たすべき役割を限定する。
- b 山林原野の農地への開発を主な目的とする事業について、完了時期の明確化等を図る。

(7) 治山

① 直轄事業の基準

直轄事業について、事業費の額等による採択基準が予算制度上定められているところであるが、直轄事業の範囲について客観的な基準を明確にするとともに、社会経済情勢の変化等に応じ採択基準の引上げ等必要な見直しを行う。

② 直轄事業の点検と見直し

①により具体化された基準に照らし、改めて、個々に現在の直轄事業を点検する。

その場合、基本法46条1号の趣旨を踏まえ、特に下記の事項に留意し、廃止又は新たな直轄化などの見直しを行う。

- ・ 災害等を契機とする直轄箇所については、整備が概成した場合には、関係地方公共団体の意見を聴くなどの手続を経た上で、当該地方公共団体に引き継ぐこと。
- ・ また、新たな直轄化を行う場合にも、同様の手続を経ること。

③ 直轄事業範囲の指定及び引継ぎに際しての地方公共団体の意見の反映

治山事業の直轄範囲の指定及び引継ぎに当たり、関係地方公共団体の意見を聴取することを明確にする。

3 直轄事業負担金の見直し

維持管理費に係る直轄事業負担金については、第2次勧告及び地方分権推進計画に基づき、段階的縮減を含め見直しを行う。

4 直轄事業及び直轄公物の見直しに伴う財源の確保

直轄事業及び直轄公物の見直しに伴い、地方公共団体が担う事務事業が増大する場合、地方財政計画の策定等を通じて所要財源を明確にし、これに必要な地方税・地方交付税等の地方一般財源を確保する。その確保の具体的なあり方については、政府において、責任を持って対応すべきである。

商工関係資料（経営改善普及事業について）

1 経営指導員等の平均年齢

商工会議所	商 工 会	商工会連合会	県 平 均
40.7歳	44.7歳	44.3歳	43.2歳

- (注) 1 各団体の平均年齢は、「経営指導員」、「専門経営指導員」、「経営指導員研修生」、「補助員」、「記帳専任職員」及び「商工会指導員」の平均年齢である。(事務局長を除く)
 2 県平均は、加重平均により算出する。

2 経営指導員等の人件費補助の判定根拠又は考え方

(1) 補助対象職員の設置定数

補助対象職員の設置定数については、中小企業庁が各都道府県に示した次の基準により算出する。

職 種	設 置 基 準	
経 営 指 導 員	小規模事業者数	経営指導員の設置定数
	300人以下	1
	301～1,000人	2
	1,001～30,000人	2+ [(小規模事業者数-1,000) ÷ 1,000]
	30,001～40,000人	31+ [(小規模事業者数-30,000) ÷ 1,050]
	40,001～60,000人	41+ [(小規模事業者数-40,000) ÷ 1,150]
	端数切上げ。小規模事業者数は事業所統計（平成13年度）による。	
補 助 員	経営指導員の設置実数	補助員の設置定数
	0～2人	1
	3～8人	2
	9～14人	3
記 帳 専 任 職 員	経営指導員数の範囲内	
商 工 会 指 導 員	商工会数	商工会指導員の設置定数
	66～80か所	10
	81～100か所	11

(2) 補助対象職員の補助年額

補助対象職員の1人当たり補助年額については、次の額を上限として、県の給与規定に準じ補助している。

区 分		補 助 年 額		参 考	
		広島市内	広島市外	県の号級相当	俸 給
商工会等	経営指導員	6,418,418円	6,263,499円	4-9	288,900円
	補助員	3,786,447円	3,693,535円	1-10	175,600円
	記帳専任職員	3,051,000円	2,972,175円	1-5	149,200円
商工会連合会	商工会指導員	6,504,785円		4-11	304,700円
	経営指導員	6,418,418円	6,263,499円	4-9	288,900円
	専門経営指導員	6,296,918円	6,141,162円	4-9	288,900円
	補助員	4,054,346円	3,950,145円	2-6	197,000円
	経営指導員研修生	3,852,144円		2-5	191,600円

3 経営指導員等の仕事内容

職 種	業 務 内 容
経 営 指 導 員	小規模事業者を対象に一般的な経営改善普及事業を行う。 (巡回指導, 窓口指導, 集団指導, 講習会・講演会, その他補助事業)
商 工 会 指 導 員	商工会の組織, 財政, 経理等及び事業運営に関する指導を行う。 (商工会役職員研修, 講習会等)
専 門 経 営 指 導 員	小規模事業者を対象に専門的経営分野(特許, 公害, 労務管理, 店舗設計, 業種特有の問題等)及び広域問題に対する指導を行う。 〔広島商工会議所…専門指導センター 〔県連…広域指導センター〕〕
経 営 指 導 員 研 修 生	2年間の研修後, 経営指導員になる。 〔研修内容…中小企業総合事業団研修(基礎Ⅰ・Ⅱ, 専門), 現場実習〕
補 助 員	経営指導員, 記帳専任職員等が不在等の場合, 業務の補助を行うとともに商工会等の経理事務に従事する。
記 帳 専 任 職 員	小規模事業者を対象に帳簿の記載, 試算表, 決算書, 税務申告書の作成等の記帳指導及び財務分析に基づく経営指導等を行う。 〔責任数…指導企業数 44 企業以上(3 回以上指導)かつ指導延回数 153 回以上〕
事 務 局 長	経営指導員が経営改善普及事業に専念できるよう指導環境の整備を行うとともに主に地域振興事業に従事する。 (関係行政機関との対外折衝, 役員等との連絡調整, 地域振興を目的とした補助事業)

4 商工会合併が進まない原因

(1) 法的要因

- 現行商工会法では, 商工会同士の合併は, 隣接商工会同士しか合併できない。
- 現行商工会法では, 市町村が合併しても, 商工会はそのまま存続できる。
- 現行商工会議所法では, 合併に関する規定がない。
- 商工会と商工会議所との合併は, 法的整備がなされていない。

(2) その他の要因

- 小規模町村の商工会は, 町村の商工振興業務をかなりの面で任されており, 合併については, 市町村合併を見てからの意向が強い。
- 商工会の合併が進めば, 補助対象職員の設置基準により, 経営指導員等の数が大幅に減少するため, 従来どおりの地域に密着したきめ細かなサービス(記帳指導, 税務相談等)が提供できないとの意向が強い。

★ (1) 及び (2) の要因が相俟って, 商工会の合併機運が醸成されにくい。

(参考)

商工会法

第7条 商工会の地区は, 一の町村の区域とする。ただし, 商工業の状況により必要があるときは, 一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。

2 商工会の地区は, 他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。

第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において, その商工会(その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし, その地区が隣接する他の商工会と合併した場合(以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。)にあっては, 当該合併後存続する商工会又は当該合併によって成立した商工会。以下この条において同じ。)の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし, 又はその商工会が解散するまでの間は, 前条第1項の規定にかかわらず, その商工会の地区は, 廃置分合前の市町村の区域(隣接商工会との合併の場合にあっては, 当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域)とする。

参 考 資 料

教 育 関 係 資 料

(教育行政の現状と課題)

平成15年8月

広島県教育委員会

是正指導

平成10年5月

文部省による是正指導

教育内容関係7項目

- 国旗掲揚・国歌斉唱 → 完全実施
- 人権学習内容適正化 → 改善
- 道徳の名称・内容 → 名称是正・全内容指導
- 国語の名称 → 適正化
- 国歌「君が代」指導 → 全小中学校で指導
- 授業時数・単位時間 → 改善
- 指導要録記入 → 適正に記入

学校管理運営関係6項目

- 教員の勤務(破り年休) → 適正化
- 主任の任命(時期・人選) → 改善
- 主任手当の拠出 → 拠出の減少
- 職員会議の運営 → 改善
- 校長権限を制約する確認書 → 是正
- 市町村立学校の運営管理 → 改善

現状と課題

平成13年6月

是正指導に一定の区切り
多くの学校で校長を中心とした体制

改善点

- 教育内容の充実や指導方法の改善
→ 習熟度別授業実施校数(小中) 3.4倍
(H12 145校→H15 499校)
- 教員研修の充実
→ 研究公開授業実施校数(小中) 4.2倍
(H12 169校→H15 711校)
- 学力向上・進学指導の充実
→ 国公立大学合格者 17%増
(H12 1,556人→H15 1,826人)
- 校長中心の学校運営体制
→ 生徒指導による暴力行為減少 37%減
(H12 1,996件→H14 1,263件)
- 開かれた学校運営の推進
→ 学校へ行こう週間参加者 60%増
(H12 25万人→H14 40万人)

課題

- 学校の実態に温度差
→ きめ細かな把握と支援
- 是正から改革への過渡期
→ 学校が自律する仕組みづくりの確立

今後の方向(15年度)

課題の残る学校へは是正指導を徹底
全体としては教育改革を推進

是正指導の徹底

- 課題校の実態把握
→ 県内全公立小中学校を対象として実施
- 課題校へ直接訪問指導
→ この夏季休業中に実施

教育改革の推進

- 基礎基本の徹底
(知育)・・・学力テストの実施・公開(全小中高等学校)
国語力の向上(ことばの教育)
(徳育)・・・道徳教育の推進(重点校倍増)
(体育)・・・体力テストの実施・公表(全小中学校)
- 学校経営体制の確立
(目標)・・・学校経営目標の設定(全公立校)
(評価)・・・学校評価の実施(全公立校)
新しい人事評価の実施(全公立校)
(体制)・・・主任制の強化
- 先導的な教育改革施策
・ 中高一貫教育校の開設
・ 進学重点校・拠点校の指定

知 育

平成14年度「基礎・基本」定着状況調査報告書の概要	1
県立高等学校の学力向上対策の成果について	8
小・中学校における習熟度別指導の実施状況	9
小・中学校における研究公開の実施状況	10

徳 育

平成14年度の広島県における生徒指導上の諸問題の現状について...	11
-----------------------------------	----

体 育

平成14年度生徒の体力・運動能力調査結果概要	18
------------------------------	----

平成 1 4 年 度
「基礎・基本」定着状況調査
報告書の概要

平成 1 4 年 1 1 月

広島県教育委員会

I 調査の概要

1 調査の趣旨

- (1) 学習指導要領に示されている目標及び内容に基づき、特に、「読み・書き・計算」などの基礎的な内容とともに、思考力・判断力・表現力などの定着状況を把握する。
- (2) 児童生徒の生活や学習に関する意識や実態及び各学校における教科指導等の実態を把握する。
- (3) 各学校が全県的な結果と比較・分析することを通して、自校の課題を明確にするとともに、指導内容や指導方法の改善・充実を図る。
- (4) 調査結果をもとに児童生徒の学習の到達度を明らかにし、県の教育行政施策に生かす。

2 調査対象

県内の全公立小学校第5学年及び全公立中学校第2学年の児童生徒

3 調査期日

平成14年6月25日（火）

4 調査内容

(1) 実施教科等

小学校第5学年 ①国語、算数における前学年までの学習内容の定着状況調査
②生活と学習に関する意識・実態についての児童質問紙調査
③前年度の指導方法等についての学校質問紙調査

中学校第2学年 ①国語、数学、英語における前学年までの学習内容の定着状況調査
②生活と学習に関する意識・実態についての生徒質問紙調査
③前年度の指導方法等についての学校質問紙調査

(2) 実施時間

各教科の定着状況調査及び生活と学習に関する意識・実態についての質問紙調査の実施時間は、小学校ではそれぞれ45分、中学校ではそれぞれ50分とする。

5 集計対象学校数，集計対象児童生徒数等

集計は調査を実施した学校のうち、指定の期日に実施した学校のみを対象とした。また、調査を途中から始めたり途中でやめたりした児童生徒あるいは、放送設備の故障や聴覚障害等により音声問題に取り組むことができなかった児童生徒を除いた数を、集計対象者数とした。

実技による調査（英語）は、希望校を対象とした調査であるため、それ以外の調査とは集計の対象者数が異なる。

ただし、指導方法等の学校を対象とした調査結果集計の際には、放送設備の故障等により音声問題に取り組むことができなかった学校や、昨年度から今年度にかけて学校の統廃合が行われ、昨年度児童生徒をどのような指導方法で指導していたか確認できない学校などを除いている。

学年	調査実施		集計対象	
	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数
小学校第5学年	611校	26,720名	608校	26,412名
中学校第2学年	252校	25,231名	252校	24,676名
実技による調査（英語）			191校	14,236名

6 語句の説明

語句	説明
正答	正しい答え
準正答	完全な誤りではなく、正答としての反応があるもの
誤答	完全に誤った答え
正答率	設問ごと又は領域や教科全体の正答であった児童生徒の割合
準正答率	設問ごとの準正答であった児童生徒の割合
誤答率	設問ごとの誤答であった児童生徒の割合
無解答率	設問ごと又は領域や教科全体の無解答であった児童生徒の割合
通過率	設問ごとの、正答または準正答を解答した児童生徒の割合
平均通過率	設問ごとの通過率を領域や教科全体等で平均したもの
通過設問数	児童生徒が各教科で通過した設問数
領域	学習指導要領に示されている各教科における指導内容の区分
観点	指導要録の指導に関する記録における観点別学習状況の評価の観点

Ⅱ 調査結果の概要

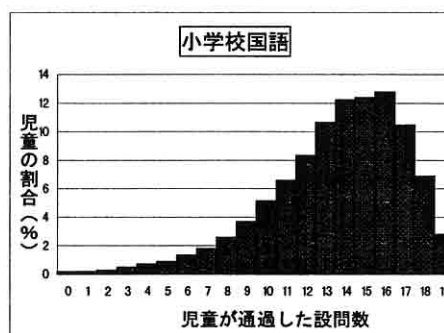
1 各教科の学習内容の定着状況についての調査結果の分析と考察

(1) 小学校国語

教科全体及び領域別平均通過率

領域等	教科全体	聞くこと	書くこと	読むこと	言語事項
平均通過率(%)	71.6	71.7	77.7	64.0	75.6

- 通過率 60%以上の児童の割合は 76.4%であり、右のグラフで、全体の形がはっきりとした山の形で右寄りであることから、基礎的・基本的な内容は全体として定着していると考えられる。
- 手紙文を書くこと、漢字を書くこと及び読むことは概ね定着している。一方、長文を読んで内容を理解することは、定着が不十分である。
- 「聞くこと」については、今回、新たに放送による聴き取りを実施した。概ね、内容は聞き取れているものの、情報として大切なポイントを聞き取り適切に記述することは不十分である。普段からメモを取ることに慣れさせ、話を正確に聞き取らせる指導が必要である。
- 「書くこと」については、手紙文を書くなどの言語活動を生かして、必要な要件を簡潔に書く指導を他教科等においても日常的にさせる必要がある。
- 「読むこと」については、段落を選択する設問の通過率は 36.5%である。また、情景を想像しながら登場人物の心情を把握する設問の通過率は 40.5%である。場面の移り変わりや情景を想像して内容を読み取ったり、段落相互の関係を考えさせたりして、長文を読み取る力を定着させる指導が必要である。
- 「言語事項」において、今回新たに出题したローマ字については、読むことに比べ、書くことの通過率が低く、繰り返し指導を行う必要がある。

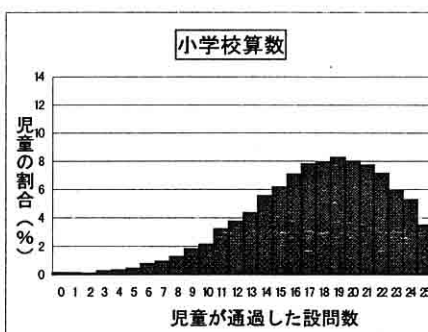


(2) 小学校算数

教科全体及び領域別平均通過率

	教科全体	数と計算	量と測定	図形	数量関係
平均通過率(%)	69.9	74.4	72.1	58.9	66.9

- 通過率 60%以上の児童の割合は 74.9%であり、右のグラフで、全体の形がはっきりとした山の形で右寄りであることから、基礎的・基本的な内容は全体として定着していると考えられる。
- 計算したり作図したりすることや、数の位や面積の単位を理解することは定着している。一方、十や百を単位として数の大きさをとらえ計算の仕方を考えるなどの数学的な考え方や、分数の意味を理解することは、定着が不十分である。
- 「数と計算」については、数学的な考え方の平均通過率は 44.2%であり、学校別通過率のばらつきも大きい。既習の計算をもとに新しい計算の仕方を考えさせる指導が必要である。また、分数の意味の理解をみる設問の通過率は 33.9%であり、学校別通過率のばらつきも大きい。単位分数に着目させ理解させる指導が必要である。
- 「量と測定」については、面積、角の大きさ、重さについての感覚を育てる指導が必要である。
- 「図形」については、数学的な考え方の平均通過率は 46.2%であり、学校別通過率のばらつきも大きい。図を描いたり、紙を切って広げたりする算数的活動を取り入れた指導が必要である。
- 「数量関係」については、数学的な考え方の平均通過率は 54.3%である。伴って変わる2つの数量の関係を調べる設問の通過率は 51.6%であり、学校別通過率のばらつきも大きい。順序よく表に整理して、共通のきまりを見つけさせる指導が必要である。

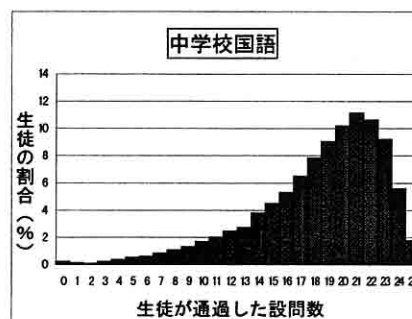


(3) 中学校国語

教科全体及び領域別平均通過率

領域等	教科全体	聞くこと	書くこと	読むこと	言語事項
平均通過率(%)	73.3	79.2	75.5	62.4	75.5

- 通過率 60%以上の生徒の割合は 81.9%であり、右のグラフで、全体の形がはっきりとした山の形で右寄りであることから、基礎的・基本的な内容は全体として定着していると考えられる。
- 話を聞いて事実と意見を聞き分けること、漢字を書くこと及び読むことは概ね定着している。一方、長文を読み文章の構成や展開をとらえ、内容を理解することは、定着が不十分である。
- 「聞くこと」については、話題の趣旨の聞き取る設問の通過率は 66.0%である。話を的確に聞き取るためには、要点を押さえたメモを活用し、話し手の意図は何かを考えながら聞き取らせる指導をする必要がある。
- 「書くこと」については、4問中3問は学校別通過率のばらつきが大きい。短作文などを書かせ、書くことに慣れさせるとともに、論理的に書く能力を付ける指導が必要である。また、文字や語句の用法、叙述の仕方等を推敲する指導も必要である。
- 「読むこと」については、いろいろな長文を活用し、文章の構成を考えながら、内容を適切に読み取る力を定着させる指導が必要である。
- 「言語事項」については、言語事項の設問 13 問中4問は学校別通過率のばらつきが大きい。繰り返し指導や継続的な指導が必要である。また、書写指導との関連を図り、字体、字画、筆順等に注意して、楷書で正しく整った文字が書けるよう、繰り返し指導をすることが大切である。

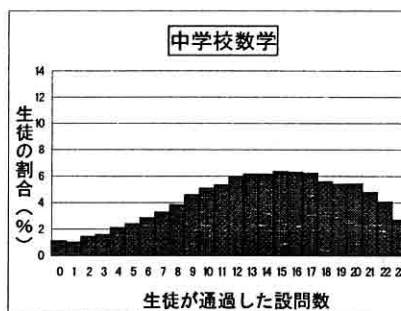


(4) 中学校数学

教科全体及び領域別平均通過率

	教科全体	数と式	図形	数量関係
平均通過率(%)	59.0	72.2	44.6	44.6

- 通過率 60%以上の生徒の割合は 53.1%であり、右のグラフで、全体の形が山の形でなく左右に広がっていることから、基礎的・基本的な内容の定着状況にばらつきがあり、生徒の実状に応じた指導方法の工夫改善が必要であると考えられる。
- 計算したり作図したりすることは概ね定着している。一方、2つの数量の関係を考えるなどの数学的な考え方、おうぎ形の弧の長さなどを求めること、空間図形の基本的な性質などを理解することは、定着が不十分である。
- 「数と式」については、数学的な考え方の観点の平均通過率は 35.8%であり、無解答率も 34.5%である。図や表に順序よく整理して規則性を見つけさせる指導が必要である。
- 「図形」については、おうぎ形の弧の長さを求める設問の通過率は、26.5%であり、無解答率も 30.1%である。また、空間における直線や平面の位置関係の理解をみる設問の通過率は、それぞれ 35.9%、44.6%であり、学校別通過率のばらつきも大きい。実際に展開図をかく、組み立てる、観察するなどの活動を通して理解を深めさせる指導が必要である。
- 「数量関係」については、比例や反比例の関係をみる設問の通過率は、それぞれ 43.8%、44.7%である。小学校での学習を発展させながら理解させる指導が必要である。



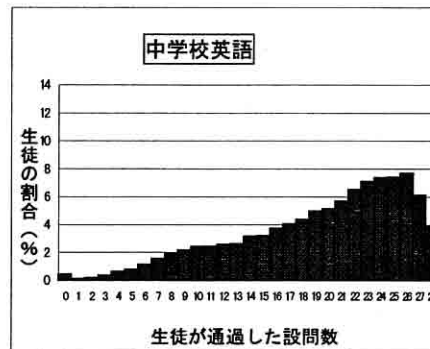
(5) 中学校英語

教科全体及び領域別平均通過率

領域等	教科全体	聞くこと	話すこと	読むこと	書くこと	話すこと(実技)
平均通過率(%)	69.3	83.0	47.2	73.1	62.7	79.0

※ 話すこと(実技)については、教科全体の通過率には含めていない。

- 通過率 60%以上の生徒の割合は 70.4%であり、右のグラフで、全体の形がはっきりとした山の形で右寄りであることから、基礎的・基本的な内容は全体としては定着していると考えられる。
- 英語を聞くことや読むことは定着している。また、今回はじめて実施した話すことについての実技調査によると、英語でのあいさつや簡単な応答は定着している。一方、文の意味を考えて話すこと、基本的な語の幅広い用法を理解すること及び場面に適した文を正しく書くことについては、定着が不十分である。
- 「聞くこと」については、語や文を正確に聞き取らせる指導とともに、話し手の意図など、伝えたい内容の中心となる部分をつかませる指導を行う必要がある。また、日頃からクラスルーム・イングリッシュなどで、英語に触れる機会を増やすことが大切である。
- 「話すこと」については、正しく相手に伝えるために、文の意味を考えて話すよう、強勢、イントネーション、区切りなど基本的な英語の音声について指導する必要がある。
- 実技調査については、あいさつと提示した絵の内容に関して Yes, …, No, … で答える問いの通過率はいずれも 80%を超えているが、時刻やものの数を正確に答える問いの通過率は低かった。また、自分のことを伝える問いについては、一語や一文で答えた生徒の割合が高かった。コミュニケーションを深めるために、一文付け加えるなどして、より詳しく伝えるよう指導することが必要である。
- 「読むこと」については、日頃から英語の簡単な物語を読ませるなど、まとまった内容の英語を読む機会を増やすとともに、設問の仕方に工夫するなど、文章のあらすじや大切な部分を読み取らせるための指導の工夫が必要である。
- 「書くこと」については、身の回りの出来事や、自分で考えたり感じたりしたことなどを自由に書かせる活動や、教科書を暗唱して書かせるなどの定着を図る活動を、家庭学習も含めて、バランスよく行うことが大切である。また、this などの運用度の高い基本的な語については、いくつかの例文を示し、幅広い用法を理解させることも必要である。



2 指導方法等についての調査結果の分析

○ 継続的な指導（あてはまると回答した学校の割合 単位 %）

	学年一斉の ドリル学習	計算問題	漢字の書き取り	補充的な学習
小学校第5学年	69.4	98.4	98.8	85.9
中学校第2学年	52.0	77.0	87.6	79.0

○ 指導方法（あてはまると回答した学校の割合 単位 %）

	国語の宿題	算数・数学 の宿題	英語の宿題	国語科でのコン ピュータ活用	算数・数学科での コンピュータ活用
小学校第5学年	99.7	99.7	—	46.0	24.6
中学校第2学年	95.3	96.8	98.4	11.5	13.9

3 生活と学習に関する意識・実態についての調査結果の分析

○ 生活について

	平日のテレビ等 視聴時間（時間）	1週間の読書時間 （時間）	1ヶ月の読書冊数 （冊）	1週間の習い事 の回数（回）
小学校第5学年	2.57	1.22	3.77	1.83
中学校第2学年	2.91	0.90	1.77	0.72

○ 学習について

	平日の学習時間 （分）	休日の学習時間 （分）	1週間の勉強日数 （日）	1週間の通塾日数 （日）
小学校第5学年	53.2	52.8	4.09	0.95
中学校第2学年	54.2	55.4	2.88	1.26

○ 休日の過ごし方（複数回答あり 単位 %）

	家族と一緒に	友だちと遊ぶ	のんびりする	一人で遊ぶ	部活動に参加
小学校第5学年	59.5	57.3	26.2	29.5	—
中学校第2学年	41.2	68.6	44.5	30.6	45.1

4 各教科の学習内容の定着に影響を与える項目についての分析と考察

学校を対象とした指導方法等と児童生徒を対象とした生活・学習に関する調査についての調査をもとに、相関関係の分析や重回帰分析によって学力の定着要因を探った。

(1) 指導方法等について

指導方法等についての調査の各設問への回答と、その指導を受けた児童生徒の各教科の通過率との間には、相関係数からみても、重回帰分析の結果からみても、有意な関係はみられなかった。

(2) 生活と学習に関する意識・実態について

生活と学習に関する意識・実態についての調査の各設問への回答と、児童生徒の各教科の通過率との間には、相関係数や重回帰分析の結果から、小・中学校それぞれすべての教科において、次の項目について有意な関係がみられた。

① 生活に関することについて

小・中学校のすべての教科について、高い通過率と関連があると考えられるのは、次の2項目である。

- 自分の役割を最後までやりとげること
- 毎朝朝食を食べること

さらに、小学校のすべての教科について、高い通過率と関連があると考えられるのは、次の3項目である。

- 家の人とよく話をすること
- 1週間あたりの読書時間が長いこと
- 1週間あたりの習い事の回数が多いこと

なお、小・中学校のすべての教科について、低い通過率と関連があると考えられるのは、次の項目である。

- 家の人が、勉強しなさいとよく言うこと

② 学習に関することについて

小・中学校のすべての教科について、高い通過率と関連があると考えられるのは、次の5項目である。

- 各教科に対して「授業がよくわかる」と思うこと
- 宿題は必ずやること
- 答えが間違っていたとき、その理由を確かめること
- 自分からいろいろな問題を解いてみること
- 1週間あたりの自宅学習日数が多いこと

さらに、小学校のすべての教科について、高い通過率と関連があると考えられるのは、次の3項目である。

- 各教科に対して「勉強が好きだ」と思うこと
- 授業中、進んで発表したり、質問したりすること
- 平日の自宅での勉強時間が長いこと

また、中学校のすべての教科について、高い通過率と関連があると考えられるのは、次の5項目である。

- よくわかるように、勉強の仕方を工夫すること
- 授業中、先生の説明をよく聞くこと
- 授業中、ノートをとること
- わからない問題でもあきらめずにやってみること
- 休日の自宅での勉強時間が長いこと

県立高等学校の学力向上対策の成果について

平成15年6月19日
指導第二課



県立高校発案の学力向上計画等を基に、学力向上の推進力となる高校に対して重点的な支援を行い、その取組みの成果を県立高校全体に還元する。(H12～H14)

【学力向上対策に係る具体的な方策例】



- | | | |
|------------------|--------------|------------|
| ★評価に係る研修 | ★シラバスの作成、充実 | ☆大学教官の出張講義 |
| ★新しい大学入試問題への対応 | ★成果発表会の開催 | ☆学習合宿の実施 |
| ☆教科指導等に係る県外先進校視察 | ☆進路診断会議の開催 | ☆家庭学習の定着 |
| ☆公開研究授業の実施 | ☆習熟の程度に応じた指導 | ☆朝の読書の実施 |
- (★印は重点校共通の取組み、☆印は各学校独自の取組み)

【学力向上対策の成果】

○平成15年度大学入試センター試験の結果

★受験者数

- ・重点校等(H13) 2,775人 → (H14) 3,247人 → (H15) 3,426人
- ・県立高校全体(H13) 3,140人 → (H14) 3,588人 → (H15) 3,775人

★全国平均点以上の得点者数(5教科6科目型)

- ・重点校等(H13) 831人 → (H14) 939人 → (H15) 1,121人
- ・県立高校全体(H13) 841人 → (H14) 964人 → (H15) 1,161人

○平成15年度国公立大学合格状況

★国公立大学合格者数

- ・重点校等(H13) 1,381人 → (H14) 1,454人 → (H15) 1,658人
- ・県立高校全体(H13) 1,565人 → (H14) 1,642人 → (H15) 1,826人

★東大、京大をはじめとする難関国立大学への現役合格者数

- ・重点校等(H13) 61人 → (H14) 57人 → (H15) 48人
- ・県立高校全体(H13) 61人 → (H14) 58人 → (H15) 50人

★広島大学への現役合格者数

- ・重点校等(H13) 176人 → (H14) 162人 → (H15) 234人
- ・県立高校全体(H13) 197人 → (H14) 183人 → (H15) 247人

○研究授業の実施状況

★実施校数、実施回数 ※普通教科のみの数

- ・重点校(H12) 14校38回 → (H13) 21校108回 → (H14) 22校138回
- ・県立高校全体(H12) 22校53回 → (H13) 37校157回 → (H14) 67校262回

○シラバスの作成状況

★すべての県立高校で作成・活用している。

○各種コンクールへの参加状況

★科学実験コンクール

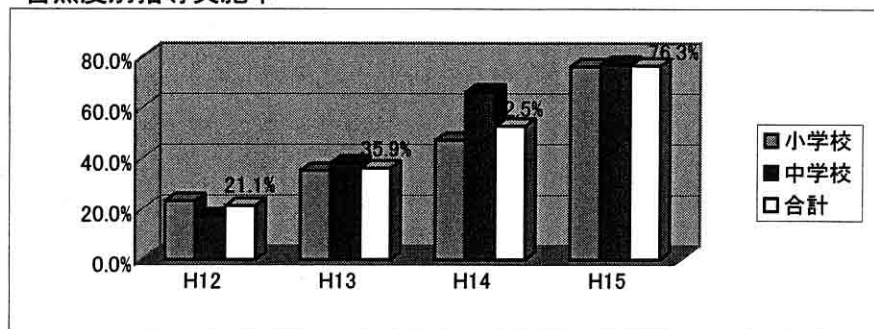
- ・県立高校全体(H12) 74人 → (H13) 129人 → (H14) 257人

★数学コンクール

- ・県立高校全体(H12) 31人 → (H13) 49人 → (H14) 81人

小・中学校における習熟度別指導の実施状況（広島市を除く）

1 習熟度別指導実施率



2 内 訳

		H12	H13	H14	H15
小学校	学校数	493	485	476	463
	実施校数	112	171	224	352
	割合	22.7%	35.3%	47.1%	76.0%
中学校	学校数	194	192	192	191
	実施校数	33	72	127	147
	割合	17.0%	37.5%	66.1%	77.0%
合計	学校数	687	677	668	654
	実施校数	145	243	351	499
	割合	21.1%	35.9%	52.5%	76.3%

※ 平成15年度は、平成15年度中に実施予定を含む。

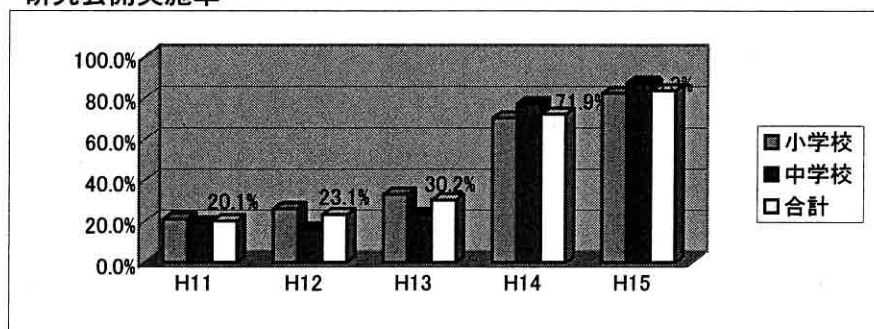
習熟度別指導

児童・生徒の学習内容の習熟の程度に応じ、学級内や、学級の枠を越えてグループを編成し、きめ細かな指導を行うこと。

ここ数年で実施校数が小・中ともに急速に増加しており、児童生徒の基礎学力の向上に寄与している。

小・中学校における研究公開の実施状況

1 研究公開実施率



2 内訳

		H11	H12	H13	H14	H15
小学校	学校数	632	628	621	612	600
	公開校数	131	164	206	427	496
	割合	20.7%	26.1%	33.2%	69.8%	82.7%
中学校	学校数	254	254	252	252	252
	公開校数	47	40	58	194	219
	割合	18.5%	15.7%	23.0%	77.0%	86.9%
合計	学校数	886	882	873	864	852
	公開校数	178	204	264	621	715
	割合	20.1%	23.1%	30.2%	71.9%	83.9%

※ 平成15年度は、平成15年度中に実施予定を含む。

研究公開

学校内で行った教育内容等に関する先進的又は特色ある研究実践を、他校の関係者や保護者、地域住民に公開することにより、外部評価を取り入れながら、成果を授業改善に生かすことを目的とするもの。

ここ数年で実施校数が急増し、教職員の授業改善への意欲が向上していることが伺える。

平成14年度の広島県における生徒指導上の諸問題の現状（速報）について

〔平成15年7月11日〕
教 育 委 員 会

概要	1
(1) 公立小・中・高等学校（全日制・定時制）における暴力行為発生件数の年次推移	2
(2) 公立小・中・高等学校（全日制・定時制）における暴力行為発生学校数等の年次推移	3
(3) 公立小・中・高等学校（全日制・定時制）におけるいじめ発生件数等の年次推移	4
(4) 国・公・私立の小・中学校における不登校児童生徒数等の年次推移	5
(5) 公・私立高等学校（全日制・定時制）における中途退学者数等の年次推移	6

1 暴力行為【公立小学校、中学校、高等学校（全日制・定時制）】

（1）状況（学校内及び学校外をあわせた数）

発生件数 小学校87件、中学校966件、高等学校210件

暴力行為の発生学校数 小学校41校、中学校177校、高等学校81校

（2）前年度比（学校内及び学校外をあわせた数）

発生件数では、小学校は20件減少、中学校は346件減少、高等学校は54件減少。

(18.7%減) (26.4%減) (20.5%減)

発生学校数では、小学校は10校増加、中学校は13校減少、高等学校は18校減少。

（3）全国比較

全国数値は未発表。

2 いじめ【公立小学校、中学校、高等学校（全日制・定時制）】

（1）状況

発生件数 小学校113件、中学校346件、高等学校60件

1校当たりの発生件数 小学校0.2件、中学校1.4件、高等学校0.6件

（2）前年度比

発生件数では、小学校は5件減少、中学校は143件減少、高等学校は2件減少。

(4.2%減) (29.2%減) (3.2%減)

1校当たりの発生件数では、小学校は前年同、中学校は0.5件減少、高等学校は前年同。

（3）全国比較

全国数値は未発表。

3 不登校【国・公・私立の小学校、中学校】

（1）状況

不登校児童生徒数 小学校 821人、中学校 2,982人

不登校児童生徒の割合 小学校 0.49%、中学校 3.35%

（2）前年度比

小学校では20人増加、中学校では6人減少。

(2.5%増) (0.2%減)

小学校では0.02ポイント増加、中学校では0.10ポイント増加。

（3）全国比較

全国数値は未発表。

4 中途退学【公・私立高等学校（全日制・定時制）】

（1）状況

中途退学者数 2,239人

中途退学率 2.5%

（2）前年度比

中途退学者数では、419人減少。

(15.8%減)

中途退学率では、0.4ポイント減少。

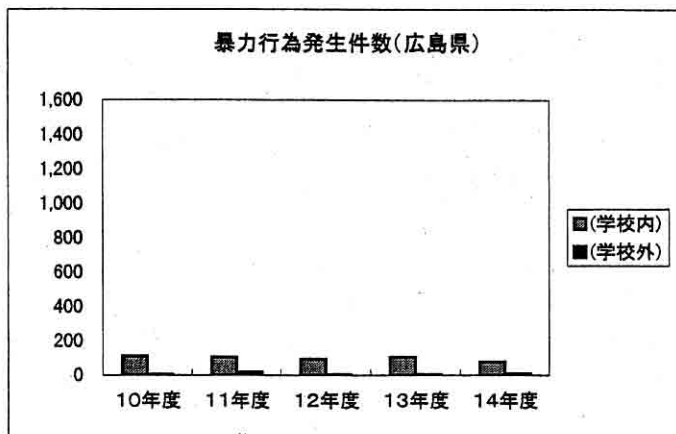
（3）全国比較

全国数値は未発表。

公立小・中・高等学校（全日制・定時制）における暴力行為発生件数の年次推移（H10～H14）

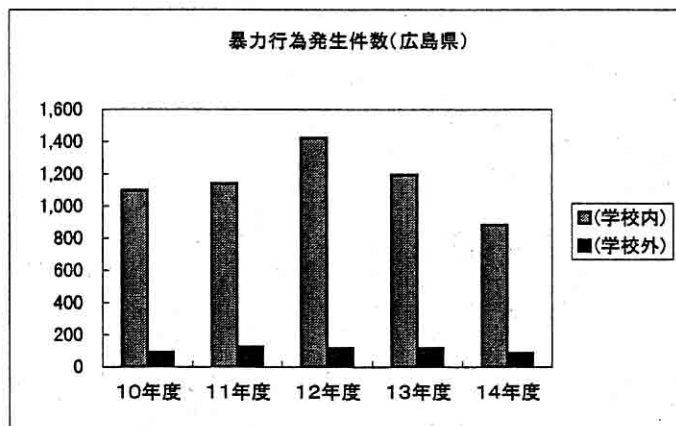
小学校

区分	発生件数 (学校内)	発生件数 (学校外)	計
10年度	111	4	115
11年度	104	19	123
12年度	94	4	98
13年度	104	3	107
14年度	77	10	87



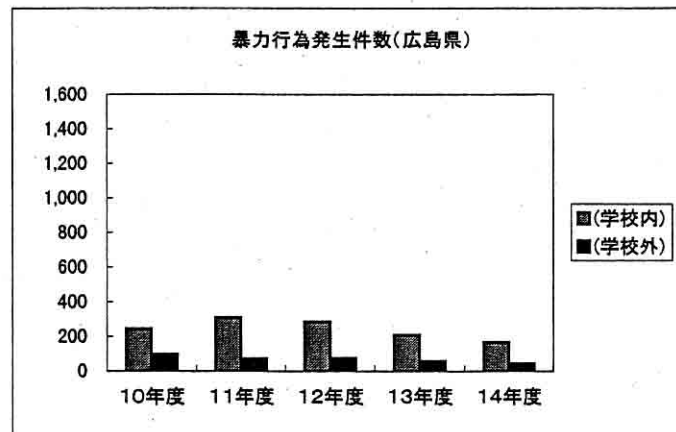
中学校

区分	発生件数 (学校内)	発生件数 (学校外)	計
10年度	1,099	90	1,189
11年度	1,139	124	1,263
12年度	1,424	117	1,541
13年度	1,196	116	1,312
14年度	882	84	966



高等学校

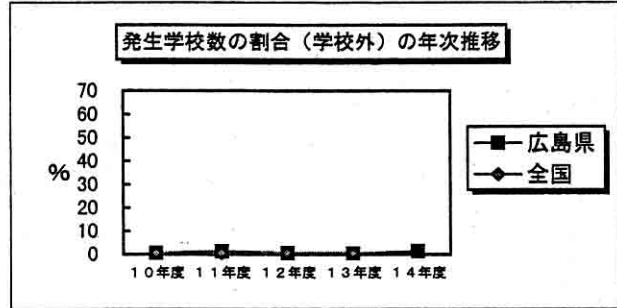
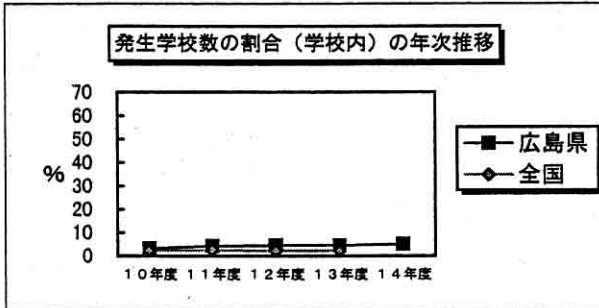
区分	発生件数 (学校内)	発生件数 (学校外)	計
10年度	243	96	339
11年度	308	71	379
12年度	283	74	357
13年度	207	57	264
14年度	167	43	210



公立小・中・高等学校（全日制・定時制）における暴力行為発生学校数等の年次推移（H10～H14）

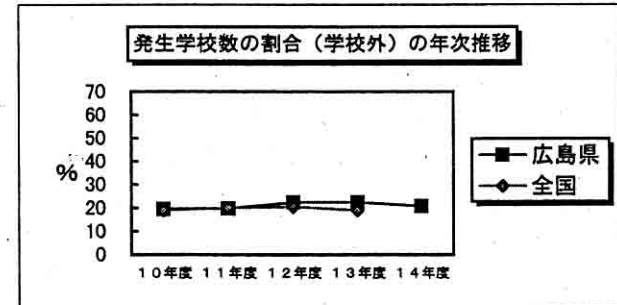
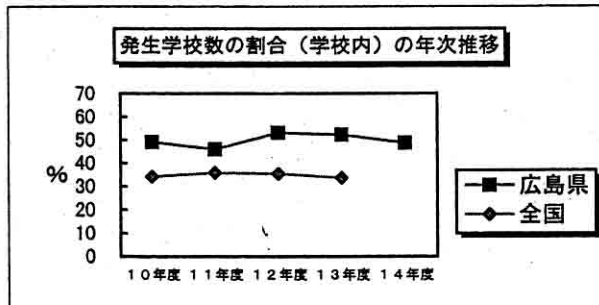
小学校

区分	学校内				学校外			
	広島県		全国		広島県		全国	
	発生学校数	発生学校数の割合（％）	発生学校数	発生学校数の割合（％）	発生学校数	発生学校数の割合（％）	発生学校数	発生学校数の割合（％）
10年度	22	3.4	557	2.3	4	0.6	117	0.5
11年度	28	4.3	565	2.4	8	1.2	108	0.5
12年度	29	4.5	523	2.2	4	0.6	115	0.5
13年度	29	4.5	532	2.2	2	0.3	115	0.5
14年度	32	5.0	未発表		9	1.4	未発表	



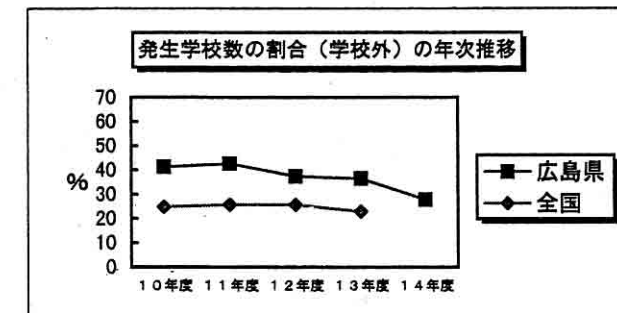
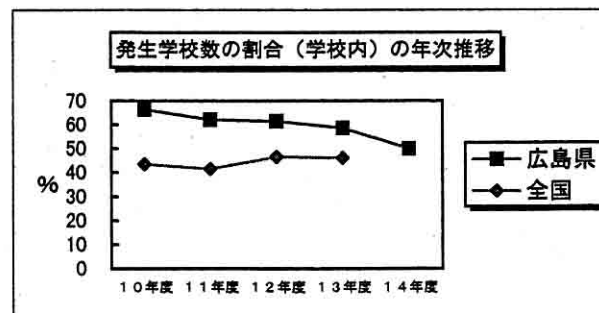
中学校

区分	学校内				学校外			
	広島県		全国		広島県		全国	
	発生学校数	発生学校数の割合（％）	発生学校数	発生学校数の割合（％）	発生学校数	発生学校数の割合（％）	発生学校数	発生学校数の割合（％）
10年度	126	49.2	3,599	34.3	50	19.5	2,001	19.1
11年度	118	46.1	3,761	35.9	51	19.9	2,104	20.1
12年度	135	53.1	3,715	35.5	57	22.4	2,145	20.5
13年度	133	52.4	3,516	33.7	57	22.4	1,978	19.0
14年度	124	48.8	未発表		53	20.9	未発表	



高等学校

区分	学校内				学校外			
	広島県		全国		広島県		全国	
	発生学校数	発生学校数の割合（％）	発生学校数	発生学校数の割合（％）	発生学校数	発生学校数の割合（％）	発生学校数	発生学校数の割合（％）
10年度	69	66.3	1,809	43.5	43	41.3	1,032	24.8
11年度	64	62.1	1,730	41.7	44	42.7	1,071	25.8
12年度	64	61.5	1,935	46.7	39	37.5	1,068	25.8
13年度	61	58.7	1,914	46.2	38	36.5	954	23.0
14年度	52	50.0	未発表		29	27.9	未発表	

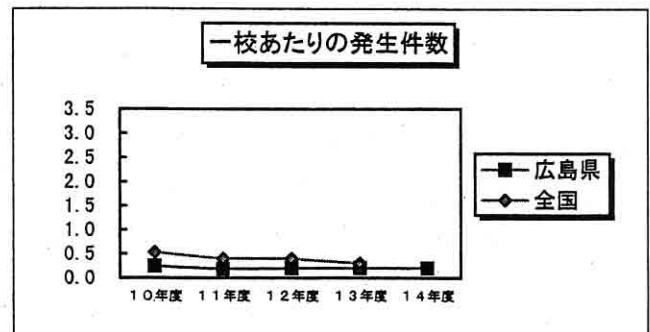
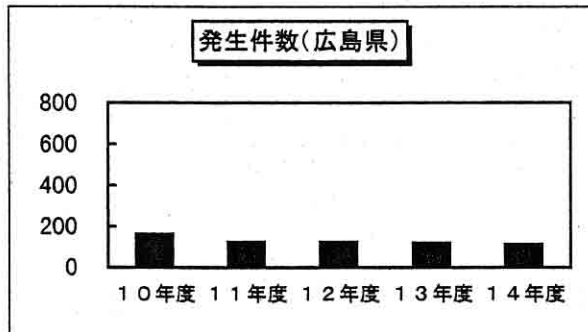


※暴力行為発生学校数の割合：（発生学校数）／（公立学校総数）×100

公立小・中・高等学校(全日制・定時制)におけるいじめ発生件数等の年次推移(H10～H14)

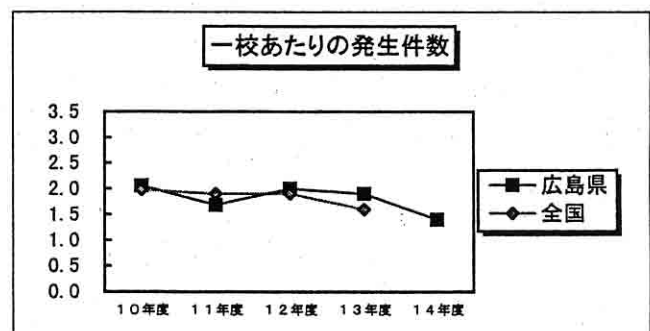
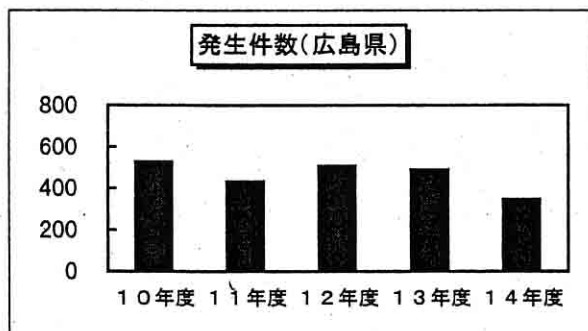
<小学校>

区分	発生件数	一校あたりの発生件数	
	広島県	広島県	全国
10年度	162	0.2	0.5
11年度	123	0.2	0.4
12年度	123	0.2	0.4
13年度	118	0.2	0.3
14年度	113	0.2	未発表



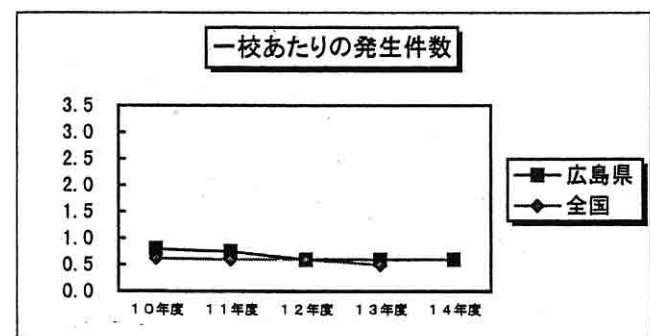
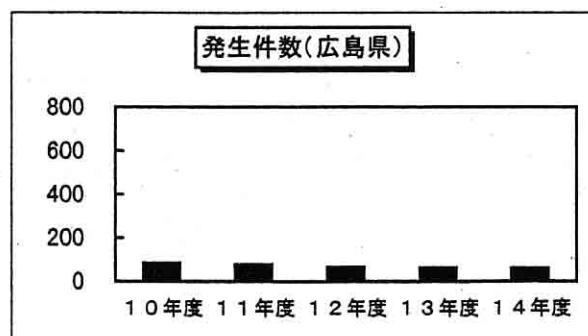
<中学校>

区分	発生件数	一校あたりの発生件数	
	広島県	広島県	全国
10年度	527	2.1	2.0
11年度	432	1.7	1.9
12年度	508	2.0	1.9
13年度	489	1.9	1.6
14年度	346	1.4	未発表



<高等学校>

区分	発生件数	一校あたりの発生件数	
	広島県	広島県	全国
10年度	85	0.8	0.6
11年度	77	0.7	0.6
12年度	66	0.6	0.6
13年度	62	0.6	0.5
14年度	60	0.6	未発表



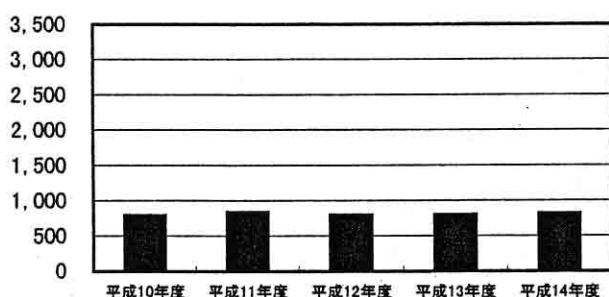
※一校あたりの発生件数：(発生件数) / (公立学校総数)

国・公・私立の小・中学校における不登校児童生徒数等の年次推移(H10～H14)

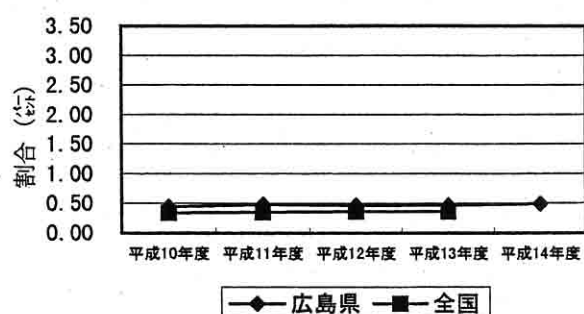
〈小学校〉

年次	不登校児童数				不登校児童の割合(%)		
	広島県				広島県		全国
		国立	公立	私立		公立	
平成10年度	793	3	790	0	0.44	0.45	0.34
平成11年度	838	1	837	0	0.48	0.49	0.35
平成12年度	797	2	795	0	0.46	0.47	0.36
平成13年度	801	0	801	0	0.47	0.48	0.36
平成14年度	821	0	821	0	0.49	0.50	未発表

不登校児童数（広島県）



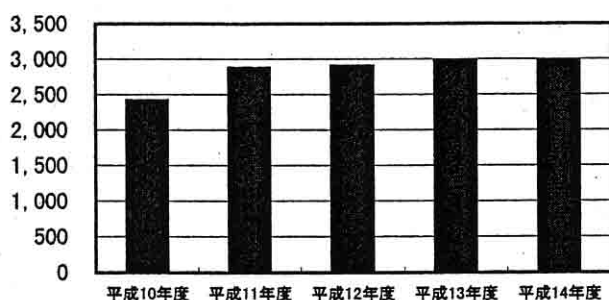
不登校児童の割合



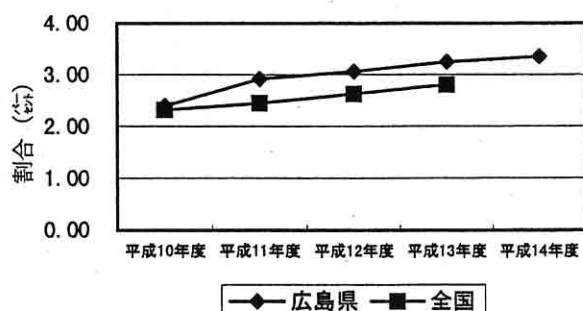
〈中学校〉

年次	不登校生徒数				不登校生徒の割合(%)		
	広島県				広島県		全国
		国立	公立	私立		公立	
平成10年度	2,417	1	2,383	33	2.39	2.59	2.32
平成11年度	2,879	2	2,844	33	2.92	3.18	2.45
平成12年度	2,905	6	2,839	60	3.06	3.32	2.63
平成13年度	2,988	6	2,926	56	3.25	3.55	2.81
平成14年度	2,982	4	2,902	76	3.35	3.66	未発表

不登校生徒数（広島県）



不登校生徒の割合

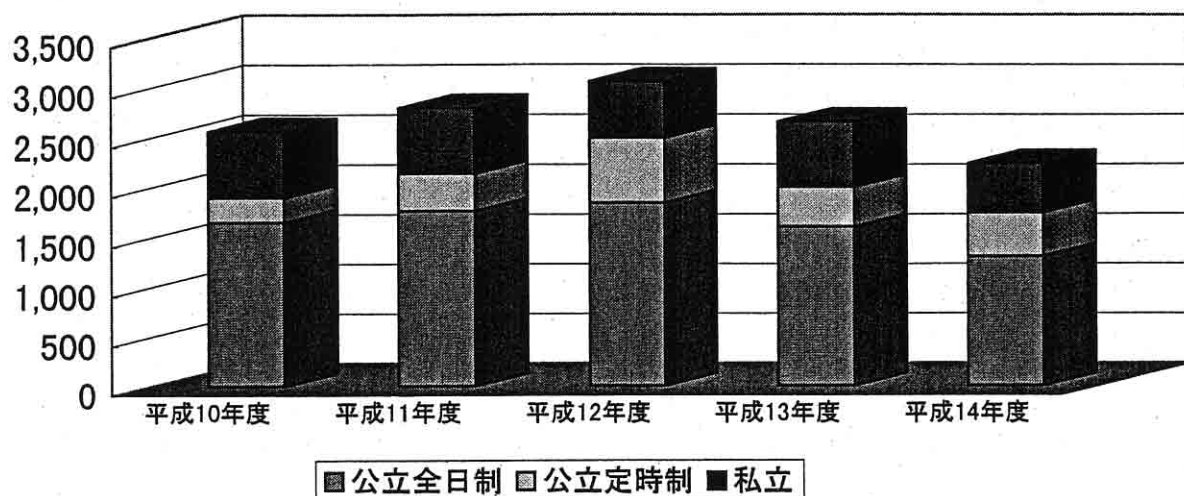


※不登校児童生徒数は、「不登校」を理由として30日以上欠席した者の数である。

※不登校児童生徒の割合：(国公立不登校児童生徒数)／(国公立学校児童生徒総数)×100

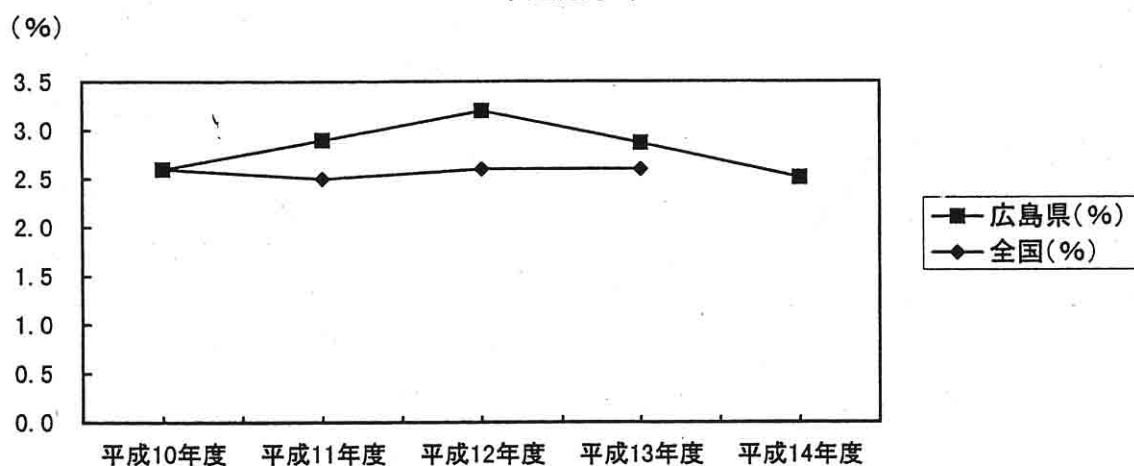
公・私立高等学校(全日制・定時制)における中途退学者数等の年次推移(H10～H14)

公私立高等学校(全・定)中途退学者数の年次推移



年度	公立		私立	計
	全日制	定時制		
平成10年度	1,898	247	666	2,564
平成11年度	2,138	375	661	2,799
平成12年度	2,496	652	566	3,062
平成13年度	2,001	397	657	2,658
平成14年度	1,742	438	497	2,239

中途退学率



年度	広島県 (%)	全国 (%)
平成10年度	2.6	2.6
平成11年度	2.9	2.5
平成12年度	3.2	2.6
平成13年度	2.9	2.6
平成14年度	2.5	未発表

※ 中途退学率：(公私中途退学者数) / (公私生徒総数) × 100

平成 14 年度 生徒の体力・運動能力調査結果概要

広島県教育委員会

(1) 調査の概要

① 調査の目的

近年の児童生徒の体力・運動能力の低下傾向に対し、活力ある生活を営む基礎的な体力・運動能力を培い、生涯を通じて運動に親しむ態度を育てる。

② 調査実施期間

平成14年4月～7月

③ 調査集計・分析

平成14年10月～12月

④ 調査年齢

6歳～17歳

⑤ 調査人員

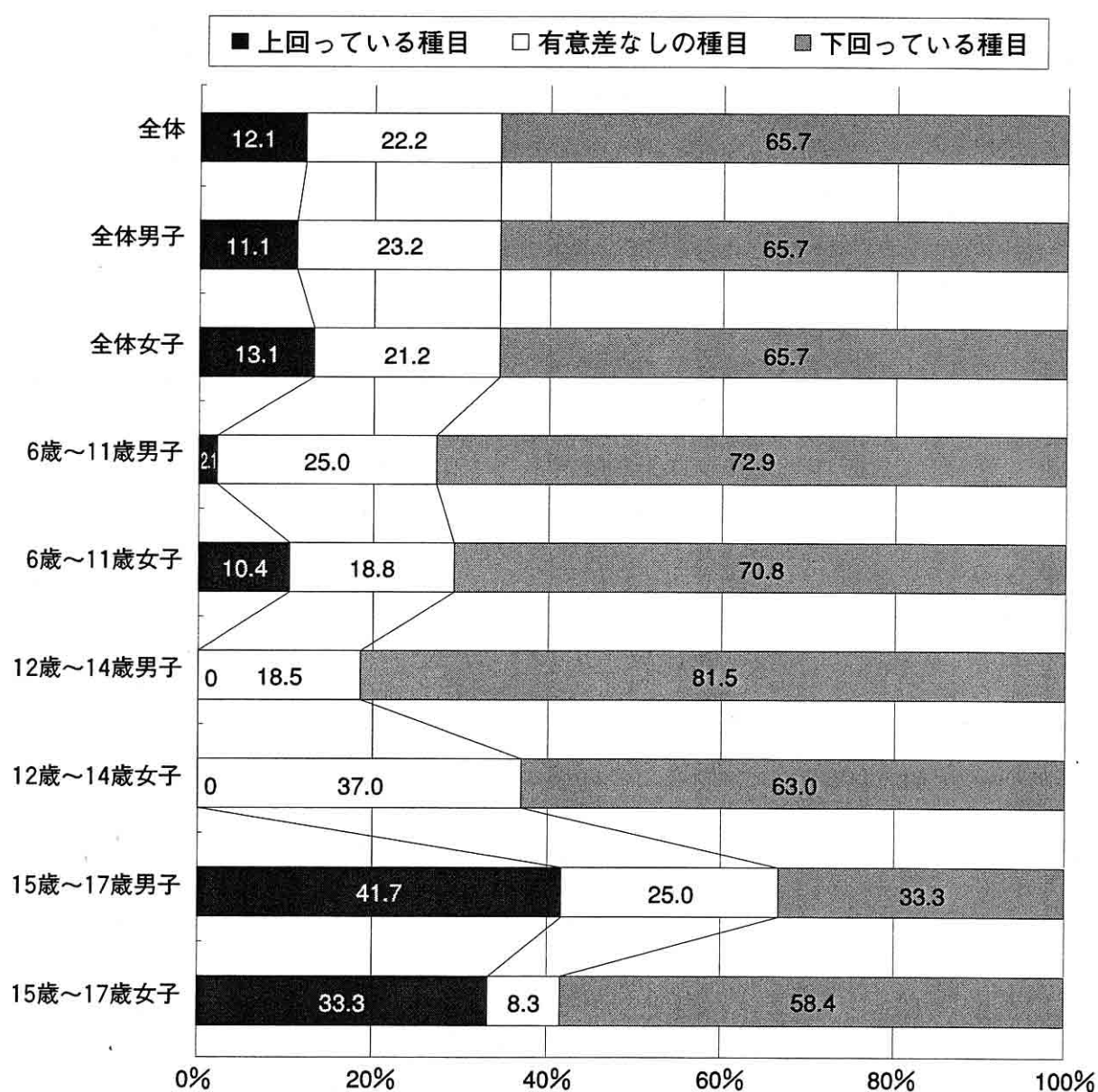
調 査 年 齢	調 査 人 員
6歳～11歳	13,835人
12歳～17歳	19,777人
合 計	33,612人

⑥ 調査内容（文部科学省新体力テスト）

年 齢	種 目
6歳～11歳	握 力, 上体起こし, 長座体前屈, 反復横とび 20mシャトルラン（往復持久走） 50m走, 立ち幅とび, ソフトボール投げ
12歳～17歳	握 力, 上体起こし, 長座体前屈, 反復横とび 20mシャトルラン（往復持久走）・ 持久走〔選択〕 50m走, 立ち幅とび, ハンドボール投げ

(2) 全国平均値(平成13年度)と広島県平均値(平成14年度)との比較〔表1〕

次のグラフは、平成13年度全国と平成14年度広島県の児童生徒の体力・運動能力の調査の結果で全国平均との有意差検定を行い、上回っている種目、有意差が認められない種目、下回っている種目を年齢男女別に表したものである。その結果、全種目中で全国平均値を「上回っている種目」は12.1%、「変わらない種目」は22.2%、「下回っている種目」は65.7%となっている。



〔表2〕

次の表は、有意差検定の結果を種目年齢男女別にまとめたものである。

性別		種目 年齢	握 力	上 体 起 こ し	長 座 体 前 屈	反 復 横 と び	20 m シャトルラン	持 久 走	50 m 走	立 ち 幅 と び	ボ ー ル 投 げ
男 子	6	▲	▲	○	▲	○	—	▲	▲	▲	
	7	▲	○	◎	▲	▲	—	○	▲	▲	
	8	▲	▲	○	▲	▲	—	▲	▲	▲	
	9	▲	○	○	○	▲	—	○	▲	○	
	10	○	▲	▲	▲	▲	—	▲	▲	▲	
	11	▲	▲	▲	▲	▲	—	○	▲	▲	
	12	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	13	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	14	▲	○	○	▲	▲	○	▲	▲	▲	
	15	▲	◎	▲	◎	—	◎	▲	▲	▲	
	16	○	◎	○	◎	—	◎	○	▲	▲	
	17	○	◎	◎	◎	—	◎	○	○	▲	
女 子	6	○	▲	◎	○	○	—	▲	○	▲	
	7	◎	○	◎	◎	▲	—	○	◎	○	
	8	▲	▲	▲	▲	▲	—	▲	▲	▲	
	9	▲	▲	▲	▲	▲	—	▲	▲	▲	
	10	○	▲	▲	▲	▲	—	▲	▲	▲	
	11	▲	▲	○	▲	▲	—	▲	▲	▲	
	12	▲	▲	○	▲	▲	○	○	▲	○	
	13	▲	▲	○	▲	▲	▲	○	○	▲	
	14	▲	▲	○	○	▲	▲	▲	○	▲	
	15	▲	◎	▲	▲	—	◎	▲	▲	▲	
	16	▲	◎	○	◎	—	◎	▲	▲	▲	
	17	▲	◎	◎	◎	—	○	▲	▲	▲	
上回っている種目		1	6	5	6	0	5	0	1	0	24
有意差なしの種目		5	4	12	3	2	3	8	4	3	44
下回っている種目		18	14	7	15	16	4	16	19	21	130

◎上回っているもの、○差が認められないもの、▲下回っているもの、—未実施

昨年より、上回っている種目数は倍増（昨年：11種目）し、下回っている種目数も減少したものの（昨年：151種目）、依然として全国平均値に及ばない種目が多くある。

「長座体前屈」については、昨年同様概ね上回っており、柔軟性は安定している。

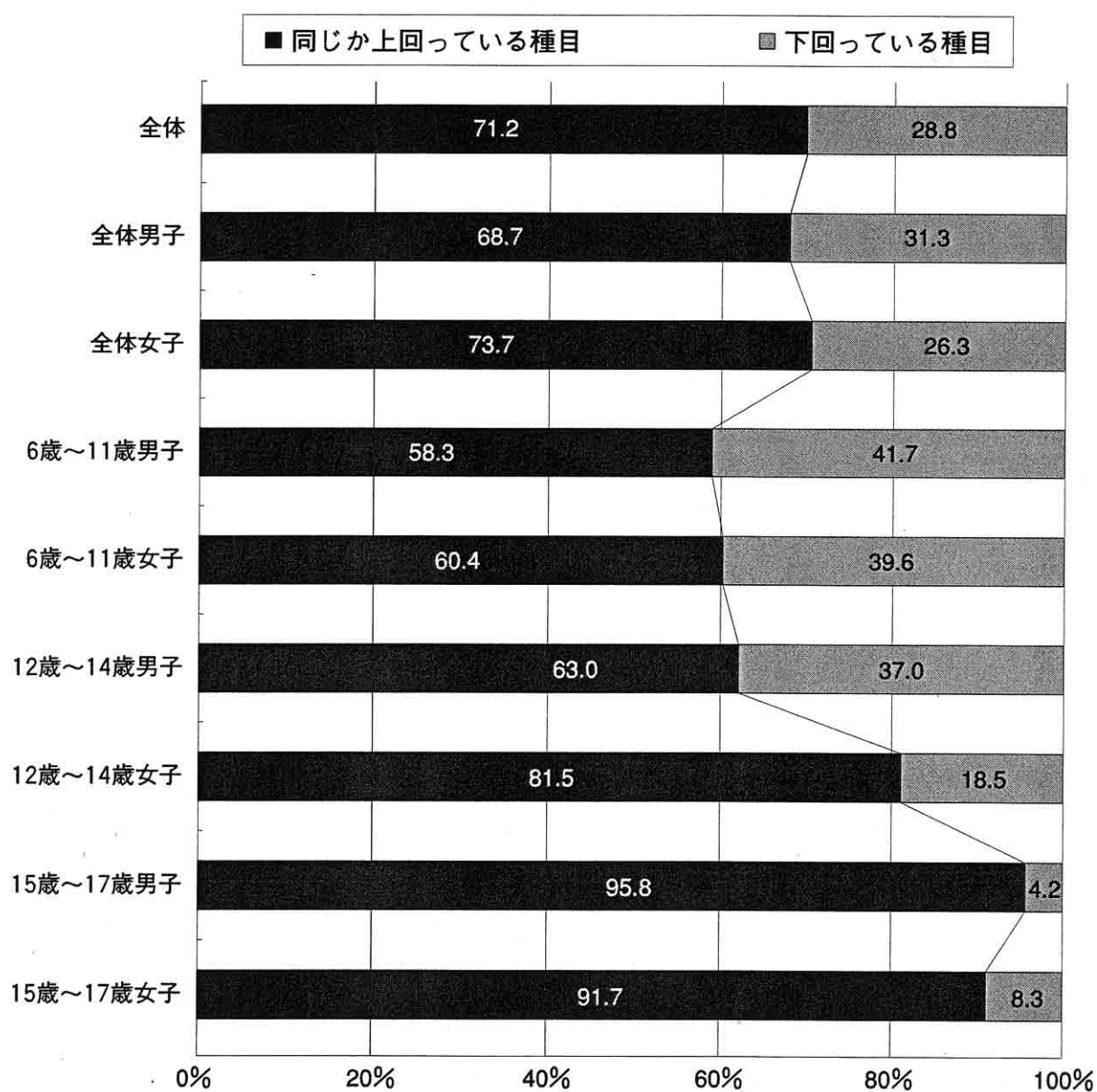
男子は、15歳までの体力低下が著しく、女子は、8～15歳までの体力低下が顕著である。

また、運動の基本とも言える「走・跳・投」は、15～17歳の持久走を除いて、全体的に下回る結果となっている。

(3) 広島県平均値の平成13年度と平成14年度との比較

〔表3〕

次のグラフは、広島県児童生徒の体力・運動能力の調査の結果について、広島県平均値の平成13年度と平成14年度との比較を行い、同じか上回っている種目、下回っている種目を年齢男女別に表したものである。その結果、全種目中で平成13年度の平均値を「同じか上回っている種目」は71.2%、「下回っている種目」は28.8%となっている。



〔表4〕

次の表は、県平均値の比較を種目年齢男女別にまとめたものである。

性別		種目 年齢	握 力	上 体 起 こ し	長 座 体 前 屈	反 復 横 と び	20 m シャトルラン	持 久 走	50 m 走	立 ち 幅 と び	ボ ー ル 投 げ
男 子	6	◎	▲	◎	◎	◎	—	◎	▲	◎	
	7	◎	◎	◎	◎	▲	—	◎	▲	▲	
	8	◎	▲	▲	◎	▲	—	◎	▲	▲	
	9	◎	▲	◎	◎	▲	—	▲	▲	▲	
	10	◎	◎	▲	◎	▲	—	▲	▲	◎	
	11	◎	◎	▲	◎	◎	—	◎	◎	◎	
	12	◎	◎	◎	◎	▲	▲	◎	◎	▲	
	13	◎	◎	◎	◎	▲	◎	◎	◎	▲	
	14	▲	▲	◎	◎	▲	◎	▲	◎	▲	
	15	▲	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎	
	16	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎	
	17	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎	
女 子	6	◎	▲	◎	▲	▲	—	▲	◎	▲	
	7	◎	◎	◎	◎	▲	—	◎	◎	◎	
	8	◎	◎	◎	◎	▲	—	▲	▲	▲	
	9	◎	▲	▲	◎	▲	—	▲	▲	▲	
	10	◎	◎	◎	◎	▲	—	◎	▲	◎	
	11	◎	◎	◎	◎	◎	—	▲	◎	▲	
	12	◎	◎	◎	◎	▲	◎	▲	◎	◎	
	13	◎	◎	◎	◎	▲	◎	◎	◎	◎	
	14	▲	◎	◎	◎	▲	◎	◎	◎	▲	
	15	◎	◎	◎	◎	—	▲	◎	▲	◎	
	16	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎	
	17	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎	
同じか上回っている種目		21	18	20	23	3	10	18	15	13	計
下回っている種目		3	6	4	1	15	2	6	9	11	57

◎同じか上回っているもの、▲下回っているもの、—未実施

全体的に向上しており、11歳及び15～17歳の男子、7歳、11～13歳及び16～17歳の女子については、記録の伸びが著しい。

しかしながら、8～9歳及び14歳の男子、6歳及び9歳の女子については、体力低下傾向にある。

種目別に見ると、特に、20mシャトルランが課題であり、全国との比較にもあるように、運動の基本とも言える「走・跳・投」の向上が求められる。